

愛称: デイジアセ
キャピタル・ストラテジーズ・トラストー
エポック・デジタル・アセツツ

ケイマン諸島籍 / オープンエンド型追加型契約型 / 外国投資信託 (円建て)

投資信託説明書 (請求目論見書)

2018.10.15

管理会社 エポック・パートナーズ・リミテッド

- 1 本請求目論見書により行うキャピタル・ストラテジー・トラスト・エポック・デジタル・アセット (以下「本ファンド」といいます。)の受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成30年9月28日に財務省関東財務局長に提出しており、同年10月14日にその届出の効力が生じております。
- 2 本請求目論見書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- 3 本請求目論見書は、金融商品取引法第15条第3項の規定により、投資者から請求された場合に交付されるものであり、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされております。
- 4 受益証券1口当たり純資産価格は、本ファンドに組入れられている有価証券等の値動き等により上下します。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用等の変動による損益はすべて投資者の皆様はに帰属します。

請 求 目 論 見 書

平成30年 9月28日有価証券届出書提出

発 行 者 名 : エポック・パートナーズ・リミテッド
(Epoch Partners Limited)

代表者の役職氏名 : 取締役 (Director)
ケンジ・スティーブン (Kenji Steven)

本店の所在の場所 : ケイマン諸島、KY1-9005、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、エルジン・アベニュー190
(190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands)

代理人の氏名 : 弁護士 平田 晴幸

代理人の住所 : 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号 丸の内三井ビル
シティニューワ法律事務所

届出の対象とした募集

募集外国投資信託受益証券に係るファンドの名称 :

キャピタル・ストラテジーズ・トラストーエポック・デジタル・アセット
(Capital Strategies Trust - Epoch Digital Assets)

募集外国投資信託受益証券の金額 :

円クラスA受益証券 1,000億円を上限とします。

縦覧に供する場所 : 該当事項なし

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	4
第1 ファンドの状況	4
1 ファンドの性格	4
2 投資方針	11
3 投資リスク	19
4 手数料等及び税金	41
5 運用状況	50
第2 管理及び運営	50
1 申込（販売）手続等	50
2 買戻し手続等	53
3 資産管理等の概要	55
4 受益者の権利等	59
第3 ファンドの経理状況	61
1 財務諸表	61
2 ファンドの現況	62
第4 外国投資信託受益証券事務の概要	63
第三部 特別情報	64
管理会社の概況	64
1 管理会社の概況	64
2 事業の内容及び営業の概況	64
3 管理会社の経理状況	66
4 利害関係人との取引制限	67
5 その他	67
別紙A 定義	68

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

キャピタル・ストラテジーズ・トラストーエポック・デジタル・アセット (Capital Strategies Trust - Epoch Digital Assets)

- (注1) エポック・デジタル・アセット (以下「本ファンド」といいます。) は、アンブレラ型ユニット・トラストであるキャピタル・ストラテジーズ・トラスト (以下「本トラスト」といいます。) のシリーズ・トラストです。なお、アンブレラとは、一定の条件の下に1つ以上の投資信託 (シリーズ・トラスト) を設定できる仕組みです。本書の日付現在、本トラストは、本ファンドのみにより構成されています。シリーズ・トラストは、一又は複数のクラスで構成されます。
- (注2) 日本において、本ファンドの名称について「キャピタル・ストラテジーズ・トラストー」を省略することがあります。
- (注3) 本ファンドの愛称として、「デジアセ」を用いることがあります。

(2) 外国投資信託受益証券の形態等

記名式無額面の受益証券で、追加型です。本書において、円クラスA受益証券 (円ヘッジあり、一般投資家向け) (以下「受益証券」といいます。) の募集が行われます。

エポック・パートナーズ・リミテッド (以下「管理会社」といいます。) の依頼により、信用格付業者から提供され、又は閲覧に供された信用格付は取得しておらず、今後も取得する予定はありません。

(3) 発行 (売出) 価額の総額

円クラスA受益証券：1,000億円を上限とします。

- (注1) 本ファンドはケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、受益証券は円建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り円貨をもって行います。
- (注2) 本書の中で金額及び比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(4) 発行 (売出) 価格

(i) 当初申込期間：

受益証券1口当たり次の金額とします。

円クラスA受益証券：1口当たり100,000円

(ii) 継続申込期間：

該当するクラスのシリーズ1の1口当たり純資産価格

- (注1) 受益証券は、該当するクラスのシリーズ1の1口当たり純資産価格で新しいシリーズで発行されます。ただし、パフォーマンス期間の初日に発行される受益証券は、シリーズ1の1口当たり純資産価格がハイウォーターマーク以上である場合にはシリーズ1として発行されます。
- (注2) 「パフォーマンス期間」とは、(i) (A) クラスのシリーズの初回の発行及び (B) 前回のパフォーマンス期間の末日直後の日のいずれか遅い方の日から開始し、(ii) (A) 暦四半期の最終日、(B) (償還、買戻し又は移転される受益証券に関する) 実質的所有権の償還、買戻し若しくは移転又は (C) 本ファンドの清算の開始をもって終了する期間をいいます。
- (注3) 「ハイウォーターマーク」とは、一般的に、(1) 前記の記載に基づく当該シリーズの1口当たり当初申込価格、その後は (2) シリーズの1口当たり申込価格と、パフォーマンス期間の終了時におけるシリーズの1口当たり純資産価格のいずれか高い方、又は、もしパフォーマンス期間の終了時にパフォーマンスを上げているシリーズの内、最も古いシリーズに統合が行われた場合

には、パフォーマンス期間の終了時におけるパフォーマンスを上げているシリーズの内、最も古いシリーズの1口当たり純資産価格をいいます。

(5) 申込手数料

申込金額の5.4%（税抜き5.0%）を上限として日本における販売会社の裁量により決定される手数料が申込金額に対して徴収されます。

（注） 消費税率に応じて変更となることがあります。

申込手数料に関する照会先は、後記「(8) 申込取扱場所」に同じです。

(6) 申込単位

(i) 当初申込：

円クラスA受益証券－1,000,000円又は販売会社が1,000,000円以上で別途定めた金額とします。

(ii) 継続申込：

円クラスA受益証券－最低当初申込価格の半額（50%）又は販売会社が決定するその他の金額とします。

(7) 申込期間

(i) 当初申込期間：2018年10月15日（月）から2019年1月23日（水）まで

(ii) 継続申込期間：2019年1月24日（木）から2019年11月29日（金）まで

(8) 申込取扱場所

申込取扱場所である日本における販売会社については、以下の連絡先に照会することができます。

Teneo Partners 株式会社

東京都中央区銀座二丁目2番4号ヒューリック西銀座第2ビル6階（以下「販売会社」又は「Teneo Partners 株式会社」といいます。）

（注1） 販売会社又は販売取扱会社の営業所において、申込みの取扱いを行います。

（注2） 販売取扱会社とは、販売会社と受益証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からの受益証券の申込み又は買戻しを販売会社に取次ぎ、投資者からの申込金額の受入れ又は投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取扱う金融商品取引業者及び（又は）取次登録金融機関をいいます。

(9) 払込期日

(i) 当初申込期間：

投資者による払込の方法については下記「(12)その他、(ハ) 申込みの方法」をご参照下さい。

(ii) 継続申込期間：

投資者による払込の方法については下記「(12)その他、(ハ) 申込みの方法」をご参照下さい。

日本における販売会社に支払われた申込金額の総額は、適用される申込日（各暦月の最初の営業日又は管理会社が受託会社と協議の上決定するその他の日をいいます。以下同じです。）の5営業日前若しくはそれ以前又は受託会社が決定するその他の期限に受託会社又はその正式に指定された代理人に払込まれます。

(10) 払込取扱場所

上記「(8) 申込取扱場所」に同じです。

(11) 振替機関に関する事項

該当事項はありません。

(12) その他

(イ) 申込証拠金はありません。

(ロ) 引受等の概要

- ①Teneo Partners 株式会社は、日本における販売会社として、管理会社との間の日本における受益証券の販売・買戻しに関する2018年7月30日付受益証券販売・買戻し契約に基づき、受益証券の募集を行います。
- ②本書において定めるとおり、販売会社は直接又は販売取扱会社を通じて間接に受領した受益証券の買付注文及び買戻し請求の管理会社への取次ぎを行います。
- ③管理会社は、Teneo Partners 株式会社を本ファンドに関して日本における代行協会員に指定しています。

(注) 代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、受益証券に関する目論見書（以下「目論見書」といいます。）、運用報告書その他の書類を他の販売会社及び販売取扱会社に提供する等の業務を行う金融商品取引業者をいいます。

(ハ) 申込みの方法

受益証券の申込みを行う投資者は、販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」といいます。）を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。受益証券の販売会社に対する取得額の支払は、日本円でなされます。

受益証券の当初申込

原則として、申込みをする者は、購入申込書をファクシミリ、PDFファイルによる電子メール又は販売会社と事前に同意した方法によって、遅くとも当初申込日の7国内営業日前の正午（東京時間）（該当日が金曜日又は当該週の最終国内営業日である場合はその前国内営業日）までに販売会社に届くように送付しなくてはならず、追って原本が送付されなければなりません。（ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合は除きます。）

受益証券の申込代金は、販売会社によって、当初申込日の7国内営業日前（該当日が金曜日又は当該週の最終国内営業日である場合はその前国内営業日）若しくは販売会社が決定するその他の期限又はそれ以前に受領されなくてはなりません。

(注) 「当初申込日」とは、2019年2月1日又は受託会社が決定するその他の日をいいます。

受益証券の継続申込

原則として、申込みをする者は、購入申込書をファクシミリ、PDFファイルによる電子メール又は販売会社と事前に同意した方法によって、遅くとも関連する申込日の7国内営業日前の正午（東京時間）（該当日が金曜日又は当該週の最終国内営業日である場合はその前国内営業日）までに販売会社に届くように送付しなくてはならず、追って原本が送付されなければなりません。（ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合は除きます。）

受益証券の申込代金は、販売会社によって、関連する申込日の7国内営業日前（該当日が金曜日又は当該週の最終国内営業日である場合はその前国内営業日）若しくは販売会社が決定するその他の期限又はそれ以前に受領されなくてはなりません。

全ての受益者は、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律（改正済）によって要求されるマネー・ロンダリング防止手続を遵守する義務があります。

(注) 「国内営業日」とは、東京の銀行が営業を行う日（土曜日及び日曜日を除きます。）又は販売会社が管理会社及び受託会社と協議の上決定するその他の日をいいます。

(ニ) 日本以外の地域における発行

日本以外の地域における発行は行われません。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

① ファンドの目的、信託金の限度額及び基本的性格

キャピタル・ストラテジーズ・トラストーエポック・デジタル・アセット (Capital Strategies Trust - Epoch Digital Assets) (以下「本ファンド」といいます。)は、アンブレラ型ユニット・トラストであるキャピタル・ストラテジーズ・トラスト (以下「本トラスト」といいます。)のシリーズ・トラストです。なお、アンブレラとは、一定の条件の下に1つ以上の投資信託 (シリーズ・トラスト) を設定できる仕組みです。本書の日付現在、本トラストは、本ファンドのみにより構成されています。シリーズ・トラストは、一又は複数のクラスで構成されます。

信託金の限度額は、定められておりません。

本ファンドの投資目的は、多様なデジタル資産投資戦略に投資する集団投資ビークルに分散投資することにより長期的な資産の成長を達成し、絶対的なリターンを最大化することです。本ファンドはこれらの値動きが激しい、しかし潜在的に収益性が高いと思われる資産の値上がり分の多くを獲得することを目指す一方、これに伴う高いリスクを管理することを目指します。

デジタル資産には、仮想通貨、トークン、イニシャル・コイン・オファリング (ICO)、仮想通貨マイニング、仮想通貨レンディング、デジタル・インフラ会社、ブロックチェーンその他の分散型台帳技術 (DLT) 関連投資、デジタル資産インフラ会社 (ワイヤレス・タワー、キャリアー、データ・センター、ファイバー、スモール・セル、スマート・テクノロジー (IoT)) 及び関連インフラ会社並びにフィンテック及びAI (人工知能) 等の関連分野が含まれますが、これらに限りません。

② ファンドの性格

本トラストは、インタートラスト・エス・ピー・ヴィー (ケイマン) リミテッド (以下「受託会社」といいます。) とエポック・パートナーズ・リミテッド (以下「管理会社」といいます。) との間で締結された2018年6月27日付基本信託証書 (その後の変更又は補足を含み、以下「基本信託証書」といいます。) によって設定されたケイマン諸島のアンブレラ型ユニット・トラストです。

本ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープンエンド型の追加型投資信託として設定されました。

本ファンドは、2018年6月27日付補遺信託宣言及び2018年7月13日付補遺信託証書の変更証書 (以下「補遺信託証書」といい、基本信託証書とあわせて以下「信託証書」といいます。) によって設定される本トラストの個別のシリーズ・トラストです。

信託証書は、ケイマン諸島法に準拠します。全ての受益者は、信託証書の規定の利益を得る権利を有し、信託証書の規定に拘束され、またその通知を受けているとみなされます。本書及び信託証書の規定のいずれかの際に利益相反が生じた場合、信託証書の規定が優先されます。

受益者は自己勘定で受益証券を購入することによって、本ファンドの資産の分割できない受益権を保有することになります。(共同受益者は、対応する共同受益権を保有します。)

管理会社は、既存の受益者の同意を得ることなく、管理会社が決定する条件で本ファンドの受益証券のクラスを設定及び発行することができます。また、受託会社及び管理会社は、既存の受益者の同意を得ることなく、その他のシリーズ・トラストを設定することができます。

本トラストは、各シリーズ・トラストに関する資産と負債を分別することを目的とする構造になっています。

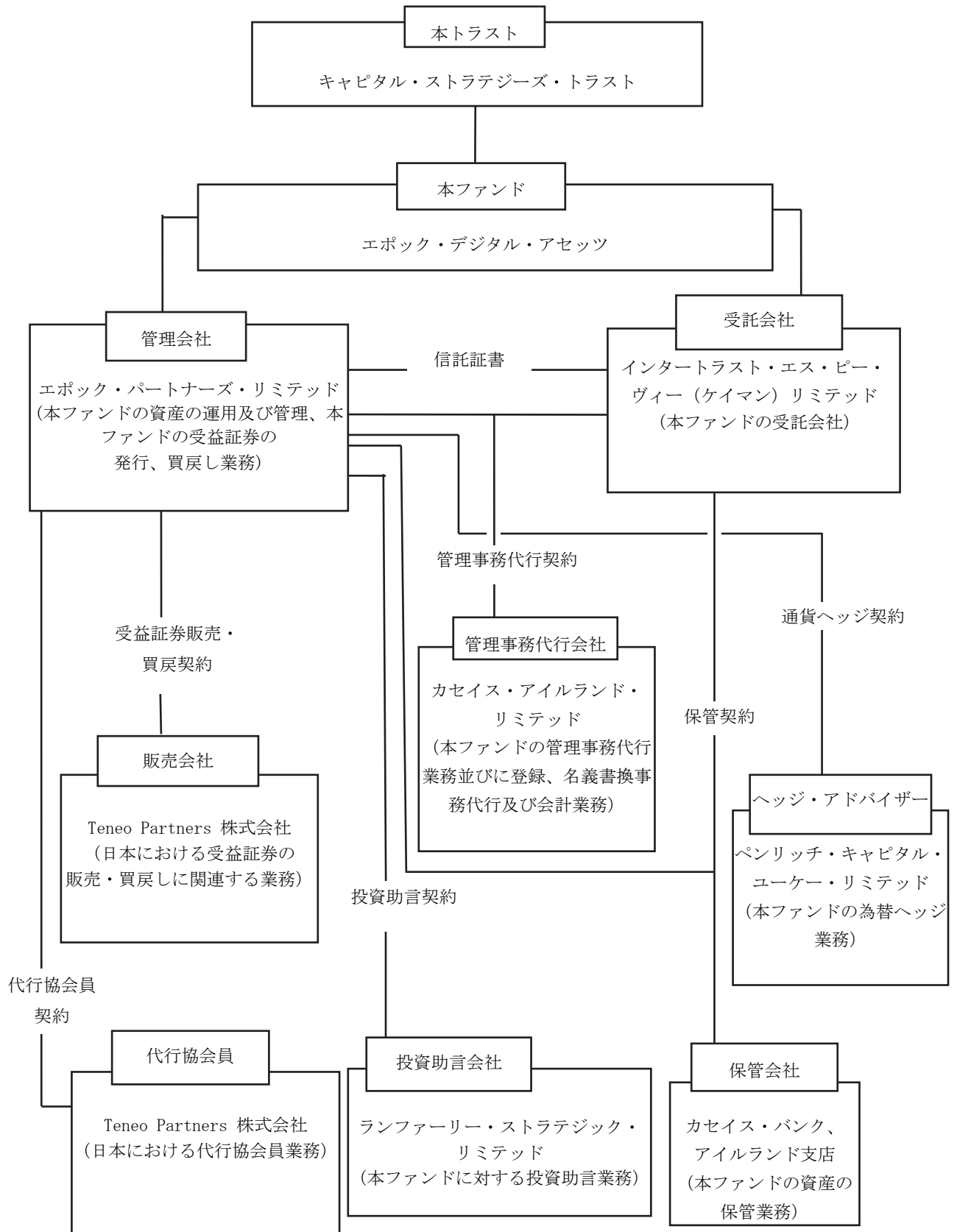
本ファンドの事業又は業務の重大な変更、既存の受益者の権利及びケイマン諸島法によって規定されたその他の事項に重大な悪影響を与える構造の変更には、受益者の事前の承認が必要とされる場合があります。

(2) ファンドの沿革

2017年11月8日	管理会社の設立
2018年2月13日	管理会社の名称変更
2018年6月27日	基本信託証書及び補遺信託証書の締結
2018年7月13日	補遺信託証書の変更証書の締結
2019年1月31日	本ファンドの運用開始

(3) ファンドの仕組み

① ファンドの仕組み



② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割及び契約等の概要

名称	本ファンド運営上の役割	契約等の概要
エポック・パートナーズ・リミテッド (Epoch Partners Limited)	管理会社	2018年6月27日付で基本信託証書及び補遺信託証書並びに2018年7月13日付で補遺信託証書の変更証書を受託会社との間で締結。本ファンドの資産の運用、管理、受益証券の発行、買戻し及び本ファンドの終了について規定しています。
インタートラスト・エス・ピー・ヴィー (ケイマン) リミテッド (Intertrust SPV (Cayman) Limited)	受託会社	基本信託証書、補遺信託証書及び補遺信託証書の変更証書を管理会社との間で締結。上記に加え、本ファンドの資産の受託運用業務について規定しています。
カセイス・アイルランド・リミテッド (CACEIS Ireland Limited)	管理事務代行会社	2018年7月16日付で管理会社及び受託会社との間で管理事務代行契約（以下「管理事務代行契約」といいます。） ^(注1) を締結。 本ファンドの管理事務代行業務並びに登録、名義書換事務代行及び会計業務について規定しています。
Teneo Partners 株式会社	日本における代行協会員及び販売会社	2018年7月30日付で管理会社との間で代行協会員契約（以下「代行協会員契約」といいます。） ^(注2) を締結。日本における代行協会員業務について規定しています。 2018年7月30日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（以下「受益証券販売・買戻契約」といいます。） ^(注3) を締結。日本における受益証券の販売及び買戻しに関連する業務について規定しています。
ランファーリー・ストラテジック・リミテッド (Ranfurly Strategic Limited)	投資助言会社	2018年6月29日付で管理会社との間で投資助言契約（以下「投資助言契約」といいます。） ^(注4) を締結。本ファンドに対する投資助言業務について規定しています。
カセイス・バンク、アイルランド支店 (CACEIS Bank, Ireland Branch)	保管会社	2018年7月17日付で管理会社及び受託会社との間で保管契約（以下「保管契約」といいます。） ^(注5) を締結。本ファンドの資産の保管業務について規定しています。
ペンリッチ・キャピタル・ユーカー・リミテッド (Penrich Capital UK Limited)	ヘッジ・アドバイザー	2018年6月29日付で管理会社との間で通貨ヘッジ契約（以下「通貨ヘッジ契約」といいます。） ^(注6) を締結。本ファンドの為替ヘッジ業務について規定しています。

(注1) 管理事務代行契約とは、管理会社及び受託会社によって任命された管理事務代行会社が受益証券の発行及び買戻しの登録、名義書換業務並びに管理事務代行契約の条項に基づく管理事務業務を提供する契約です。

(注2) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、本ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の公表、目論見書、運用報告書その他の書類の他の販売会社及び販売取扱会社に対する提供等代行協会員業務を提供することを約する契約です。

(注3) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令及び目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

(注4) 投資助言契約とは、管理会社によって任命された投資助言会社が、投資助言契約の規定に従って投資対象の運用を行うために管理会社に助言する契約です。

(注5) 保管契約とは、管理会社によって任命された保管会社が、本ファンド資産に関連する管理に関する業務及び本ファンド資産の保管に関する監督業務を提供する契約です。

(注6) 通貨ヘッジ契約とは、管理会社によって任命されたヘッジ・アドバイザーが、一定の本ファンドのヘッジ・サービスを提供する契約です。

③ 管理会社の概要

(i) 設立準拠法

管理会社は、ケイマン諸島の会社法（改正済）に基づき設立されました。

(ii) 事業の目的

管理会社の事業の目的は、ケイマン諸島の会社法（改正済）により禁止されている事項の他は、制限されておりません。

(iii) 資本金の額

2018年7月末日現在の発行済資本金の額は、50,000米ドル（約555万円）で、全額払込済です。管理会社の授権株式総数は、額面1米ドルの株式5万株で、発行済株式数は、50,000株です。なお、管理会社の純資産の額は、2018年7月9日現在、621,705米ドル（約6,905万円）です。

(注) 米ドルの円貨換算は、2018年8月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=111.06円）によります。以下、米ドルの金額表示は別途明記されない限り全てこれによります。

(iv) 会社の沿革

2017年11月8日設立。

(v) 大株主の状況

(2018年7月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
エポック・パートナーズ・エージェー (Epoch Partners AG)	カーヒストラッセ12 9490 ファドウーツ アライド・ファイナンス・トラスト・ エージェー宛 (c/o ALLIED FINANCE TRUST AG Kirchstrasse 12 9490 Vaduz)	50,000株	100.00%

(4) ファンドに係る法制度の概要

① 準拠法の名称

本ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2018年改正法）に基づき設立されています。本ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2015年改正法）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）により規制されています。

② 準拠法の内容

(i) ケイマン諸島の信託法（2018年改正法）

ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国における信託法及び信託に関する判例法のほとんどの部分を採用しています。さらに、ケイマン諸島の信託法（2018年改正法）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払込み、投資者の利益のために投資顧問会社が運用する間、受託会社は一般的に保管者としてこれを保持します。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負います。その職務、義務及び責任の詳細は、信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、また、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者又はケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除きます。）受益者としな

言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、及び信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、場合により、無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料及び年次手数料を支払わなければなりません。

(ii) ミューチュアル・ファンド法

下記「(6) 監督官庁の概要」をご参照下さい。

(5) 開示制度の概要

① ケイマン諸島における開示

(i) ケイマン諸島金融庁 (CIMA) に対する開示

本ファンドは、英文オフアリング・メモランダムを発行しなければなりません。英文オフアリング・メモランダムは、受益証券について全ての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者が本ファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報を記載し、またミューチュアル・ファンド (日本) 規則の要求する情報を記載しなければなりません。英文オフアリング・メモランダムは、本ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

本ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、計算期間終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、本ファンドに以下の事由があると気づくか、それがあると信ずべき理由があるときは、CIMAに報告する法的義務を負っています。

- ・ 弁済期に債務を履行できないこと又はできないであろうこと。
- ・ 投資者又は債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行し若しくは事業を解散し、又はその旨意図していること。
- ・ 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、又は遂行しようとして意図していること。
- ・ 詐欺的又は犯罪的な方法で事業を行い、又は行おうとしていること。
- ・ ミューチュアル・ファンド法若しくはその下位規則、ケイマン諸島の金融庁法 (改正済)、マネー・ロンドリング規則 (改正済) 又は受託会社の認可条件を遵守せずに事業を行い、又は行おうとしていること。

本ファンドの独立監査人は、ケーピーエムジー ケイマン諸島 (KPMG in the Cayman Islands) です。

ミューチュアル・ファンド (年次報告) 規則 (2018年改正法) に従い、全ての規制されているミューチュアル・ファンドは、各ミューチュアル・ファンドの会計年度に関して、会計年度終了後6か月以内に規則に記載された詳細を含む正確かつ完全な報告書を完成させCIMAに提出しなければなりません。CIMAは、この提出期限の延長を認める場合があります。報告書にはミューチュアル・ファンドに関する一般情報、運用情報及び会計情報が含まれ、報告書はCIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければなりません。規制されたミューチュアル・ファンドの運用者は、ミューチュアル・ファンドがこの規則を遵守することに対して責任を負います。監査人は、規制されたミューチュアル・ファンドの運用者から受領した各報告書を直ちにCIMAに提出することに対してのみ責任を負い、監査人により提出された報告書の正確性又は完全性に対して責任を負いません。

(ii) 受益者に対する開示

国際財務報告基準 (以下「IFRS」といいます。) に準拠して作成された監査済年次報告書は、通常、各会計年度末から6か月以内に受益者に対し送付されます。また、管理会社は、未監査半期報告書を受益者に対し送付します。

本ファンドの会計年度末は毎年5月31日です。

② 日本における開示

(i) 監督官庁に対する開示

(a) 金融商品取引法上の開示

日本における1億円以上の外国投資信託受益証券の募集又は売出しをする場合、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）（以下「金融商品取引法」といいます。）に基づき、受益証券の発行者により有価証券届出書が関東財務局長に提出されていなければなりません。投資者及びその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができます。

日本における販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付しなければなりません。外国受益証券の発行者は、その財務状況等を開示するために、各計算期間終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、本ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者及びその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。

（b）投資信託及び投資法人に関する法律上の届出

日本において受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）に従い、本ファンドに係る一定の事項が受益証券の発行者により金融庁長官に届出られていなければなりません。また、受益証券の発行者は、本ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容及び理由等を金融庁長官に届出なければなりません。さらに、受益証券の発行者は、本ファンドの資産について、本ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書（全体版）及び交付運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

（ii）日本の受益者に対する開示

受益証券の発行者は、信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に変更の内容及び理由等を、書面をもって通知しなければなりません。

受益証券の発行者からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、日本における販売会社又は販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記の本ファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付されます。運用報告書（全体版）は、電磁的方法により本ファンドの代行協会員であるTeneo Partners 株式会社のホームページにおいて提供されます。

（6）監督官庁の概要

本ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づく、ミューチュアル・ファンドとして規制されています。

規制された投資信託として、本ファンドはCIMAの監督下にあり、CIMAは、いつでも本ファンドに財務書類の監査を受けさせ、同書類をCIMAが指定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。本ファンドがミューチュアル・ファンド法に違反して、ケイマン諸島において又はケイマン諸島からミューチュアル・ファンドとして事業を行なっているか行おうとしていると信じるに足る合理的根拠を有する場合は、CIMAは、受託会社に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法に基づくその義務を実行するために合理的に要求する情報又は説明をCIMAに対して提供するように指示できます。CIMAの要求に従わない場合、受託会社は高額な罰金を課されることがあり、CIMAは、ケイマン諸島の裁判所に本ファンドの清算を請求することができます。

規制された投資信託が、履行期が到来した義務を履行できないか若しくは履行できなくなる可能性がある、投資者若しくは債権者の利益を害する方法で業務を遂行している若しくは遂行しようとしている、若しくはそうした方法でその業務を自主的に清算している、又は規制された投資信託の監督及び管理が適切に行われていないか若しくは規制された投資信託の管理者がその地位に立つものとして適切でないとCIMAが（特に）確信した場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、特に受託会社の交替を要求する権限、本ファンドの登録の取消を行う権限、本ファンドの適切な業務の遂行につき受託会社に助言を行う者を指名する権限、又は本ファンドの管理業務を担当する者を指名する権限が含まれます。CIMAは、その他措置の承認を受けるべく裁判所に申請する権限を有するほか、その他の対応策を講じることができます。

本ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の法律に基づき設立され存続しています。ケイマン諸島の銀行及び信託会社法（2018年改正法）に基づく業務を行う免許を受けており、CIMAの監督下にあります。

2 投資方針

(1) 投資方針

本ファンドの投資目的

本ファンドの投資目的は、多様なデジタル資産投資戦略に投資する集団投資ビークルに分散投資することにより長期的な資産の成長を達成し、絶対的なリターンを最大化することです。本ファンドはこれらの値動きが激しい、しかし潜在的に収益性が高いと思われる資産の値上がり分の多くを獲得することを目指す一方、これに伴う重要なリスク管理も同時に目指します。

デジタル資産には、仮想通貨、トークン、イニシャル・コイン・オファリング（ICO）、仮想通貨マイニング、仮想通貨レンディング、デジタル・インフラ会社、ブロックチェーンその他の分散型台帳技術（DLT）関連投資、デジタル資産インフラ会社（ワイヤレス・タワー、キャリアー、データ・センター、ファイバー、スモール・セル、スマート・テクノロジー（IoT））及び関連インフラ会社並びにフィンテック及びAI（人工知能）等の関連分野が含まれますが、これらに限りません。

本ファンドの投資可能資産及び機能通貨

本ファンドは、いかなる者、組織（法人格の有無を問いません。）、ファンド、信託、世界各国の政府、州若しくは地域の機関により発行される持分、ファンド若しくは運用勘定、取引所取扱商品、株式、債券、社債、優先株、ワラント債、転換社債、投資信託のユニット又はサブユニット、パートナーシップの持分、ストック・オプション若しくは先物契約、通貨スワップ若しくは金利スワップ、為替先物、レポ取引及びリバーズレポ取引、譲渡性預金、手形、コマーシャル・ペーパー又はその他あらゆる種類の証券（金融派生商品を含みます。）又はこれらの者に対し行う貸付（又は貸付への参加）、又はミューチュアル・ファンド若しくは同種スキームへの参加、及び短期金融市場における利回りを獲得する短期投資又は短期預金（定期預金、銀行引受手形、その他の銀行債券を含みますが、これらに限定されません。）、及びその他の投資対象に以下に記載される投資制限に常に従い投資を行うことができます。

さらに、本ファンドは、受益者の事前承認なしに、他のビークルを通じて（管理会社が管理する「マスター・ファンド」を介して行う場合を含みますが、これに限定されません。）本ファンドの資産を投資することを決定することができます。

本ファンドの全ての資産は、ライセンスを受けた銀行又は信託会社により独立して保管されなければなりません。本ファンドが集団投資ビークルに投資するにあたり、各ビークルは独立した保管会社を選任するか又はその資産に適切な盗難保険を付さなければなりません。本ファンドの機能通貨は、円クラスAについては日本円です。

本ファンドの投資プロセス

管理会社は、業界の最良の慣行を通じて蓄積された長年の実世界での投資経験に基づき、投資哲学を確立しました。それは、最良のファンド運用能力を発掘すること、及び、集団投資ビークル／ファンドへの投資に付随するリスクを可能な限り軽減させることです。そこで、リスク管理のためにヘッジを行うアクティブなファンド・マネージャー、及び、優れた資産選定若しくは投資能力を発揮して収益を獲得するアクティブなファンド・マネージャーを重視します。投資戦略の多様性と資産の安全性、流動性及び透明性を注意深く管理することが、デジタル資産投資における長期的な資産の成長にとってきわめて重要な成功要因であると考えます。

管理会社は、様々な構成要素間でシナジー効果を生み出すために、まず本ファンドの現金及びヘッジ資産以外の資産をディスクリーショナル投資戦略、システムティック投資戦略、及びICO／VC投資を中心とした3つの戦略に分散投資します。各戦略への配分は、通常約20%から40%の範囲になる予定です。ディスクリーショナル投資戦略は、ファンド・マネージャーの投資決定におけるスキル及び判断力に依拠します。システムティック投資戦略は、大部分の取引でコンピューター・モデルを使用します。ディスクリーショナル投資戦略とシステムティック投資戦略の組合せによりリスクを分散し継続的なリターンを獲得できるものと考えます。通常、約10%から30%の現金ポジションを保有することにより本ファンドを市場の大きな変動から隔離し、非常に魅力的な市況において管理会社が選択的に投資配分を増加させることを可能にします。また、本ファンドが買戻請求に応じる準備をする場合、又は管理会社が投資配分を増加させる選択を行った場合には、現金ポジションが実質的に10%以下又は30%以上になる場合があります。

本ファンドはマルチ・ストラテジー・アプローチに従い、あらゆるデジタル資産分野に亘りオポチュニ

ティック（機会主義的）に投資することができますが、とりわけ下記「（５）投資制限」に記載される投資制限を重視する厳格な投資ガイドライン（以下に記載します。）を常に遵守します。本ファンドは、多様な投資戦略を用いてデジタル資産に投資する集団投資ビークルにその資産を配分します。本ファンドはまた、現預金、インデックス投資商品、ヘッジ商品及びその他の資産に投資することもできますが、常に投資ガイドラインを遵守するものとします。本ファンドの投資戦略は、集団投資ビークルに投資する点においてファンド・オブ・ファンズ（FoF）の投資戦略に類似しています。

本ファンドの投資対象は、個別には極めて値動きが激しく、それに見合ったリターン特性がありますが、これらを組み合わせただけの場合には相互に補完し合い、本ファンド全体のボラティリティを低減させる可能性があります。そこで、本ファンドは、分散、リバランス及びキャッシュ・マネジメントを特に考慮しつつ、ポートフォリオ管理戦略及び資産配分戦略を実施します。

本ファンドが投資において選定するファンド・マネージャーは、個人投資家には再現することが困難な、優れた情報分析、高度な計量モデル、取引又はその他の要素への優先的アクセスを必要とする洗練された投資戦略を実行します。本ファンドの投資目的は相対的な収益の実現ではなく絶対的な収益を生み出すことであるため、受益者は、急激に上昇する市場を本ファンドの収益が下回ったり、逆に下落する市場で上回ったりすることを経験する場合があります。

投資評価のプロセスでは、以下の３つの要因を重要と考え、ファンド・マネージャーのデューディリジェンスを行う際の重点チェック項目として設定しています。

戦略的要因

- ・ 管理会社の市場／戦略についての見解
- ・ ポートフォリオの多様性による恩恵
- ・ 本ファンドの投資目的との整合性

計量的要因

- ・ 魅力的なリスク／リターン特性
- ・ 市場との低い相関関係
- ・ 超過収益の持続性
- ・ 投資戦略の運用資産上限額

質的要因

- ・ 実世界での投資経験
- ・ リスク管理能力
- ・ 現地の視察及びオペレーションの調査
- ・ バックグラウンド・チェック及びコンプライアンス・レビュー

デジタル資産セキュリティ・プラットフォームSPC

管理会社は、デジタル資産への投資の優れた成長性を享受するためには、オペレーショナル・リスク及び保管リスクが増大するものであることを認識しています。そこで、投資及びオペレーションの両面のデューディリジェンスを含むよう投資プロセスを慎重に構築し、投資ガイドラインに独立した保管の要件を導入することにより、可能な限りこのようなリスクの管理に努めます。

本ファンドの投資ガイドラインを遵守し、管理会社は、本ファンドの現預金及びヘッジ資産以外の資産を、管理会社独自のデジタル資産セキュリティ・プラットフォームSPC（以下「DASP」といいます。）内の個別の分離ポートフォリオ（以下各々を「SP」といいます。）として構築された集団投資ビークルに配分します。これらの分離ポートフォリオは、ケイマン諸島の分離ポートフォリオ会社（Segregated Portfolio Company、以下「SPC」といいます。）の一部であり、本ファンドが選定する各ファンド・マネージャーがそれぞれのSPの資産を運用します（各SPには外部の投資家も投資をすることができます。）。SPCの各SPは、一又は複数のデジタル資産保管会社を任命するか、又はその資産に盗難保険を付保します。また、管理会社は、本ファンドの資産を高い水準で監督できる他の集団投資ビークルに投資する場合があります。

SPCの投資顧問会社としてのエポック・パートナーズ・リミテッド（以下「投資顧問会社」といいます。）

は選定したファンド・マネージャーを、投資顧問会社のサブアドバイザー（以下各々を「サブアドバイザー」といいます。）として任命し、全体的な責任を持つと同時に、継続的に管理を行います。サブアドバイザーは、投資顧問会社と当該サブアドバイザーとの間で合意された所定の運用ガイドラインの枠内で、指定されたSPの資産のみを運用する限定的な権限を与えられています。かかる運用ガイドラインは、資産について独立した保管会社での保管又は適切な盗難保険の付保を義務付け、「プライバシー・コイン」その他日本の金融庁が投資を禁止する資産への投資を禁止するものを含んでいます。サブアドバイザーは、SPの外に資金を移動させ、又は投資顧問会社の承認を得ることなくSPの運用ガイドラインを変更することはできません。

投資顧問会社は、DASPを通じて行われる資産運用のために各サブアドバイザーの投資戦略毎にSPを設定します。SPにはICO/VC投資戦略に投資するもの、マルチ・ストラテジー・システムティック投資戦略に投資するもの及びマルチ・ストラテジー・ディスクリーショナル投資戦略に投資するものの3種類があります。各SPは、日本の金融庁により禁止されている資産への投資の禁止を含む運用ガイドラインを記載する固有のオフERING・メモランダムを有します。本ファンドのポートフォリオの投資戦略の変化に応じて、長期的にみて10から15のSPに投資するものと思われます。

各SPはまた、本ファンドの流動性規定に対応するよう、投資顧問会社によって規定された標準的な流動性規定に従うものとします。DASPは、以下の条件に従い申込及び償還のために日次の流動性を提供します。

日次償還：

合計額が最新の入手可能なSPの純資産総額の2%を超えるSPの株式の償還請求がいずれかの償還日に受領された場合、SPCの取締役は、かかるSPの純資産総額の2%を超える株式は当該償還日に償還されず、かかる償還請求は翌償還日又はSPCの取締役が決定するその後の償還日に繰越されると宣言することができ、その場合、各償還日に償還される各株主の株式数は、比例配分で減少されます。ただし、その後の償還日に、従前の償還日から繰越された償還請求は、繰越された期間に応じて優先権が与えられます。

月次償還：

合計額が最新の入手可能なSPの純資産総額の10%を超えるSPの株式の償還請求がいずれかの暦月に受領された場合、SPCの取締役は、かかるSPの純資産総額の10%を超える株式は当該償還日に償還されず、かかる償還請求は翌月の償還日又はSPCの取締役が決定するその後の償還日に繰越されると宣言することができ、その場合、各償還日に償還される各株主の株式数は、比例配分で減少されます。ただし、その後の償還日に、従前の償還日から繰越された償還請求は、繰越された期間に応じて優先権が与えられます。

管理会社は、DASPを利用する事により、最高クラスの一貫した厳格なコンプライアンス及びオペレーショナル・リスク管理の枠組みを備えつつ、一流の外部のファンド・マネージャーの優れた収益率獲得力を活用できると確信しています。管理会社は、DASPを通じて本ファンドの資産（現金及びポートフォリオのヘッジ商品を除きます。）を投資することで得られる主な利点は以下のものである、と考えます。

流動性

- ・ほとんどのヘッジ・ファンドはロック・アップ期間を設けており、解約は四半期毎又は年毎であることにより、特に市況が大きく変化した際にはファンド・オブ・ファンズの運用を困難にしています。
- ・DASPには日々の流動性があり、管理会社は市場機会を獲得するために、サブアドバイザー間で資産を速やかに再配分できます。

安全性

- ・現在、ほとんどのデジタル資産ファンドは独立した保管会社を有せず、「自己保管」を用いることを選択しています。自己保管を行っているファンドは管理会社のオペレーションに関するデューディリジェンス・プロセスを自動的に通りません。
- ・対照的に、DASPの全ての資産は独立した保管会社によって保管されるか、又は盗難保険が付保されます。

透明性

- ・投資顧問会社は、取引内容を確認するためにサブアドバイザー及び保管会社と緊密に連携しているDASPアド

ミニストレータ（以下に定義します。）からリスク及びポジションに関する報告書を日々受領し、確認します。投資顧問会社は純資産総額を確認し承認します。

・投資顧問会社は、日本の金融庁により禁止されている資産への投資が行われていないことを検証することができます。

費用

・DASPの投資顧問会社は、規模の経済によりサービスプロバイダーと有利な条件を交渉できます。これは第三者のファンドへの投資では出来ないことです。

同水準で監督できるその他のストラクチャーを使って投資することによって同様の利点を得られる可能性もありますが、管理会社は主に自己のデジタル資産への投資をより良い方法で管理するためにDASPを設立しました。管理会社は、将来、本ファンドに類似するものの、異なる法的ストラクチャー及びサービスプロバイダーを伴い、本ファンドと同じ方法でDASPに投資する他の投資ビークルを設定する場合があります。しかしながら、DASPに投資するいかなる投資ビークルも、DASPに投資する他の投資ビークルより有利な取扱いを受けることはありません。

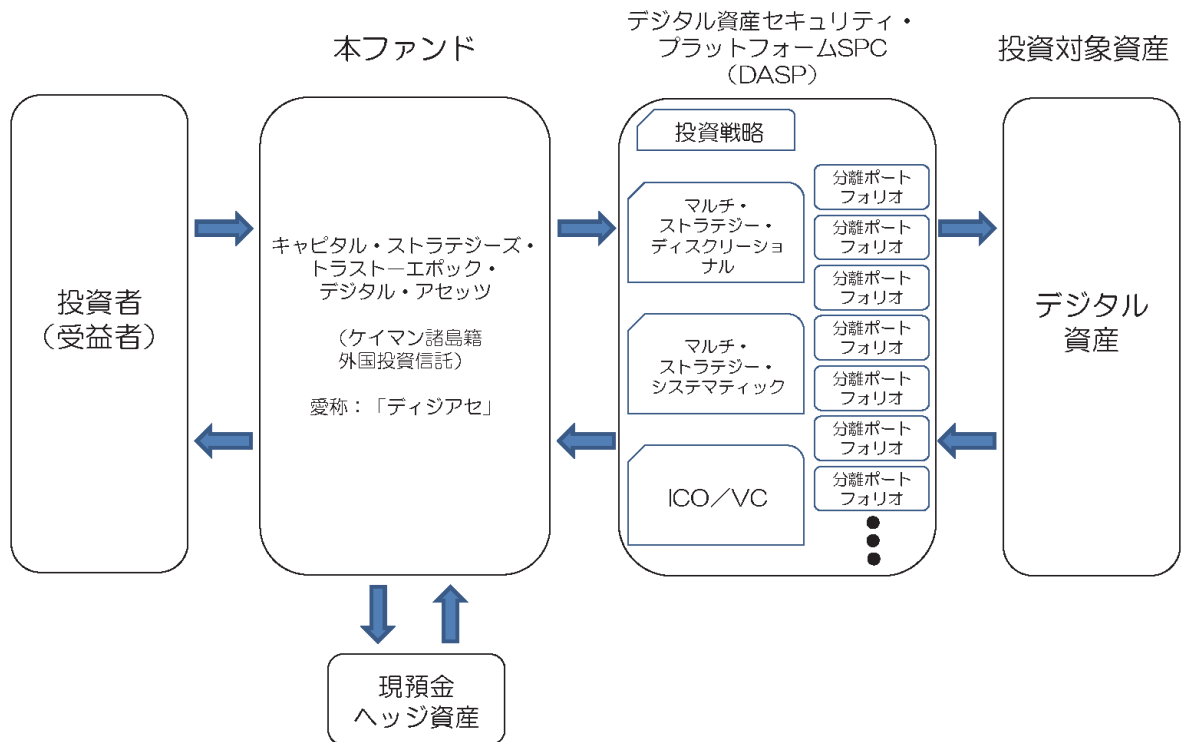
メインストリーム・ファンド・サービスズ・ピーティーイー・リミテッドがDASPのアドミニストレータ（以下「DASPアドミニストレータ」といいます。）に任命されました。

DASPには、ケースバイケースで投資顧問会社とSPCの取締役により合意され、サブアドバイザーの取引戦略に応じた各種の保管会社が任命されます。

ケーピーエムジー ケイマン諸島（ケイマン諸島、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、クリケット・スクエア、センチュリー・ヤード所在）がDASPの監査人として任命されました。DASPはIFRSに準拠し、会計年度末は5月末日です。

本ファンドの投資戦略が利益を得る結果を達成する保証はありません。投資リスクとは投資家が本ファンドに投資した資金の全てを失う場合があることを意味します。

本ファンドの仕組み



今後管理会社の投資判断及びその他の理由により変更される可能性があります。

(2) 投資対象

上記「(1) 投資方針」をご参照下さい。

(3) 運用体制

本トラスト及び本ファンドの管理会社は、CIMAに登録されたケイマン諸島の免税会社であるエポック・パートナーズ・リミテッドです。管理会社は、投資運用サービスを本ファンドに提供するために証券投資業法（その後の改正を含みます。）に基づく適用除外を認められており、信託証書に従い本ファンドの資産の投資全般に責任を有します。管理会社は、日本証券業協会（以下「JSDA」といいます。）が日本における公募ファンドを管理する資産運用会社に対して要求する純資産要件に適合します。

管理会社は、管理会社と直接契約を締結した投資委員会、管理会社のリサーチ・チーム及びオペレーショナル・リスク委員会（合わせて以下「投資委員会」といいます。）を通じて運用を行います。また、管理会社は、投資活動を補助するため投資助言会社とも契約を締結しています。投資委員会の委員は、投資目的の達成において、その投資及び業界の専門知識並びにキープレーヤー（すなわち、デジタル資産取引所、サービスプロバイダー、プロジェクト開発者、調査機関及びその他の投資家）とのグローバルな関係を利用します。管理会社は、あらゆる水準で本ファンドの資産の独立した管理、監査及び保管を提供する金融機関を厳選しています。

投資委員会及びエグゼクティブ・チームのメンバーは、主に機関投資家向けの資産運用に豊富な専門知識を有し、ヘッジ・ファンド・マネージャーの深い分析、投資及びモニターにおいて100年を優に超える集団としての経験を有しています。投資委員会の委員は、1,000を超える異なるヘッジ・ファンド、CTA及びヘッジ・ファンド・マネージャーのデューデリジェンスを行い、多様な市場周期に亘る数十億ドルの投資の経験を有しています。投資委員会の委員は1982年からヘッジ・ファンド及び2010年からデジタル資産に投資しており、業界との深いつながりと専門知識を有しています。

管理会社は、ニュージーランドの2013年金融市場行為法に基づいて認可を受け、ニュージーランド金融市場庁（以下「FMA」といいます。）の規制を受けているニュージーランドにて登録されている一任投資スキームの管理者であるランファーリー・ストラテジック・リミテッドを管理会社の投資助言会社として任命しました。ランファーリー・ストラテジック・リミテッドは、2014年2月に設立され、2016年10月31日に登録スキーム（制限スキームを除きます）の管理者としてFMAにより認可されており、かかる認可は2021年10月31日まで有効です。

本ファンドは、FMAによる規制を受けません。

ランファーリー・ストラテジック・リミテッドは、FMAの規制を受ける一任投資スキームの管理者として、認可条件の一部である以下の継続的な義務を果たさなければなりません。

- ・毎月の正味有形資産を計算し、法定の監督機関（1873年設立の唯一のニュージーランド政府信託会社である公益信託（パブリック・トラスト））に報告すること
- ・適切な水準の専門業務賠償保険を維持すること
- ・取締役、上級管理職、重要な社員の変更、支配の変更、支払不能のおそれ、監査人の変更、提起された法的請求についてFMAに届出ること
- ・「重大な状況の変化」をFMAに届出ること
- ・効率的な役務提供を確保するための適切なコンプライアンス確保プログラムを維持すること
- ・紛争解決機関への加入を維持すること
- ・マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策（AML/CFT）、外国口座税務コンプライアンス法（FACTA）、共通報告基準（CRS）に関する厳格な基準を遵守すること

投資助言会社の取締役は次のとおりです。

ケンジ・スティーブン

ケンジ・スティーブン氏は、25年に亘って金融サービス部門の起業家であり、機関投資家及び個人顧客の両方にサービスを提供する多くの成功した資産運用会社を設立しました。ケンジ・スティーブン氏は、エポック・パートナーズ・リミテッドの共同チーフ・インベストメント・オフィサー及び取締役です。

ケンジ・スティーブン氏は、2003年にチューリッヒにおいてインフィニティ・キャピタルを共同設立し、オペレーション、金融、コンプライアンス、投資研究、データ管理及びマーケティングの任にありました。アジ

ア全域でランドマークファンドをスタートした運用資産拡大の牽引役であるストラクチャード商品に係る事業を運営しました。ケンジ・スティーブン氏は、いくつかの大手銀行が取引のリスク監視、レバレッジ又は元本確保を提供する複数の銀行のストラクチャード商品の発行を行うグローバルファンド取引所（GFX）の設立に関わりました。最終的に、ケンジ・スティーブン氏は、ニュージーランドの債券・資本市場における重要な子会社であるインフィニティ・キャピタル・マーケッツを経営しました。

当初は自己の資産を運用するため、2009年にNZキャピタル・ストラテジーズ・リミテッドを共同設立し、民間市場に注力し、その後年金資産の運用に拡大し、2013年金融市場行為法に基づき認可を受け、FMAによって規制されたニュージーランドの一任運用投資スキームの運用会社であるランファーリー・ストラテジックをスタートさせました。

ケンジ・スティーブン氏は、4つの大陸に居住したことがあり、カンタベリー大学にて日本語とマーケティングの二つを専攻し、学士号を有しています。

クリス・ウェルズ

クリス・ウェルズ氏は、エポック・パートナーズのオンショア投資助言会社であるランファーリー・ストラテジック・リミテッドのマネジング・ディレクターで、エポック・パートナーズ・リミテッドの共同チーフ・コンプライアンス・オフィサー及びマネー・ロンダリング防止オフィサーでもあります。クリス・ウェルズ氏は、公認会計士でオーストラリア及びニュージーランド公認会計士のメンバーです。クリス・ウェルズ氏は金融市場で25年以上の経験を有しています。クリス・ウェルズ氏は公認会計士として資格を取得し、主たる活動を変更して15年間英国で金融、システム及びコンプライアンスに大きく関わり、高度に規制された代替投資分野に従事する以前には、ニュージーランド、米国、英国で監査を行っていました。

クリス・ウェルズ氏は、家族とともにニュージーランドに戻り、グループCF0として、急速に拡大したインフィニティ・キャピタルの最初の従業員の1人となり、その後もチーフ・コンプライアンス・オフィサーの役割を果たしました。財務、オペレーション業務、定量的研究及びデータ管理を全てのグループ企業に提供する主要な事業子会社の取締役を務めていました。また、リストラクチャリング、資金調達、ディストレス資産の換価を行い、クラウン・エンティティを支援してきました。

クリス・ウェルズ氏は、カンタベリー大学から商業の学位を取得し、1985年に公認会計士になりました。オペレーション業務、財務及びコンプライアンスに広範な経歴を有しています。

投資助言会社は、投資助言契約に基づき以下の投資に係る義務を負います。

1. 投資助言会社は管理会社に助言しますが、管理会社は常に本契約の条件に従って最終的な投資判断に責任を持ちます。
2. 投資助言会社は、通常の注意義務の基準に従うとともに、管理会社の管理及び指示に従い、投資対象について助言及び監視を行い、支援します。投資助言会社は、その投資業務を遂行するにあたり、
 - a. 関連する投資制限を遵守し、
 - b. 管理会社が投資助言会社に与える特定の指示に従います。
3. 投資助言会社の義務は、投資助言契約に従い投資対象への投資に必要又は望ましい各種行為及び事項を支援することです。とりわけ、以下の事項について管理会社を支援します。
 - a. 投資を管理し、それに関する費用及び手数料が支払われることを確保すること、
 - b. 投資目標に対して定期的に投資対象の成果を監視すること、
 - c. 管理会社の承認を受けて、全ての投資が本ファンドの保管会社又は名義人の名義で行われることを確保すること、
 - d. 投資対象に関して生じる全ての配当、所得及びその他の分配又は権利の付与が本ファンドのために回収されることを確保すること、
 - e. 本ファンドのために随時保有する投資対象の取得、費用及び価額とこれに関連する借入又は債務の条件の完全かつ正確な記録を管理会社が受領できるよう確保すること、
 - f. 必要に応じて管理会社に投資レポート及びその他の情報を提供すること。

(4) 配分方針

本ファンドは、円クラスA受益証券に関して配分を宣言する予定はありません。

(5) 投資制限

本ファンドは、その資産の投資について下記の投資ガイドラインに服します。投資ガイドラインはJSDAの規則に基づく投資制限を含むものです。

- (i) 本ファンドは、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得るリスク）を適正に管理する方法としてあらかじめ管理会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことはできません。
- (ii) 本ファンドは、その資産の50%を超える部分を有価証券に投資します。なお、仮想通貨及びICOへの直接投資は、有価証券には該当しません。
- (iii) 本ファンドは、直前の取引日の純資産総額の10%を超えて単一の投資対象に投資しないものとし、管理会社は、単一の投資対象が、常時又は随時、直前の取引日の本ファンドの純資産総額の10%を超えることがないように努めます。管理会社は、違反を認識してから1か月以内に是正措置を取るよう努めます。
- (iv) 本ファンドのポートフォリオを補完し、又は分散のメリットを提供するために、投資委員会の単独の裁量で純資産総額の20%まではデジタル資産分野以外の他の戦略に投資することができますが、常に上記（iii）記載の投資制限を遵守するものとします。
- (v) 全ての投資について、本ファンドによる投資の前に投資デューディリジェンス及びオペレーショナル・デューディリジェンスの両方を含む2つの分野のデューディリジェンスを行います。
- (vi) 本ファンドは、借入れ総額の残高が本ファンドの純資産総額の10%を超えることとなる場合、借入れを行うことはできません。ただし、合併等の場合のような異常又は緊急事態の場合は、この10%の制限を一時的に超えることができます。
- (vii) 本ファンドは、いかなる場合でも純資産総額を超えるデリバティブ取引を行うことはできず、またヘッジ目的以外の目的でデリバティブ取引を行うことはできません。危険の額を計算するために、本ファンドは簡便法を使用します（デリバティブ取引等の想定元本は本ファンドの純資産総額を超えないものとし、）。金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ管理会社が定めた合理的な方法により算出した額が純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引（新株予約権証券、外国新株予約権証券、新投資口予約権証券、外国新投資口予約権証券又は同法第2条第1項第19号に規定するオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引、選択権付債券売買及び商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号（その後の改正を含みます。））第3条第10号に規定するものをいいます。）を含みます。）を行います。）をいいます。）を行いません。
- (viii) 本ファンドの全資産は免許を受けた銀行又は信託会社によって分別保管されるものとします。本ファンドが集団投資ビークルに投資する際は、各ビークルは、独立した保管会社を任命するか、又はその資産に適切な盗難保険を付保しなくてはなりません。
- (ix) 本ファンドは、いかなる仮想通貨にも直接投資しないものとし、全ての投資対象は機能通貨又は仮想通貨ではない流動性のある認知された法定通貨、又は基本通貨によるものとします。
- (x) 本ファンドは、匿名性を促進するように設計された仮想通貨である「プライバシー・コイン」又は日本の金融庁により認められていないその他の資産を対象とする投資を避けます。
- (xi) 本ファンドは、本ファンド及び管理会社によって管理される全てのファンド又は口座によって保有される議決権の総数が、当該証券を取得したことにより、当該会社の議決権の50%を超えることとなる場合、当該会社の株式に投資しないものとし、上記のパーセンテージは、購入時又は時価で計算されます。
- (xii) 管理会社の取締役及び役員の変更は、受託会社の承認が必要です。
- (xiii) 本ファンドが、私募有価証券、非上場有価証券又は不動産等流動性に欠ける資産に投資する場合において、当該投資対象の評価方法の透明性を確保するための方法が取られます。
- (xiv) 本ファンドは、管理会社若しくは受益者以外の第三者の利益のためになされる取引等、受益者の保護に反し、又は本ファンドの資産の適正な運用を害する取引を行うことは禁止されています。
- (xv) 本ファンドはその資産のうち49%までを現金で保有することができ、全額を投資する義務はありません。

- ん。
- (xvi) 空売りを行った有価証券の時価総額は（もしあれば）、本ファンドの純資産総額を超えることはできません。

3 投資リスク

(1) リスク要因

① リスク要因

本ファンドの投資に係るリスク要因

本ファンドへの投資は投機的なものであり、高いリスクを伴います。あらゆるファンドと同様、本ファンドがその目的を達成する、又は本ファンドの実績がどの期間においてもプラスであるという保証はありません。本ファンドは主にファンド又は集団投資ビークル、現預金及び為替ヘッジ資産に投資を行いますが、下記のリスクに関する記述は本ファンドが（DASPを通じて）投資を行うファンド又は集団投資ビークルにも適用されます。したがって、投資を検討される方は本ファンドに直接又は間接的に該当する場合は以下のリスク要因を考慮されるようお願いいたします。ただし、これらのリスク要因は本ファンドへの投資に伴う全てのリスク要因を網羅していない場合があります。

市場リスク及び選択リスク

市場リスクとは本ファンドの投資先の一又は複数の市場が下落するリスクであり、市場が予想に反して急落する可能性も含まれます。選択リスクとは本ファンドの経営陣が選択した有価証券の運用実績が市場、関連指数又は同様の投資目的及び投資戦略を有する他のファンドが選択した有価証券の実績を下回るリスクをいいます。

金利リスク

金利リスクとは、一般的に債券の価格が金利下落時には上昇し、金利上昇時には下落するリスクを言います。長期債の価格は期間の短い債券よりも金利感応度が高い傾向にあります。短期金利又は長期金利が急騰し、その他本ファンドの経営陣が予想しない動きをした場合には、本ファンドが損失を被る場合があります。

信用リスク

信用リスクは有価証券の発行体が期限到来時に利息の支払又は元本の返済を行うことのできないリスクです。発行体の信用格付けの変更又は発行体の信用力に対する市場の認識の変化も、本ファンドの当該発行体に対する投資価値に影響を与える場合があります。信用リスクの程度は発行体の財務状況と契約条件の両方に左右されます。

システミック・リスク

信用リスクは、一又はいくつかの大手金融機関の債務不履行によって発生することもあります。大手金融機関は流動性又は業務上のニーズを満たすため相互に依存しており、したがって一金融機関の債務不履行が他の金融機関の一連の債務不履行を引起こします。これは時に「システミック・リスク」と呼ばれ、本ファンドが日常的に関わる清算機関、手形交換所、銀行、証券会社及び取引所等の金融機関に悪影響を与える場合があります。

外国証券のリスク

海外市場で取引される有価証券は（常にではないとしても）しばしば米国内で取引される有価証券とは異なる値動きをします。そのような投資は米国での投資には存在しない特別なリスクを伴い、本ファンドが損失を被る可能性が高まる場合があります。特に、外国の取引所は投資家が少なく、日々の取引数も少ないというリスクがあるため、こうした取引所で本ファンドが有価証券の売買を行うことがより困難である場合があります。さらに、外国証券の価格は米国及び／又は投資家の居住地で取引される有価証券よりも値動きが激しい場合があります。

外国経済リスク

一部の外国市場の経済は、GDP成長率、資本の再投資、資源及び国際収支等の点において米国又は投資家の居住地の経済と比べて遜色がないとはいええない場合があります。一部の外国経済は特定の産業又は外国資本への依存度が高く、外交上の変化、特定の国に対する経済制裁、国際取引パターンの変化、貿易障壁その他の保護貿易主義又は報復措置に対して脆弱な場合があります。また、外国市場への投資は資本規制、会社若しくは産業の国有化、資産没収又は重税等の政府の措置による悪影響を受けることがあります。加えて、一部の国の政府は資本市場又は一定の産業に対する国外からの投資を禁止したり、大幅に制限したりする場合があります。こうした措置が有価証券の価格に深刻な影響を及ぼし、外国有価証券を売買し、本ファンドの資産又は収益を居住地又は資産を保管する管轄地に移転する本ファンドの能力を損ない、その他本ファンドの運用に悪影響を与える可能性があります。その他の潜在的な外国市場リスクには、為替管理、有価証券の価格決定における困難、外国政府債のデフォルト、外国の裁判所における判決執行上の困難及び政治的・社会的不安定さがあります。一定の外国において投資家が利用できる法的救済は、投資家の母国における救済と比べて見劣りする場合があります。

通貨リスク

本ファンドが投資する有価証券その他の金融商品は、本ファンドの機能通貨と異なる通貨建ての場合があります。このため、為替レートの変動が本ファンドのポートフォリオの価値に影響する場合があります。一般的に本ファンドの機能通貨が他の通貨に対して値上がりする場合、本ファンドの機能通貨に換算した場合の価値が減少するため、他の通貨建ての有価証券の価値は下落します。反対に、本ファンドの機能通貨が他の通貨に対して下落する場合、当該通貨建ての有価証券の価値は上昇します。このリスクは通常「通貨リスク」として知られ、本ファンドの機能通貨が高い場合には投資家へのリターンが減少し、安い場合にはリターンが増えることとなります。

為替レートは、金利変動、米国その他の政府、中央銀行、国際通貨基金（IMF）等の国際機関の介入（又は介入しなかったこと）、為替管理、その他米国内外の政治的出来事等数多くの理由により、短期間に大きく変動する場合があります。その結果、本ファンドの外国通貨金融商品又は外国通貨建て有価証券への投資のリターンが減少する場合があります。本ファンドがとる一部のポジションは為替変動の予測から利益を上げようとする場合があります。将来の価格の予想は本質的に不確実であり、市場がポジションに反する動きをした場合に生じる損失はヘッジできない場合があります。一般的に、絶対的な値動きを予想する場合、相対的な値動きを予想しようとする場合と比べて投機的側面が大きいとみられています。

様々な外国通貨取引の利用により、本ファンドの実績をヘッジし又は実績に寄与する特定の通貨の実績に左右される場合があります。管理会社が効果的な為替プログラムを採用するという保証はなく、本ファンドの機能通貨の価値が他の通貨に対して下落した場合、為替変動に起因する損失を被る場合があります。さらに、本ファンドは管理会社が指定する為替戦略に関連して取引コストを負担します。

政府の監督及び規制／会計基準

多くの外国政府は、証券取引所、ブローカー及び有価証券の売却について米国その他の国と同程度の監督や規制を行っていません。一部の国は、米国証券取引法その他の先進国の証券法や会社法に相当する投資家保護法制を整備していない場合があります。たとえば、一部の外国にはインサイダー取引に対する法律や規則がありません。インサイダー取引とは、会社の重要な非公開情報に基づいて当該会社の証券を売買することです。他の国の会計基準は米国で一般に認められている会計原則（U.S. GAAP）又は国際財務報告基準（IFRS）と異なる場合があります。他の国の会計基準で本ファンドの会計方法と同等の詳細が要求されない場合、本ファンドの経営陣が会社の財務状況を完全かつ正確に判断することが困難となる場合があります。

様々な管轄地で本ファンド資産を保有するリスク

本ファンドは通常、外国銀行及び証券預託機関で外国の有価証券及び現金を保有します。一部の外国銀行及び証券預託機関は、最近設立された場合や外国の保管業務になじみのない場合があります。さらに、これらの経営に対する監督が限定的、又は全くなされていない場合があります。また、一部の国の法律は、外国銀行、証券の預託機関や発行体又はこれらの代理機関が破産した場合における本ファンドの資産回収を制限しています。加えて、一部の外国市場における有価証券の売買及び保有には、米国や本ファンドが通常投資

するその他の管轄地よりも費用がかかることもしばしばあります。外国市場への投資による増加費用により本ファンドが稼得することのできる投資収益が減少し、米国のみに投資する投資会社と比べて本ファンドの運用費の割合は概して高くなります。

決済リスク

一部の外国市場の決済・清算手続きは、米国、EU及び日本の手続きと大きく異なっています。外国の決済・清算手続き及び取引規制には、米国投資の決済には通常伴わない一定のリスク（支払又は有価証券の引渡の遅延等）がある場合があります。時には一部の外国における決済は証券取引数に追いついていません。こうした問題のため、本ファンドの取引実行が困難となる場合があります。本ファンドが購入した有価証券の決済ができない、又は決済が遅延した場合に、魅力的な投資機会を逃し、一部の資産が一定期間リターンを得ることなく投資されないままとなる可能性があります。売却した有価証券の決済ができない、又は決済が遅延した場合には、かかる証券の価値が下落した場合、又は他の当事者と当該証券の売却契約を締結していた場合に、本ファンドが発生した損失を負う可能性があります。

デリバティブ

本ファンドは、投資のヘッジ又はリターンを高めるためにデリバティブ商品を利用することがあります。デリバティブを利用することで、他の種類の金融商品よりも迅速かつ効果的にリスク・エクスポージャーを増減することができます。デリバティブは値動きが激しく、以下のような重大なリスクを伴います。

- ・信用リスク — デリバティブ取引の相手方（取引の反対側当事者）が本ファンドに対する金融債務を履行できないリスク
- ・レバレッジリスク — 比較的小さな値動きが投資対象の価値の大幅な変動をもたらす一定の種類の投資又は取引戦略に付随するリスク。レバレッジを含む投資又は取引戦略は、当初投資額を大きく上回る損失をもたらす可能性があります。
- ・流動性リスク — 一部の有価証券が任意のタイミング又は現在価値と確信される価格で売却することが困難又は不可能となるリスク

本ファンドは予想ヘッジを含むヘッジ目的でデリバティブを利用することがあります。ヘッジとは、本ファンドが他の保有資産に付随するリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略です。ヘッジにより損失を低減することができる一方で、市場が本ファンドの予想と異なる動きをした場合又はデリバティブの費用がヘッジの利益を上回る場合に利益が損なわれ、消滅し、又は損失が生じる場合があります。ヘッジには、デリバティブの価格変動がヘッジ対象の保有資産の価値に適合しないリスクもあり、この場合、ヘッジ対象の保有資産の損失が低減されず、むしろ増加することがあります。本ファンドのヘッジ戦略がリスクを低減する又はヘッジ取引が利用可能であり、費用対効果が高いという保証はありません。本ファンドはヘッジ利用を要求されておらず、ヘッジしないことを選択することができます。本ファンドはリターンを高めるためにデリバティブを利用する場合があるため、ヘッジ目的に限ってデリバティブを利用した場合よりも上記のリスクにさらされます。リターン向上のためのデリバティブの利用は投機的とみなされる場合があります。

スワップ

本ファンドはスワップ契約を締結することがあります。スワップ契約は個別に交渉し、様々な異なる種類の投資又は市場要因に対するエクスポージャーを伴うように組成することができます。その仕組みによって、スワップ契約は、（米国内外の）長・短期金利、米ドル以外の通貨価値、企業の借入金利、有価証券の価格、株式バスケット又はインフレ率等のその他の要因に対する本ファンドのエクスポージャーが増減することがあります。スワップ契約は多くの異なる形式をとることができ、様々な名称で知られます。本ファンドは、本ファンドの投資目的及び方針に合致している限り特定の形式のスワップ契約に限定されません。

スワップ契約は、本ファンドの投資エクスポージャーを一つの種類の投資から他の種類に変更する傾向があります。その利用方法により、スワップ契約は本ファンドのポートフォリオの全体的なボラティリティを増減することがあります。スワップ契約の実績における最も重要な要因は、特定の金利、通貨、個別株式の価値又は本ファンドが授受する支払の金額を決定するその他の要因の変動です。スワップ契約により本ファンドによる支払が要求される場合、本ファンドは期限到来時の支払に備えておかなければなりません。これ

は債務不履行の場合にのみ生じ、値洗いの対象ではありません。さらに、取引相手方の信用力が低下した場合、かかる取引相手方とのスワップ契約の価値も下がると予想され、潜在的に本ファンドが損失を被ることがあります。

先物取引リスク

本ファンドは先物及び先渡取引に投資することがあり、かかる取引は瞬時に大きな損失や利益をもたらすことがあります。そのような取引損失により、本ファンドの純資産総額、ひいては投資家の本受益証券の価値が大幅に下落する場合があります。加えて、潜在的な償還制限により、投資家の本ファンドへの投資を償還する能力が影響を受ける場合があります。さらに、運用、分配金、顧問及び仲介手数料の大幅な変更の影響を受けることもあります。また、時間とともに生じる資産の減耗又は消耗を回避するために、大きな取引利益を上げる必要があります。本ファンドはまた、外国の先物又は先渡契約を取引することがあります。正式に米国市場と関係のある市場を含め、米国外に所在する市場での取引に適用される規制は、本ファンド又は受益者に対して異なる又は低い保護しか提供しない場合があります。さらに、米国の規制当局が、本ファンドが取引を実行することのある米国外の規制当局又は市場の規則の執行を強制できないこともあります。

先物市場は極めて不安定です。本ファンドが先物取引を行う場合、本ファンドの収益性は管理会社の先物市場を正確に分析する能力にある程度左右されますが、かかる能力は、とりわけ需要・供給関係の変化、政府の方針、商業及び取引プログラム、世界の政治的・経済的事象及び金利の変動の影響を受けます。さらに、商品先物への投資は、追加的リスク（レバレッジ及び契約相手方の信用リスクを含みますが、これらに限りません。）を伴います。最後に、米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」といいます。）及び先物取引所は、特定の商品取引において保有又は管理できる最大の正味ロング・ポジション又は正味ショート・ポジションに「投機的ポジション制限」と称される制限を設けています。本ファンドの勘定を含め、管理会社が管理する全ての勘定で保有する全てのポジションが、このポジション制限の遵守状況を判断するために合算されます。かかる制限を超えないように、本ファンドのための取引指示を変更する必要が生じ、本ファンドが保有するポジションを清算しなければならない場合もあります。そのような変更や清算が必要とされた場合、本ファンドの運用や収益性が悪影響を受ける可能性があります。

社債

本ファンドが投資する社債には、発行会社の元利金の支払不能リスクがあり、金利感応度、発行会社の信用度に関する市場の認識及び一般的な市場流動性等の要因による価格変動の影響を受ける場合があります。金利上昇時には社債の価値は低下すると予想されます。長期債は短期債よりも金利の変動に対する感応度が高い傾向にあります。

売却制限証券

売却制限証券とは、適用される証券法に基づき登録されない限り公に転売できないか、転売を禁止又は制限する契約上の制限のある有価証券をいいます。売却制限証券には、適用される証券法に基づき登録されていない私募証券も含まれることがあります。売却制限証券は上場されておらず、活発な取引市場がない場合もあり、流動性も低いことがあります。本ファンドがこうした証券を短期に売却できない、又は現在価値を下回る価格でしか売却できない場合もあります。また、発行体について限られた情報しか得られず、損失の予想ができないこともあります。さらに、本ファンドの経営陣が発行体について重要な非公開情報を受領した場合、その結果としてかかる証券を売却できなくなる場合もあります。

ソブリン債

本ファンドはソブリン債に投資することがあります。ソブリン債は外国政府が発行又は保証するものです。ソブリン債への投資には、政府がたとえばキャッシュ・フローの問題、外貨準備高の不足、政治的思惑、経済に対する政府の債務状況の相対的規模、IMFその他の国際機関が要求する経済改革の失敗等により、期限の到来したソブリン債の元利金の支払が遅延又は拒否されるリスクがあります。デフォルトが生じた場合、支払の延期又は追加の借入れが要求される場合があります。債務不履行の場合にソブリン債を回収する法的手続きはなく、返済されないソブリン債の全部又は一部を回収することのできる破産手続きもありません。

空売り

本ファンドは、投資目的又は投資ポートフォリオのヘッジ目的で空売りを行うことがあります。空売りでは、売り手が保有していない場合もある有価証券を売却し、買い手に引渡すために同じ有価証券を後日返却する義務を負って借り入れます。空売りにより売り手は有価証券の値下がりによる利益を得ることができます。空売りでは、対象となる有価証券の価格が理論上無制限に上昇する可能性があることから理論上無制限の損失リスクがあり、したがってショート・ポジションをカバーするためのかかる有価証券の購入コストが上昇します。また、ショート・ポジションのカバーに必要な有価証券を購入できる保証はありません。ショート・ポジションを手仕舞うための有価証券の購入により、かかる有価証券の価格がさらに上昇し、損失が膨らむこともあります。本ファンドのポートフォリオのヘッジ目的の空売りが損失を防ぐ保証もなく、実際にかかる取引により本ファンドが追加の損失を被る場合もあります。

発行日決済・特約日決済証券及びフォワード・コミットメント

本ファンドは発行日決済ベースで引渡を受けることのできる有価証券を売買することがあります。また、特約日決済ベース又はフォワード・コミットメントによって有価証券を売買することもあります。発行日決済・特約日決済証券及びフォワード・コミットメントには、購入した証券が引渡の前に下落するリスクがあります。また、かかる有価証券が発行されない、又は取引相手方が義務を履行しないといったリスクもあります。その場合、本ファンドはかかる有価証券の支払のために留保しておいた資産の投資機会と有価証券の値上がり益の両方を失います。

スタンバイ・コミットメント契約

スタンバイ・コミットメント契約とは、一定の期間、発行体の選択により、本ファンドに対して発行され売却される一定の金額の有価証券の購入を本ファンドが確約する契約です。スタンバイ・コミットメント契約には、本ファンドが購入する有価証券が引渡前に値下がりし、合意した支払金額に相当する価値を失うリスクがあります。これらの契約には、有価証券が値上がりした場合に取引相手方が発行を中止するリスクもあります。この場合、本ファンドはかかる有価証券の支払のために留保しておいた資産の投資機会と有価証券の値上がり益の両方を失います。

買戻契約のリスク

本ファンドは買戻契約を締結することがあります。買戻契約では、売り手は相互に合意した時期及び価格で有価証券を買戻すことに同意します。買戻契約の売り手が契約上の義務を履行しない場合、本ファンドが契約上の権利行使において遅延を被り、費用や損失を負うことがあります。

リスク管理

本ファンドは、通常、そのポートフォリオの総リスクを数学的モデルその他の分析ツールや手法の一貫した使用により測定、監視及び管理するよう努めます。こうしたモデル、ツール及び手法の一部は管理会社とその関係会社独自のものです。本ファンドが引受ける総リスクに関する管理会社の測定が正確である保証はありません。リスク測定に使用されるモデル、ツール及び手法は本ファンドの資産価値に影響を与える可能性のある偶発事象の全てを考慮している訳ではなく、金利、ボラティリティ、クレジット・スプレッド及び住宅ローンの期限前弁済等の幅広いカテゴリーのリスクを考慮しています。数学的モデルは設計者と運用者が定める特定のパラメーター内で機能するよう設計されており、一定の事象の発生率及び関連性に関する仮定を含みます。設計者と運営者が従前に、極めて可能性が低く、モデル上そのリスクをゼロに割引くべきであると判断した事象が実際に発生する場合があります。同様に、一定のカテゴリーのリスクがモデルの予測したパラメーターを超えて変動することもあります。モデルに組込まれるパラメーターや仮定に関する投資運用会社の調整ミスによって、モデルが実際の事象を予想できない場合もあります。その結果、リスクの監視又はリスク管理のために実践された措置が効果的ではなく、損失がこうしたモデル、ツール及び手法が予想する措置を超える可能性があります。

定量モデルのリスク

管理会社は本ファンドの投資選択を支援し、リスク特性を決定するために定量的な財務・分析モデルを採

用することがあります。本ファンドの投資プログラムと取引活動の成功は、一部、かかる分析モデルの実行可能性に左右されます。モデルが現在実行可能である保証はなく、現在実行可能である場合でも将来において引き続き実行可能である保証もありません。また、管理会社が、(i) モデルが(完全には)実行可能でない又は実行可能でなくなると判断でき、(ii) モデルの実行可能性の変化に気づき、予想し、適切に対処できるという保証はありません。(完全には)実行可能でないモデルを使用した場合、いかなる時も本ファンドの実績に重大な悪影響を与える可能性があります。

市場の混乱及び地政学リスク

様々な社会的・政治的緊張により一部の市場が変動し、世界全体に長期的な影響を与え、先行きを不透明なものとする場合があります。こうした事象が世界市場にどれくらいの期間に亘って影響を与えるかについては管理会社には分からず、将来の事象が世界経済に与える影響を予想することはできません。マクロ経済及びミクロ経済の変化は本ファンドの財務実績に重要な影響を与え、戦争、テロ、インフレ、景気後退、金利、競争、政府の作為・不作為、法令の変遷、様々なその他の事実や状況が世界経済、その結果として本ファンドの投資にマイナスの影響を与えることもあります。前記のリスクにより、本ファンドへの投資は必ずしもあらゆる投資家にとって適当ではない場合があります。投資を検討される投資家におかれましては、本ファンドの投資の前にこうしたリスクを引受ける自らの能力について慎重に検討されるようお願いいたします。

運用実績のないこと

本ファンドは新規に設立されるものであり、期待される実績を評価する際に依拠できる運用実績はありません。本ファンドの実績は、適切な投資機会の利用可能性及び本ファンドの投資対象の実績により左右されます。

管理会社への依存

本ファンドの受託者としての地位及び管理に関する最終的な権限と責任は受託会社にあります。本ファンドの資産の投資に関するあらゆる決定は管理会社(又はその受託者)に委任されており、管理会社(又はその受託者)が行うため、管理会社(又はその受託者)が本ファンドの資産の全般的な取引権限を有します。したがって、本ファンドの資産の投資及び再投資に係る助言は、管理会社との契約の継続及びその主要社員の業務と技能に大きく依存します。管理会社(又はその主要社員の一人)の業務が失われた場合、管理会社が開発した独自の投資技法を使用できなくなることがあり、本ファンドの資産の価値が重大な悪影響を受ける場合があります。受益者には本ファンドの運用に参加する権利や権限はなく、ポートフォリオ管理のあらゆる面を管理会社とその受託者に委任しなければなりません。

買戻しの影響

本受益証券の大量の買戻しが請求された場合、かかる請求時に投資対象を清算できない、又は受託会社がかかる投資対象の適正価値を反映していないと確信する価格でしか清算できないことがあり、その結果、受益者へのリターンが悪影響を受けることがあります。さらに、本ファンドの終了時には全ての投資対象を清算し、受益者には現金のみを分配する予定ですが、この目的が達成される保証はありません。

流通市場のないこと

本受益証券の活発な流通市場が確立される見通しはありません。活発な流通市場がない限り、クラスA受益証券の受益者は関連する買戻日の買戻価格による買戻しでしか本受益証券を処分できません。買戻通知日から買戻日までの間に純資産総額が下落するリスクは買戻請求を行った受益者が負います。また、受託会社は買戻しを中止又は強制する権限を有します。本受益証券の譲渡にも制限があります。

運営損失

本ファンドの運営費用(管理会社、管理事務代行会社その他のサービスプロバイダーへの報酬を含みます。)が本ファンドの収益を超えることがあり、超過分を本ファンドの元本から支払う必要が生じ、投資対象の価値及び収益性が低下する場合があります。

純資産総額の計算

有価証券の売却が取引日の直後に行われた場合であっても、前記の1口当たり純資産価格の決定が実際の有価証券の売却価格を反映する保証はありません。投資対象の売却手取金が予想を下回る場合、引き続き受益者である者は本ファンドの純資産総額の減少に直面することになります。

自動情報交換制度（AEOI）がもたらす影響

本ファンドは関連する法令や規制（AEOIを含みますがそれに限りません。下記「4手数料等及び税金、（5）課税上の取扱い、（C）米国税金」で詳述します。）の結果として受益者の保有又は買戻手取金に関して必要と考える措置をとることがあります。かかる措置には以下が含まれますが、これらに限りません。

1. 本ファンド、管理事務代行会社又は本ファンドのその他のサービスプロバイダー若しくは受託者による、AEOIの要求に従った税務情報庁（TIA）又はこれに相当する機関及びその他の外国政府機関に対する投資家に関する一定の情報の開示。かかる情報には、投資家の本ファンドへの投資に関する財務情報といった秘密情報や、かかる投資家の株主、プリンシパル、パートナー、（直接若しくは間接的）実質的所有者又は（直接若しくは間接的）支配者に関する情報が含まれますが、これらに限りません。
2. 本ファンドは本書の条件に従って投資家が保有する本受益証券を強制的に買戻し、本ファンドが支払う源泉徴収税又は関連する費用、債務、経費、義務又は負債（本ファンド内外を問いません。）を、かかる税金、費用又は負債を生じ、又はその原因となった（直接又は間接的な）作為・不作為を行った投資家から回収するため、強制買戻しに従わない投資家から該当する金額を控除することができます。したがって、AEOIに従って義務を履行するにあたり本ファンドに協力しない投資家は、金銭的な損失を被ることがあります。

償還制限

受益者は、受託会社及び管理会社の事前承諾がある場合に限り本受益証券を譲渡できます。また、下記「第2管理及び運営、2買戻し手続等、（1）海外における買戻し」に記載される状況においては受託会社が本受益証券を強制的に買戻すことがあります。

保証のないこと

本ファンドの資産に関する投資目的又は戦略の実行により受益者に損失が生じないという保証はありません。

シリーズ・トラスト間の負債

特定のシリーズ・トラストに関して受託会社が負った負債は当該シリーズ・トラストの受益権を表章する受益証券間で配分されます。複数のシリーズ・トラストに帰属する資産負債は該当するシリーズ・トラスト間、すなわち、配分対象のシリーズ・トラストを構成するクラス間で、受託会社が事務管理代行会社と協議の上、公平かつ合理的な方法で決定するとおりに配分されます。

市場リスク

本ファンドが保有する有価証券の市場価格は、時に急速に又は前触れなく上下することがあります。有価証券は、証券市場全般又は証券市場の特定の業種に影響を与える要因により値下がりすることがあります。有価証券の価値は、現実又は認識された困難な経済状況、特定の有価証券又は金融商品の需要供給、企業収益に対する一般的見通しの変化、金利や為替レートの変動、投資家心理全般の悪化等、特定の会社に関係しない一般的な市況により下落する場合があります。また、人手不足、製造コストの上昇、業界内の競争等、特定の業界に影響を与える要因により下落することもあります。証券市場の全体的な低迷時には複数の資産クラスが同時に下落することもあります。株式は一般的に債券と比べて値動きが大きい傾向にあります。

発行体リスク

有価証券の価値は、経営実績、財務レバレッジ及び発行体の製品又はサービスへの需要低下等、発行体に直接関係する多くの原因により下落することがあります。

流動性リスク

流動性リスクは、特定の投資対象の売買が困難であるリスクです。本ファンドの非流動性証券への投資は、有利な時期又は価格でかかる非流動性証券を売却できない場合があることから、本ファンドのリターンを引下げる場合があります。本ファンドの主要な投資戦略に新興国の有価証券、デリバティブ又は市場・信用リスクの高い有価証券が含まれる場合、本ファンドの流動性リスクは最大となる傾向にあります。

デリバティブ・リスク

デリバティブは、その価値が原資産、参照レート又は指数の価値に依拠し、又はこれらから派生する金融契約を言います。本ファンドは通常、原資産のポジションをとる代替手段として、及び／又は金利や為替リスク等の他のリスク・エクスポージャーを軽減する戦略の一部としてデリバティブを利用します。また、本ファンドはレバレッジ目的でデリバティブを利用することもあり、この場合、その利用にはレバレッジリスクが伴います。

本ファンドのデリバティブ商品の利用には、有価証券やその他の従来型の投資対象への直接投資に付随するリスクとは異なる、又はおそらくそれよりは大きなリスクが伴います。デリバティブには、流動性リスク、金利リスク、市場リスク、信用リスク及び運用リスク等、本項に記載する多くのリスクがあります。また、ミスプライシング又は不適切な評価のリスク及びデリバティブの価値変動が完全には原資産、レート又は指数に連動しないというリスクもあります。本ファンドがデリバティブ商品に投資する場合、投資元本以上の損失を被る恐れもあります。また、いかなる状況でも適切なデリバティブ取引を行うことができるとは限らず、本ファンドが、望ましいと思われる場合に他のリスク・エクスポージャーを低減するためのこうした取引を行える保証もありません。

サイバーセキュリティ・リスク

本ファンドの一又は複数のサービスプロバイダー及び／又はその代理人に関して意図的なサイバーセキュリティ違反が発生する場合があります。かかる違反には、システム、ネットワーク又はデバイスへの不正アクセス、コンピュータウイルスその他の悪質なソフトウェア・コードの感染、事業、業務プロセス、ウェブサイトへのアクセス又は機能を停止、無効化、減速その他混乱させる攻撃が含まれます。さらに、権限のない第三者への不注意による秘密情報の開示といった不測の事態が起こる場合もあります。こうした違反により、受託会社、管理会社、投資助言会社その他のサービスプロバイダーが規制上の罰則、追加のコンプライアンス費用・経費及び風評被害を被ることがあります。さらに、かかる事態が本ファンドの投資先の発行体に影響を与え、それにより本ファンドの投資が損失を被ることもあります。

運用リスク

オペレーション・リスク

本ファンドの取引量及び複雑さは、取引の入力及び実行、ポジションの確認、法人の行為、評価手続き、財務、会計、損益報告、内部管理及びリスク報告並びにファンドの譲渡に関連するものを含む、管理会社のオペレーション・システム及び資源に大きな負担をかける場合があります。かかるプロセスにおける人為的エラー、システム障害又はその他の問題は、重大な損失又は費用をもたらすことがあります。通常本ファンドがこれを負担することになります。

キーパーソンへの依存

管理会社は、その取締役の役務、投資委員会及びキーパーソンから独立しています。本ファンドの成功は、管理会社の取締役、投資委員会及びキーパーソンの投資スキルに大きく依存します。病気、退職又はその他の要因により、関係者が長期間に亘り事務を行えない場合、本ファンドは悪影響を受けることがあります。

ヘッジ

管理会社は、本ファンドのために、原則として、その各ポートフォリオのポジションに固有の全てのマーケットリスク、為替リスク又はその他のリスクについてヘッジを行わず、ヘッジする場合でも、一定のリスクを部分的にのみヘッジします。本ファンドは、特定のポジションについて又はそのポートフォリオ全体に

ついでにいずれかにおいて、一定のリスクをヘッジしないことを選択する場合、又はそのようにヘッジすることが経済的に魅力的でないと判断する場合があります。本ファンドのポートフォリオ構成は、通常、ヘッジされない様々な方向性のあるマーケットリスクをもたらします。

管理会社は、本ファンドのために、通常、リスクを軽減又は管理する意図でヘッジ取引を締結する場合があります。管理会社がこれに成功する場合でも、ヘッジ費用がリターンを減少させる場合があります。さらに、管理会社のヘッジ戦略は、ヘッジ商品及びヘッジポジション間の予期しない非相関関係（又は積極的相関関係）によって、リスク及び損失の両方を軽減させるより増加させ、リスク管理において効果を生じない可能性があります。

管理会社がヘッジする限りにおいて、そのヘッジは静的でなくむしろ管理会社の市場状況の評価とヘッジ及びヘッジされるポートフォリオ間の非相関関係の予測される程度に基づいて継続的な調整を必要とする場合があります。管理会社のヘッジ戦略の成功は、この動的なヘッジアプローチを低コストで効率よく実行する管理会社の能力と取得されるべきヘッジポジションについての管理会社の継続的な判断の正確性に依存する場合があります。

管理会社のその他の活動

管理会社及びその関係会社（管理会社の取締役、投資委員会のメンバー、従業員及び関連当事者を含みます。）は、別のファンドを管理する又は一任勘定で直接に投資を運用する場合があります。かかる運用勘定又はその他の事業体は、本ファンドと類似するか又は異なる投資戦略を採用し、本ファンドと異なる報酬を支払い、また本ファンドと異なる一定の諸条件を含む場合があります。管理会社及び／又はその関係会社は、かかるその他の活動から実現される利益又は収益のいかなる部分も本ファンド及び投資家と共有する義務はありません。

かかるその他の活動のいずれかが管理会社及び／又はその関係会社が本ファンドの活動にフルタイムで貢献し注力することを妨げる場合があります。本ファンドは必要に応じて管理会社にアクセスしますが、これによって、本ファンドとかかるその他の事業活動との間で時間及び資源を配分する際に利益相反が生じる場合があります。本ファンドとかかる事業体間の投資機会の配分に関するものを含め、本ファンドとかかる事業体間にさらなる利益相反が生じることがあります。

利益相反

様々な利益相反が管理会社、本ファンド及び投資家の間に存在します。本ファンドは、その業務の運営及びその投資の管理について管理会社に依拠せざるを得ません。

管理会社、そのプリンシパル、メンバー、従業員及び関連当事者は、その他の投資勘定、その他の投資管理会社又は投資ファンドのために同様の地位に就くことを含め、本ファンドと競合する可能性のあるその他の事業に参加することを禁止されていません。管理会社は多くの時間と注意を本ファンドの事業活動に注ぎますが、証券及びその他の投資に関連する事業活動を含むその他の事業活動に多くの時間と注意を注ぐ権利を留保し、そのようにすることができます。かかるその他の共同出資投資ビークル及び一任勘定に投資助言を行う際、管理会社は、誠実に本ファンドの利益を最優先に、本ファンドに対して公正かつ公平と考える方法で行為します。

インセンティブ報酬

本ファンドによって利益が発生する場合のみ管理会社がインセンティブ報酬を得ることは、管理会社がよりリスクの高い又は投機的な投資を行うことにインセンティブを与えることとなり、潜在的利益相反を生じさせます。また、インセンティブ報酬は、実現利益及び未実現利益の両方に基づき支払われますが、後の投資期間において本ファンドが放棄する場合があります。

独立した顧問がないこと

受益者となろうとする者は、顧問によって個別に代理されません。管理会社が依頼した本ファンドを代理する法律顧問は、本ファンド及び管理会社を代理し、受益者となろうとする者を代理しません。

欧州理事会及び欧州議会は、オルタナティブ投資ファンド運用者（以下「AIFM」といいます。）にかかる欧州委員会によって公表されたオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する指令2011/61/EU（以下「AIFMD」といいます。）を承認しました。AIFMDは、追加的な規則及び規制で補足され、欧州連合（以下「EU」といいます。）加盟国で法制化されることを義務付けられています。AIFMDの包括的な目的は、（a）EU域内を拠点とするAIFMを規制し、（b）AIFMが（i）EU域内でオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）を運用すること、又は（ii）認可されない限り、また（本ファンドのように）EU域外を拠点とするAIFの場合は、AIFの拠点が一定の条件を満たさない限り、EU域内の投資家にAIFの受益証券を販売することのいずれかを禁止することです。認可を得てEU域内でAIFを運用するためには、（管理会社のような）AIFMはAIFに関する様々な義務に従う必要がありますが、これにより関連するAIFの投資家に負担が及ぶコンプライアンス費用が大幅に増加することがあります。

本ファンドは、非EUAIFM（管理会社）によって運用される非EUAIFとして、適用ある国の私募規則に従ってEU域内の投資家に対してのみ販売できます。全てのEU加盟国がAIFMDの各国の法律への立法化作業を完了させているわけではなく、いくつかの加盟国は、AIFMDによって要求される以上の義務を課しています。さらに、各EU加盟国は、自国の私募規則についての裁量を保持し、証券がかかるEU加盟国において募集可能になる前に現地当局に登録することをAIFに要求できる新たな規則を制定する権限を保持し、及び／又は（本ファンドのように）非EUAIFの証券がかかるEU加盟国で販売する能力を限定又は制限します。EUの投資家が非EUAIFの受益証券について非EUAIFMに求めるという「逆勧誘」については、AIFMDの範囲外です。

本ファンド又は管理会社は、本ファンドが販売される地域においてAIFMDを履行するために加盟国内の規則に従った措置を実施することを要求される場合があります。法令遵守措置は重要であり、本ファンドの構造の変更（たとえば、別の法域への移転）の義務を生じる場合があります。管理会社の本ファンドの投資を管理する能力を損ね又はAIFMDの実施により本ファンドの受益証券を将来において販売する能力を制限する規制の変更は、本ファンドの投資アプローチを実践しその投資目的を達成させる能力に重大な悪影響を与える場合があります。

デジタル資産及び仮想通貨への投資に関するリスク要因

本ファンドはデジタル資産及び／又は仮想通貨に直接投資しませんが、下記のリスクに関する記述は本ファンドがファンド又は集団投資ビークルに投資する場合のものです。本ファンドが（DASPを通じた）デジタル資産への投資から生じるリスクにも適用されます。

デジタル資産に付随する一般的リスク

デジタル資産（仮想通貨、トークンその他の分散型台帳技術商品を含みます。）は比較的新しく、極めて投機的な資産です。通常デジタル資産は規制されていない市場で取引され、重大なリスクが伴います。ほとんどのデジタル資産は政府又は規制された団体若しくは組織の裏づけがなく、通貨交換のための中心となる市場もありません。規定の仮想通貨の供給と希少性は中央銀行ではなくコンピューターコードで決定され、仮想通貨の価格は今日まで極めて激しく変動しています。デジタル資産の価値は通常、特定のデジタル資産が提供するイノベーションとそれを支えるチームの能力から派生します。これらの開発チームは個人から開発に専念するチームまで多岐に亘ります。成功したデジタル資産は通常、資産／通貨の成長を支援し、それに貢献する専門のコミュニティを発達させます。活発な支持者を得ることのできないデジタル資産は概して値上がりせず、本ファンドが間接的に投資する一又は複数の仮想通貨の採用が減少した場合本ファンドの実績にマイナスの影響を与える場合があります。本ファンドのデジタル資産への直接又は間接的な投資は投機的であり、デジタル資産は理由を問わずいつでも無価値となる可能性があるため（そのうちのいくつかは以下に記載されています。）、デジタル資産への投資の全部又は一部の損失が現実化する可能性があります。

秘密鍵の喪失

仮想通貨は、それが保有されているローカル又はオンラインのデジタル・ウォレットに関する固有の公開鍵と秘密鍵にアクセスできる個人／所有者のみが管理することができます。仮想通貨へのアクセスに必要な秘密鍵が喪失又は破壊されると、ほとんどの場合取り返しがつきません。秘密鍵が喪失、破壊その他漏洩し、秘密鍵のバックアップにアクセスできない場合、所有者は該当するデジタル・ウォレットに保有される仮想

通貨にアクセスすることができず、秘密鍵は通常仮想通貨のネットワークによって回復することができません。所有者が自らの仮想通貨の保管に使用しているデジタル・ウォレットに関する秘密鍵にアクセスできない場合、又は所有者が仮想通貨に関するデータを喪失した場合、本ファンドによる投資が悪影響を受ける場合があります。

デジタル資産の保管

本ファンドは、多数のファンド及び集団投資ビークルに投資します。保管合意によって、ファンド及び集団投資ビークルの保管者は、そのファンドの秘密鍵を保有することがあり、これにより価値の所有又は保存を確保します。デジタル資産の移動に必要な秘密鍵の喪失、盗難又は破壊は回復が不能となります。公のデジタル資産のアドレスに関連する秘密鍵へのアクセス方法を保管者が喪失した場合、投資対象の価値に悪影響を与える可能性が非常に高くなります。該当する保管者の保管方法、プロトコル及びシステムは、「冷凍保管」を使用する又は使用しない場合があります、データ・ドライブ及びその他のオフライン／オフネットワーク保管装置（ハード・ドライブ、フラッシュ・ドライブ又は紙媒体を含みますが、これらに限定されません。）が該当する保管者の物理的な保管に含まれる場合があります。管理会社は、ファンド保管者が保管する又は他の場所で保有されるデジタル資産は、デジタル資産若しくは秘密鍵を破壊、損傷又は盗み取ろうとするハッカー又はマルウェアの配信者にとって魅力的な標的となる可能性があるかと信じています。ファンド又は集団投資ビークルの保管者（投資対象ヘッジ・ファンドの管理者を含む場合があります。）は、使用される保管システムが故意、偶然又は不可抗力によるものかにかかわらず、かかる喪失、損傷又は盗難を防ぐことを保証することはできません。ファンドのデジタル資産へのアクセスは地震や洪水のような自然現象又はテロのような人間の行為によっても制限されることがあります。

デジタル資産に関連する保管リスク

本ファンドは直接デジタル資産に投資しませんが、ファンドは、デジタル資産に直接投資するファンド及び集団投資ビークルに投資します。ファンド及び集団投資ビークルの保管者は、本ファンドの秘密鍵を保有し、これにより価値の所有又は保存を確保します。デジタル資産の移動に必要な秘密鍵の喪失、盗難又は破壊は回復が不能となります。公のデジタル資産のアドレスに関連する秘密鍵へのアクセス方法を保管者が喪失した場合、投資に悪影響を与える可能性が非常に高くなります。ファンドの保管者の保管方法、プロトコル及びシステムは、「冷凍保管」を使用する又は使用しない場合があります、データ・ドライブ及びその他のオフライン／オフネットワーク保管装置（ハード・ドライブ、フラッシュ・ドライブ又は紙媒体を含みますが、これらに限定されません。）が保管者の物理的な保管に含まれる場合があります。デジタル資産は、デジタル資産若しくは秘密鍵を破壊、損傷又は盗み取ろうとするハッカー又はマルウェアの配信者にとって魅力的な標的となります。ファンドの保管者は、使用される保管システムが故意、偶然又は不可抗力によるものかにかかわらず、かかる喪失、損傷又は盗難を防ぐことを保証することはできません。ファンドのデジタル資産へのアクセスは地震や洪水のような自然現象又はテロのような人間の行為によっても制限されることがあります。

仮想通貨保険

（連邦預金保険公社（FDIC）のような）政府機関が保証する従来型通貨の口座や（米国の証券投資者保護公社（SIPC）のような）政府公認組織が保護する有価証券とは異なり、一般的に仮想通貨は紛失や盗難の場合に政府機関又は政府公認の保護がありません。民間の保険会社は仮想通貨保険の提供を開始しており、本ファンドが投資するファンド又は集団投資ビークルの中には、かかる保険の付保を選択することができるものもあります。しかしながら、保険料が高額となる場合があります、また、ファンドの紛失又は盗難の場合に民間保険会社の保険が適用されるという保証はありません。さらに、保険を付保することができた場合でも、仮想通貨取引の性質から、ファンドが保険金の支払を受けることのできる状況が発生したことを証明するのは極めて困難です。保険の適用を確保するためにセキュリティや監査措置を追加的に実施するには不相応な費用がかかるおそれがあります。

発展の不確実性

仮想通貨のネットワークや仮想通貨その他のデジタル通貨／資産の発行に適用されるその他の暗号法及び

アルゴリズムに関するプロトコルは、新しく急速に変化する業界を表しており、評価の難しい様々な要因に左右されます。

とりわけ、商品やサービスの売買における仮想通貨等のデジタル資産の利用は、コンピューターで生成される数学的及び／又は暗号法のプロトコルに基づくデジタル資産を採用する新しく急速に変化する業界の一部です。かかる業界全体、特に仮想通貨のネットワークの成長は極めて不確実なものです。

この業界のさらなる発展に影響を与える要因には以下があります。（ただし、これらに限りません。）

- ・仮想通貨の採用及び利用の成長又は減退
 - ・仮想通貨その他のデジタル資産とその利用の規制により、こうした資産の利用又は需要が制限される場合
 - ・消費者の人口動態及び認識の変化
 - ・仮想通貨のネットワークのオープンソース・ソフトウェア・プロトコルの維持及び開発
 - ・商品及びサービスの売買の代替手段（法定通貨を利用した新しい方法を含みます。）の発達及び普及
- 仮想通貨のネットワークの人気、受入度又は発達／維持が低下した場合、本受益証券への投資に悪影響を与える場合があります。

資金移動業者として分類される可能性

規制の変更又は本ファンドの解釈及び／若しくは本ファンドの活動により、本ファンドが金融犯罪関連機関ネットワーク（FinCEN）又は適用のある州・地方当局の規制上「資金移動業者」としての規制を受ける場合、本ファンドが負担を伴う登録・規制遵守手続き（本ファンドの反マネー・ロンダリング・プログラムの実施を義務付ける規制、FinCENその他の当局への一定の報告及び一定の記録の維持を含みますが、これらに限りません。また、これらはいずれも予期せぬ費用の負担を伴います。）を遵守しなければならない場合があります。かかる予期せぬ費用は本ファンドの財務状態、その結果、本受益証券への投資に悪影響を与える場合があります。

商品先物取引委員会（CFTC）及び証券取引委員会（SEC）の規制

現在及び将来の法律、CFTC、SEC及びその他の規制当局の規則制定その他の規制上の変更により、仮想通貨の取扱及び分類が影響を受ける場合があります。将来の規制上の変更が仮想通貨の取扱に与える影響は不明です。

本ファンドが間接的に投資する一定の仮想通貨が、今後CFTCが制定する規則に従って「商品持分」の定義に該当するとみなされた場合、本ファンド又は管理会社が米国の1936年商品取引所法（改正済）に基づく登録と追加規定の遵守を要求される場合があります。そのような追加の登録及び規制は、本ファンドの財務状態、ひいては本受益証券への投資が悪影響を受ける場合があります。

仮想通貨が、今後SECの制定する規則に従って「有価証券」の定義に該当するとみなされた場合、管理会社及び本ファンドが米国の1940年投資会社法又は投資顧問法（改正済）に基づく登録と追加規定の遵守を要求される場合があります。そのような追加の登録及び規制により予期せぬ費用の負担が生じ、それにより本ファンドの財務状態、ひいては本受益証券への投資が悪影響を受ける場合があります。

デジタル資産が違法とみなされる可能性

一又は複数の国において、現在又は将来において一定のデジタル資産の取得、所有、保有、売却又は利用が違法である可能性があります。多くの国において、ほとんどのデジタル資産が現在は規制対象ではないか、軽度の規制を受けているだけですが、一又は複数の国が将来、デジタル資産を取得、所有、保有、売却若しくは利用する権利又はデジタル資産を法定通貨に交換する権利を厳しく制限する規制措置を行う可能性があります。そのような制限が本受益証券の価値に悪影響を与え、受益者に不利なタイミングで本ファンドが終了する可能性があります。

本ファンドの対象デジタル資産の紛失又は盗難

本ファンドが投資するファンド又は集団投資ビークルの資産には紛失、損傷、盗難又はアクセス制限が生じる可能性があります。また、ファンドの資産の全部又は一部が紛失、盗難又は破壊されるリスクがあります。ファンドの資産は、本ファンドの資産を破壊、損傷又は盗み取ろうとするハッカー又はマルウェアを配

信する者にとって魅力的な標的となる可能性があります。ファンドの運用会社は、ファンドのセキュリティ・システムが、意図的か偶発的かを問わずかかる紛失、損傷又は盗難を防止すると保証することはできません。ファンドの資産へのアクセスも自然現象（地震等）又は人為的な行為（テロ攻撃等）により制約される可能性があります。これらの事象が本ファンドの運用、ひいては本受益証券への投資に悪影響を与える場合があります。

デジタル資産の世界的供給

ファンド又は集団投資ビークルが所有するデジタル資産の世界的供給が突然又は長期に亘って増加した場合、かかるファンドのデジタル資産の価格が下落し、本ファンドの実績が悪影響を受ける場合があります。ファンドの運用会社にはデジタル資産の世界的供給の変化の理由は明らかではなく、予想することもできません。その理由には（i）一部のデジタル資産の固有の性質により、大量又は無制限の供給が可能であり、より大きな単位のかかるデジタル資産が取引検証活動を通じて市場に出回る可能性があること、（ii）取引検証者（バリデーター）による大量のデジタル資産の市場での投売り（取引検証のインセンティブが高くなく、バリデーターが資金を必要としていること又はその他の理由によります。）、（iii）他の大口保有者による大量のデジタル資産の市場での投売り（かかる保有者には、デジタル資産のクリエイター、設立時投資家、取引バリデーター、銀行、機関投資家、私募・公募ファンドその他が含まれる場合があります。）、又は（iv）規制がなく、デジタル資産（特に仮想通貨）を追加的に生成する物的資産のニーズが限定的であるため、新たに開発されたデジタル資産の市場投入を妨げる構造的障壁があまりなく、したがって、デジタル資産の数の増加に拍車がかかることが挙げられます（ただし、これらに限りません。）。

デジタル資産の世界的需要

デジタル資産の需要が継続するという保証はありません。管理会社にはデジタル資産の世界的需要の変化の理由を知ることはできず、予想することもできません。その理由には（i）他の技術又は価値の保存が消費者及び投資家にとってより良い選択であることが明らかとなった場合、（ii）世界的な経済的、政治的その他の状況及び事象により、一時的又は恒久的に需要がなくなり又は減少した場合、（iii）デジタル資産を取得、購入、預託、保有、保管、引出し、移転、売却、交換その他利用する能力が制限された場合、又は（iv）デジタル資産を取得、購入、預託、保有、保管、引出し、移転、売却、交換その他利用する費用が増加した場合がありますが、これらに限りません。

投機的性質

仮想通貨のネットワークが一定の大手小売店や販売経路で商品やサービスの支払手段として認められたのはごく最近のことであり、かかる小売店や商業施設で支払に仮想通貨を利用する消費者は限られています。しかしながら、仮想通貨に対する需要の大部分は、仮想通貨の長期又は短期の保有から利益を得ようとする投機家及び投資家が生み出しています。仮想通貨の小売店は商業施設への発展・拡大が行われず、また、その利用が縮小した場合、仮想通貨の価格変動性が上昇し、又は価格が値下がりし、いずれの場合も本受益証券の投資に悪影響を与えます。

さらに、仮想通貨の価値がその使い勝手、マイニングのエネルギー、購入に利用できる対象物又は革新的技術にある一方、もとなる価値や価値を裏付ける機関はありません。このため価格変動性は高く、投機的な行動が助長されます。投機的な購入者は仮想通貨を消費せずに保有するため流動性も低下します。このような投機的行動は本受益証券への投資に悪影響を与えることがあります。

交換レートの変動性

一般的に、法定通貨を仮想通貨に交換できるレートは極めて不安定です。これらは新しい技術に基づいた比較的新しい通貨の形式でありその価格変動性が高いことから、ビットコイン、イーサ、これらのネットワークといった仮想通貨は広く認められておらず、また利用されておらず、一般に全ての種類の仮想通貨は小売店や商業施設により商品やサービスの支払手段として認められていません。そのため、銀行その他の従来からの金融機関は仮想通貨取引の資金処理や仮想通貨取引所からの送金手続き、仮想通貨取引を行う個人又は事業体の口座開設を断ることがあります。ビットコイン、イーサその他の仮想通貨が小売及び商業市場に普及しない場合、さらに価格変動性が高まり、及び／又は価値が下落し、そのように不安定な仮想通貨を

個人／企業が受け入れなくなる可能性があり、本受益証券への投資に悪影響を与えることがあります。

仮想通貨の急落を阻止する有効なサーキットブレーカーのないこと

多くの有価証券や商品とは異なり、仮想通貨が独占的に取引される中央集権的な取引所はありません。したがって、特定の仮想通貨の取引価格が急落した場合、価格変動が安定するまでかかる仮想通貨の取引を停止する中央集権的な取引所が発動する「サーキットブレーカー」制度はありません。さらに、ある仮想通貨取引所が「サーキットブレーカー」制度を導入したとしても、仮想通貨の非中央集権的な性格により、かかる制度が対象である仮想通貨のボラティリティを引下げる効力は限定的です。仮想通貨の価格が急落した場合、そのような下落により暴落が引き起こされ、当該仮想通貨の価格がさらに下落することもあります。本ファンドが投資するファンド又は集団投資ビークルが暴落の最中に保有する仮想通貨のポジションを清算できる保証はなく、したがって、仮想通貨の取引価格の急落により、本ファンドの実績が悪影響を受ける可能性があります。

デジタル資産の限定的流動性

デジタル資産市場の流動性は限定的であり、技術発展、政治的事件及び傾向、為替レート、規制方針、消費者需要、その他無数の要因を含む多くの理由により流動性が大幅に低下する可能性があります。本ファンドは、流動性のある市場が発達する前に長期間に亘り限定的な流動性で運用される「若い」デジタル資産に間接的に投資することがありますが、流動性のある市場が発達する保証はありません。将来において不利な展開となった場合には、投資を全く処分できなくなる場合もあり得ます。加えて、本ファンドは間接的に市場の存在しないデジタル資産を大量に保有することがあり、こうしたデジタル資産を仮に処分できたとしても大幅なディスカウントで、又は損失を出す場合に限って処分でき、適時に投資利益を実現し、又は投資損失を限定することができない可能性があります。かかる「流動性リスク」は本ファンドの投資の価値に悪影響を与え、ヘッジが困難又は不可能な場合もあります。本ファンドの投資戦略の性質により、間接的に保有される投資によっては清算可能となる前に相当期間の保有が必要とされ、清算が不可能となる投資もありえます。間接的に保有される本ファンドの投資の価値が突然、不可逆的に下落することもあります。また、本ファンドが投資するファンド又は集団投資ビークルが間接的にデジタル資産を投機的に購入することもあり、そのようなデジタル資産にはファンドの運用会社が割安であると確信するものも含まれます。ファンドの運用会社が割安と確信するデジタル資産が実際に割安である保証はなく、割安なデジタル資産が値上がりする保証もありません。このような流動性の問題が本受益証券への投資に悪影響を与える場合があります。

ネットワーク・プロトコルの変更

仮想通貨のネットワークは、仮想通貨のネットワークに接続しているコンピューター間のP2P相互作用を管理する暗号法に関するプロトコルを使用します。かかるプロトコルを規定するコードは、特定の仮想通貨のネットワークのマイナーによって管理／維持されます。仮想通貨のネットワークの一定のマイナー／参加者は、かかるネットワークのプロトコル及びソフトウェアの修正を提案することができますが、これが50%超のネットワークのマイナーによって承認及び許可された場合、新しいプロトコル及びソフトウェアに従うこととなります。その結果、本ファンドへの投資に悪影響を与えることがあります。

ネットワークの支配

悪意のある当事者が仮想通貨のネットワーク上のマイニング専用の処理能力の50%超の支配権を取得した場合、不正なブロックを構成し、一定の取引の適時な完了を阻害し、あるいは完了そのものを阻害することにより、仮想通貨のネットワーク及び仮想通貨取引のほとんどが依拠するブロックチェーンを改ざんし、操作することができる可能性があります。悪意のある当事者は、そのような支配を利用して新たな仮想通貨や取引の生成はできないものの、取引注文を支配し、排除し、修正できる可能性があります。悪意のある当事者は自らの仮想通貨を「二重支払」に使用し（すなわち、同一の通貨を複数の取引で使用することをいいます。）、支配権を維持している期間、他のユーザーの確認を阻止できる場合があります。

そのような悪意のある当事者が仮想通貨のネットワークの処理能力の支配権を放棄せず、又は仮想通貨コミュニティが不正なブロックを悪意のあるものとして拒否しない場合、ブロックチェーンに加えられた変更の取消はできず、それにより本受益証券への投資に悪影響がある可能性があります。主要な開発者やマイニ

ング・プールの管理者を含む仮想通貨エコシステムが仮想通貨のマイニング処理能力のいっそうの分散化を確保しようとしなければ、仮想通貨のネットワーク上の処理能力の支配を獲得する悪意のある当事者が増加し、このことも本ファンドへの投資に悪影響を与えます。

インセンティブの欠如

仮想通貨のブロックを解いた場合の報奨や取引を記録する取引手数料がマイナーのインセンティブとなるのに十分な金額でない場合、マイナーはブロックチェーン上のブロックを解くことや取引確認のために資源を費やすのをやめ、それによりスピードが低下する可能性があります。マイナーが仮想通貨のネットワークに費やす資源を減らした場合、悪意のある当事者やボットネットが支配を獲得し、確認プロセスや仮想通貨のネットワークの資源に対する信認が低下し、それにより本ファンドへの投資が悪影響を受ける場合があります。

手数料の増加

ブロックチェーンのブロックに与えられる仮想通貨の数が減少すると、仮想通貨のネットワークに資源を提供するマイナーにとってのインセンティブは規定の報奨から取引手数料に移ります。マイナーたちが引き続き仮想通貨のネットワークに処理能力を提供するような動機付けとして、仮想通貨のネットワークは公式又は非公式にブロックを解くことで得られる報酬として規定の報奨から取引手数料に移行する可能性があります。マイナーがブロックチェーンにおいて取引を記録する取引手数料の値上げを要求する場合又はソフトウェアのアップグレードにより自動的に全ての取引に手数料が課される場合、仮想通貨の利用コストが上昇し、市場が支払手段としての仮想通貨の受け入れに消極的になる可能性があります。既存のユーザーは仮想通貨から他のデジタル通貨又は法定通貨に変更しようとするかもしれません。仮想通貨の利用及び需要が減少した場合、その価値に悪影響を与え、仮想通貨が値下がりし、本ファンドへの投資が悪影響を受ける場合があります。

マイニングの利ざやが不十分な場合

専門化したマイニング行為によってマイニングされた仮想通貨の価値のマイニングの運営費用を超過する程度によって、かかる運営の利ざやが決まります。仮想通貨マイニングの利ざやが十分高くなく、下落し始めた場合、仮想通貨のマイナーはマイニングの能力を仮想通貨のネットワークから引き上げ、マイニングで得た仮想通貨を仮想通貨取引所で直ちに売却し、仮想通貨価格の下落が引起こされ、本ファンドへの投資に悪影響を与える場合があります。

取引記録の中断

マイナーが解いたブロックへの取引の記録をやめた場合、取引手数料が支払われない取引は、取引手数料の支払を要求しないマイナーがブロックを解くまではブロックチェーンに記録されません。取引の記録の遅延が多く生じた場合、二重支払取引のリスクが高まり、仮想通貨のネットワークへの信認が失われ、本ファンドへの投資に悪影響を与える場合があります。

デジタル資産取引は不可逆的であること

ビットコイン及び多数のその他のデジタル資産取引はその仕様上不可逆的です。取引が検証され、ブロックチェーンに追加されたブロックに記録された場合、ビットコインの不正な移転又はビットコインの盗難は取消することができず、本ファンドが投資するファンド又は集団投資ビークルは、かかる移転や盗難の補償を要求することができません。コンピューター若しくは人為的なエラーにより、又は盗難や犯罪行為により本ファンドのデジタル資産が誤った金額や権限のない第三者宛に送金される可能性があり、本ファンドはおそらくエラー又は盗難によりファンドの運用会社により管理されるデジタル資産を受領した第三者を特定することができず、そのように不正に送金されたデジタル資産を取消しその他回収することはできません。そのような損失が本ファンドへの投資に悪影響を与える場合があります。

ハードフォーク

仮想通貨のネットワークのソフトウェア・パッチやアップグレードを仮想通貨のネットワークの多数の

(ただし圧倒的ではありません。) ユーザーやマイナーが受け入れた場合、対応するブロックチェーンの「フォーク」となり、二つに分かれたネットワークが運営されることになる場合があります。

仮想通貨のネットワークを正式に管理する公的な開発者又は開発者グループはありません。誰でも仮想通貨のネットワークのソフトウェアをダウンロードし、思い通りの修正を行い、通常はGitHub.com上の仮想通貨開発フォーラムに掲載されるソフトウェアのダウンロードとアップグレードを通じて仮想通貨のネットワークのユーザーやマイナーに提案されます。圧倒的多数のマイナーと仮想通貨のユーザーは、修正されたソフトウェアやアップグレードをダウンロードすることによりソフトウェアの修正に同意しなければなりません。でなければ、その修正は仮想通貨のネットワークの一部になりません。仮想通貨のネットワークが誕生して以来、仮想通貨のネットワークの修正は大多数のユーザーやマイナーに受け入れられ、仮想通貨のネットワークは首尾一貫した経済システムであり続けています。

しかしながら、提案された修正が大多数のマイナーやユーザーに受け入れられず、それでも相当な数の仮想通貨のネットワーク参加者に受け入れられた場合、ブロックチェーンに「フォーク」が生じ、二つの分裂した仮想通貨のネットワークが発生することになります。ブロックチェーンのこのようなフォークは通常コミュニティ主導の分岐したブロックチェーンを統合する努力により対処され、これまでのフォークのいくつかはそのようにして統合されてきました。

もっとも、恒久的なフォークが発生した場合、仮想通貨にわずかに異なる二つのバージョンが発生する可能性はごくわずかながらあります。たとえば、2016年にデジタル通貨のイーサリアムにブロックチェーンの恒久的なフォークが生じたとき、このデジタル通貨のわずかに異なる二つのバージョンが発生しました。ブロックチェーンを統合しようとするコミュニティ主導の努力は成功せず、少数のイーサリアム保有者が引き続き古いブロックチェーンを支持しました。このため二つの異なるブロックチェーンが発達し、わずかに異なる二つのバージョンのイーサリアム、イーサリアムとイーサリアムクラシックが生まれました。したがって、イーサリアムクラシックの保有者は同じ数の新しいイーサリアム通貨を付与され、フォークが恒久的となったときに同数のイーサリアムクラシックとイーサリアムを保有しました。

イーサリアムに生じたのと同じ恒久的なフォークが本ファンドの保有する仮想通貨に発生した場合、その結果本ファンドは元の仮想通貨と新しい仮想通貨を同数保有する場合があります。恒久的か一時的かを問わず、本ファンドが保有する仮想通貨にフォークが発生した場合、特定の仮想通貨の元のバージョンと新バージョンの両方の価格が不安定になり、本ファンドの価値に悪影響を与える場合があります。

知的財産権の請求

デジタル資産の運営並びにかかる資産の保有及び移転に関するソースコードに関して第三者が知的財産権を主張する場合があります。知的財産その他の訴訟の利点にかかわらず、デジタル資産の長期的な実行可能性又はエンドユーザーのデジタル資産を保有し、移転する能力への信頼を低下させる訴訟のおそれは本ファンドへの投資に悪影響を与えることがあります。さらに、デジタル資産に対する称賛に値する知的財産権の請求により、本ファンドや他のユーザーがかかるデジタル資産へのアクセス、保有又は移転ができなくなるおそれもあります。そのため管理会社が本ファンドを終了し、本ファンドの投資を(可能な場合には)清算せざるを得ない可能性があります。その結果、大きな仮想通貨のネットワーク参加者に対する知的財産権の請求が本ファンドへの投資に悪影響を与える場合があります。

メンテナンスの不履行

仮想通貨のネットワークのプロトコルがオープンソースである構造は、開発者に仮想通貨のネットワークの維持又は開発を行う金銭的インセンティブがなく、主要な開発者には仮想通貨のネットワークのプロトコルに発生する問題に適切に対処する資源がないことを意味します。仮想通貨のネットワークは現在主要な開発者によってサポートされていますが、一般的に開発者に仮想通貨のネットワークの維持又は開発を行う金銭的インセンティブがないためそのようなサポートが将来も継続される、又は十分である保証はありません。仮想通貨のネットワークに重大な問題が発生し、主要な開発者やオープンソースのコントリビューターがかかる問題に適切に又は適時に対応できない場合、仮想通貨のネットワーク及び本ファンドへの投資に悪影響を与える可能性があります。

税務リスク

仮想通貨及びその他のデジタル資産の税務上の特定の評価は不確実であり、この分野の規制はいまだ構築中です。そのため、仮想通貨及びその他のデジタル資産の税務上の分類に関する規制の変更により、本ファンドへの投資が悪影響を受ける場合があります。

ICO／トークンセールに付随するリスク

本ファンドは、ICOによるリスクを伴うファンド又は集団投資ビークルを通じて資産の一部をICOへ間接的に投資することを予定しています。この分野における本ファンドの投資は、規制の進展、強制措置、セキュリティ上の懸念や技術発展を含む関連市場やICO市場の動きに極めて敏感に反応することがあります。さらに、そのようなファンド又は集団投資ビークルに投資することにより、本ファンドは、国際的、連邦及び州の証券、商品その他の法律の適用を受け、本ファンドへの投資が悪影響を受ける場合があります。

さらに、ある事業体／プロジェクトがトークンを発行し、かかる事業体／トークンが破産し、清算され、かかるトークンの発行に付随した約束（たとえば、かかるトークンを利用できるネットワークの開発）を果たせない場合、こうした状況においてトークンの保有者を支援する法的及び規制上の余地は極めて不透明であり、トークンの保有者は、トークン購入に付随した約束の不履行に関して清算における権利その他の請求権がない場合があります。本ファンドが、トークンを購入したファンド又は集団投資ビークルに投資し、当該トークンを裏付けるプロジェクトや事業体が当該トークンに付随する約束を履行しなかった場合、本受益証券の価値が悪影響を受けることがあります。

新しいデジタル資産への投資

本ファンドは、ホームページ、オンライン・コミュニティ又はフォーラムで入手できる情報に基づいて、ファンド又は集団投資ビークルを通じて、（ICOその他を通じて）発行前であっても新しいデジタル資産に間接的に投資することがあります。そのような投資には、かかるデジタル資産が技術的その他の不測の事態により予定通り発行されないというリスクがあります。デジタル資産が発行されないことにより、本ファンドのかかるプロジェクトへの直接又は間接的な投資資金が失われ、本ファンドへの投資が悪影響を受ける場合があります。

市場操作

デジタル資産市場は新しく、通常規制されていません。過去において、そのような市場は市場操作の標的とされており、一定のデジタル資産の保有者が悪影響を受ける可能性があります。デジタル資産取引のバリデーターその他のシンジケートが共謀して人為的に価格を上下させる可能性があります。個人、事業体又はグループが価格操作を謀る可能性もあります。その他のスキーム、シンジケート、グループ又は個人が市場操作に関与し、本ファンドの不利益となる場合もあります。

評価

本ファンドが流動性の低いトークンその他の分散型台帳技術商品にファンド又は集団投資ビークルを通じて間接的に投資する場合、ビークルの管理事務代行会社がかかるトークンや商品の適正な市場価格を正確に決定することが困難又は不可能である場合があります。本ファンドの投資対象の大部分についてすぐに利用できる市場がない可能性があり、したがって本ファンドの純資産総額の決定上かかる資産の評価が投機的なものとなり、管理事務代行会社の判断に大きく依存する場合があります。さらに管理事務代行会社は本ファンドの流動性／非流動性資産負債の評価において第三者が提供する情報に依拠することがあり、かかる情報が不完全、不正確その他信頼できない場合があります。管理事務代行会社がかかる情報に依拠する場合、その評価及び純資産総額の計算が不正確となることがあります。純資産総額の評価におけるこうしたリスクは、本ファンドが支払う手数料の金額に影響し、本ファンドへの投資に悪影響を与える場合があります。

仮想通貨取引所に関するリスク要因

本受益証券の価値は本受益証券のために本ファンドが保有する、ファンド又は集団投資ビークルが保有する仮想通貨の価値に直接連動しており、仮想通貨の価格変動が本受益証券への投資に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

仮想通貨の価格は過去数年間大きく変動しており、大幅な価格変動が続く可能性があります。複数の要因が仮想通貨の価格に影響を与えることがあり、そのような要因には以下のものがありますが、これらに限りません。

- ・仮想通貨に対する世界的需要（小売業者の成長及び商品やサービスの支払手段としての仮想通貨の需要、オンライン仮想通貨取引所及び仮想通貨を保有するデジタル・ウォレットのセキュリティ、仮想通貨の利用及び保有が安全であるとの認識、その利用に対する規制上の制約のないこと、及び不正な目的で使用される仮想通貨の評判により影響を受けます。）
- ・仮想通貨の世界的供給（仮想通貨に対する世界的需要と同様の要因に加えて、マイナーによる法定通貨のニーズ（たとえば装置への投資や運営費用の支払）及び納税義務を果たすために納税期限頃に保有する仮想通貨を清算する納税者といった要因の影響を受けます。）
- ・法定通貨のインフレ率に関する投資家の予想
- ・仮想通貨のデフレ率に関する投資家の予想
- ・仮想通貨の将来価値に関する憶測により仮想通貨が値上がりし、一部の仮想通貨のボラティリティが上昇する場合
- ・金利
- ・為替レート（仮想通貨と法定通貨の交換レートを含みます。）
- ・仮想通貨取引所における法定通貨の引出し及び預金方針並びに仮想通貨取引所の流動性
- ・主要な仮想通貨取引所のサービスの中断又は障害
- ・オンライン仮想通貨ウォレット・プロバイダーからの仮想通貨のサイバー盗難又はかかるプロバイダー若しくは個人の仮想通貨ウォレットからのかかる盗難のニュース
- ・仮想通貨に直接又は間接的に投資することのある大口投資家（プライベート・ファンド及び登録済みファンドを含みます。）の投資及び取引行動
- ・政府の金融政策、取引制限、通貨の切下げ及び切上げ
- ・支払手段としての仮想通貨の利用又は仮想通貨市場での仮想通貨の購入を制限する規制措置（ある場合）
- ・仮想通貨関連サービスを提供する事業の利用可能性及び需要
- ・仮想通貨のネットワークのオープンソース・ソフトウェア・プロトコルの維持及び開発
- ・仮想通貨又は支払サービスの他のフォーラムとの競争の激化
- ・世界的又は地域の政治的、経済的、金融上の事象及び状況
- ・仮想通貨経済参加者間の仮想通貨の価値が程なく変わるという予想
- ・仮想通貨取引処理に付随する手数料

仮想通貨市場の値動きが引き続き激しい場合、仮想通貨が投資時の価格を下回る時点で本受益証券を売却しなければならない場合、受益者が損失を被る場合があります。受益者が本受益証券を長期保有できる場合でも、仮想通貨市場は、激しい変動に加えて、歴史的に長い期間値動きがないか、値下がりしていたため、かかる受益証券が利益を生まない場合もあります。受益者は、仮想通貨が将来の購買力に関して長期的価値を維持する、又は主要な小売業者による仮想通貨の支払手段としての需要が拡大するという保証はありません。仮想通貨の価値が下落した場合、受益証券への投資が悪影響を受けることがあります。

モメンタム・プライシング

仮想通貨の価値は、その将来の上昇に関する集団的投機によるモメンタム・プライシングの影響を受ける可能性があります。モメンタム・プライシングは通常、投資業界が決定するその評価額が将来予想される値上がりを示す成長株その他の資産と連動します。仮想通貨の価格は様々な仮想通貨取引所、店頭市場及びデリバティブ・プラットフォームからのデータを使用して決定されます。仮想通貨のモメンタム・プライシングは、仮想通貨のプライシングをつり上げ、より不安定なものとする仮想通貨の値上がりに関する投機を生じさせ、今後も生じさせる可能性があります。その結果、仮想通貨は、将来の価格の変動に対する投資家の信認の変化により価格が変動しやすく、本受益証券の投資に悪影響を与える可能性があります。

業務の中断、流動性の問題及び取引所ショッピング

一般の仮想通貨取引所の仮想通貨の価格は約7年の限られた履歴しかありません。その期間、仮想通貨取引市場の仮想通貨の価格は全体として不安定で、仮想通貨取引所の流動性レベルを含む多くの要因の影響を受けてきました。大手仮想通貨取引所でも業務の中断が生じており、仮想通貨取引市場における仮想通貨の流動性が制限され、不安定な価格や仮想通貨のネットワークや仮想通貨取引市場への信認の低下を招いてきました。

また、一般の仮想通貨取引所の仮想通貨の価格は大手仮想通貨取引所における法定通貨による預入れ・引出しの方針及びその停止による影響を受けることがあります。大手仮想通貨取引所では、ユーザーは仮想通貨を法定通貨で売買い、仮想通貨を他のウォレットに移転することができます。ユーザーが法定通貨預金を仮想通貨取引所に預入れることのできる規模と決済スピードに関する実務上の制限（規制上、取引所の方針又は技術上・実務上の制限を含みます。）により、かかる仮想通貨取引所の需要が低下することがあり、その結果かかる仮想通貨取引所の仮想通貨の価格が下落することがあります。ユーザーが法定通貨預金を仮想通貨取引所から引出すことのできる規模と決済スピードに関する実務上の制限（規制上、取引所の方針又は技術上・実務上の制限を含みます。）により、かかる仮想通貨取引所の供給が低下することがあり、その結果かかる仮想通貨取引所の仮想通貨の価格が上昇することがあります。

しかしながら、法定通貨の預入れ・引出しに関する実務上の制限は、仮想通貨取引所のユーザー間の「取引所ショッピング」で低減される場合があります。たとえば、一サイトにおける米ドルの引出しが遅れた場合、供給の減少（すなわち、売り手がより迅速に売却を決済するために実務上の制限のない他の取引所に仮想通貨を移転する場合）によりかかるサイト上の価格が一時的に上昇する場合がありますが、価格上昇により、仮想通貨の入札者が実務上の制限のない他の仮想通貨取引所の供給増に追随するため需要が低下します。ユーザーが複数の仮想通貨取引所を利用し、裁定取引を行うことができる、又はかかる意思のある場合、取引所ショッピングにより、大手仮想通貨取引所への法定通貨の預入れ・引出しにかかる実務上の制限による仮想通貨に対する短期的影響と仮想通貨の価格変動性を軽減できることがあります。

正確なプライシングを確保しようとする努力にかかわらず、通常、仮想通貨の価格は引き続き仮想通貨取引所が経験してきた上記の価格変動性の影響を受けることとなります。かかる価格変動性は本受益証券への投資に悪影響を与える場合があります。

仮想通貨の規制

一部の仮想通貨取引所の運営をとりまく無秩序な性質と透明性の欠如のため、本受益証券の価値の根拠となる仮想通貨取引所全体に対する市場の信認が失われる場合があります。

仮想通貨が取引される仮想通貨取引所は比較的新しく、場合によっては規制されていません。多くの有名な仮想通貨取引所は、その所有構造、経営陣、企業活動及び法規制の遵守に関する詳細な情報を一般に提供していますが、多くの仮想通貨取引所（いくつかの米ドル建て仮想通貨取引所を含みます。）はこうした情報を提供していません。その結果、大量の仮想通貨取引を取扱う有名な取引所を含め、仮想通貨取引所に対する市場の信認が失われることがあります。

過去には、いくつかの仮想通貨取引所が不正行為、経営破たん又はセキュリティ違反で閉鎖されています。こうしたケースの多くで、かかる仮想通貨取引所の顧客は、当該取引所における残高の一部又は全部の損失について補償や回復を得ることはできていません。小規模の仮想通貨取引所は、大手仮想通貨取引所を安定させているインフラストラクチャーや資本は持っていない可能性があります。大手仮想通貨取引所はハッカーやマルウェアにとってより魅力的な標的となりやすく、また、規制当局の執行措置の対象にもなりやすい可能性があります。

仮想通貨取引市場の安定性の欠如や、不正行為、経営破たん、ハッカー若しくはマルウェア又は政府によって義務付けられた規制による仮想通貨取引所の閉鎖又は一時的停止は、仮想通貨のネットワークへの信認を損ない、仮想通貨の価格の変動性を高めることとなります。

一部の仮想通貨の価格の計算に本ファンドが利用する仮想通貨取引所の閉鎖や一時的停止により、日々仮想通貨の保有高を決定する本ファンドの能力に対する信認が失われる場合があります。仮想通貨取引所の閉鎖から生じるこうした可能性が、特に本ファンドがかかる仮想通貨取引所に仮想通貨の口座を維持している場合に本受益証券への投資に悪影響を与えることがあります。

前述のリスクは、本募集に含まれるリスクの完全な説明を意図したものではありません。投資を検討され

る方は、別紙を含めて目論見書の全部を読了し、本ファンドへの投資を決定される前に自らの専門アドバイザーにご相談下さい。

② 利益相反

本ファンドに係る利益相反

一定の利益相反

管理会社、受託会社及び管理事務代行会社は随時、他の信託又は集団投資ビークル（一部は本ファンドと同様の投資目的である場合があります。）において同様の地位で行為し、又はその他の方法で関与することがあります。そのため、本ファンドに関して引受けた活動と、他の投資家、コモディティ・プール、運用勘定及び／又は取引顧問に関して現在又は将来引受ける活動への時間、サービスその他の職務の配分に関して相反する要求を受ける可能性があります。したがって、各業務において、本ファンド又は受益者に関して潜在的な利益相反が生じる可能性があります。各会社は常に本ファンド及び／又は受益者に対する義務を尊重し、利益相反が生じた場合はかかる相反を公平に解決するよう努力します。

また、管理会社及び本ファンドの投資活動と運営に関与するものを含むその他の関連会社は、本ファンドに加えて、又は本ファンドと関係のない業務に従事しています。この点も本ファンドの投資家が認識しておくべき検討事項です。（上記「①リスク要因、本ファンドの投資に係るリスク要因、運用リスク」をご参照下さい。）

受託会社の利益相反

受託会社又は受託会社の関連会社は、本ファンド又はその他のファンドに関する事務代行会社、保管会社、銀行その他のサービスプロバイダーとして行為し、第三者又は顧客と締結するであろう条件と同じ条件で、それから得られる利益について説明することなく、かかるファンドに関する業務を行うことがあります。受託会社は受託会社の関連会社に口座を開設し、業務契約を締結することができ、利益相反を理由としてかかる取引を制限する法原則又は規則は適用されません。

受託会社及びその従業員又は関連会社は、その他の業務（証券及び投資顧問業界内の業務を含みますが、これらに限りません。）を行うことがあります。前記の一般性を損なうことなく、受託会社及びその従業員又は関連会社、投資助言、投資顧問、受託者、事務代行会社、保管会社、投資サービス若しくはデータプロバイダー、又はこれらに類似する立場で他者のために行為する場合があります、他者のために資金又は資本を運用し、自己又は他者の名義で投資を保有し、行い、維持し、一又は複数の投資ファンド、パートナーシップ、証券会社、投資顧問会社のコンサルタント、受託者、事務代行会社、パートナー、株主又は類似する立場に就任し、法人の取締役、役員若しくは従業員、信託の受託者、遺産管理人又はその他の事業体の管理者として行為することがあります。

受託会社又はその従業員若しくは関連会社は、本書で企図する者に対して業務を提供する一方、他の事業体に対しても投資顧問、運用、管理又は保管サービスを提供することがあり、かかる他の事業体が投資顧問会社若しくはその関連会社は、シリーズ・トラスト又は受益者が随時本トラストと同一又は類似する構造で投資することのある他のファンドに投資することがあります。かかる他の事業体は、他の金融商品、有価証券又は契約を通じて、本トラストと同一又は実質的に類似するポートフォリオ、ファンド、マネージャーその他の投資ビークルに投資することがあります。異なるポートフォリオに保有される資産は規模及び構成の両方において異なることがあり、したがって、受託会社は、他の事業体に関する職務の履行において、本書において受託会社が提供する情報とは異なる又は反対の情報や助言を提供し、措置をとり、又は措置を決定することがあります。受託会社は、かかる他の事業体に関する情報を受益者に対して提供する義務を負わず、受託会社、その従業員又は関連会社のいずれも他の活動を差し控え、その利益を引渡す義務を負わず、受託会社が受領する報酬が減額されることもありません。

(2) リスク管理

投資家の利益の保護は、本ファンド及びDASPの設立文書に正式に記述されています。（本ファンドの管理会社及びDASPの投資顧問会社としての）エポック・パートナーズ・リミテッド及び独立したサービスプロバイダーが顧客資産の投資の最初から最後まで全ての点において監視を行い、全体的な構成により、投資プロセスの全段階で最高水準の安全性を提供することを追求します。

本ファンドレベルでは、世界最大の資産保管会社のひとつであるカセイス・バンクによる完全に独立した保管及び預託サービスを利用し、本ファンドの投資ガイドラインの遵守を常に強固にします。

DASPレベルでは、投資顧問会社は、社内エキスパートの経験とDASPの全ての分野に精通した「最高クラスの」独立した第三者のシステムを併用して、完全な透明性、リスク報告及び運用管理を行います。

対象法人	リスク管理	確認責任者	頻度	報告の相手方
本ファンド	全ての投資が投資ガイドラインの範囲内で行われていることを確認するために保管会社が保管の監督を行う。	本ファンドの保管会社	取引日毎	管理会社
本ファンド	全ての資産が独立した保管会社によって保管されていることを確認する。	オペレーショナル・リスク委員会	月次	管理会社及び受託会社
DASP	DASP内で行われた取引が投資ガイドラインの範囲内であることを確認するためにDASPアドミニストレータは日々取引後コンプライアンス・チェックを行う。	DASPアドミニストレータ	投資顧問会社が日次で純資産総額を確認し承認する。	オペレーショナル・リスク委員会
DASP	保管会社は、（プライバシー・コイン等）禁止された資産への投資を認めないよう規定されている。	DASPアドミニストレータ及び投資顧問会社	投資顧問会社が日次で純資産総額を確認し承認する。	オペレーショナル・リスク委員会及びSPCの取締役
DASP	全ての資産が独立した保管会社によって保管されているか又は盗難保険が付保されることを確認する。	オペレーショナル・リスク委員会	継続的	投資顧問会社及びSPCの取締役
DASP	運用収益が投資顧問会社によって設定された特定のターゲット／ベンチマークに合っている。	リサーチ・チーム	四半期及び年次の精査を伴う月次モニタリング	投資委員会

本項の記載は、本書の日付現在のものであり、今後変更される可能性があります。

(3) 参考情報

下記のグラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

本ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資1口当たり純資産価格の推移

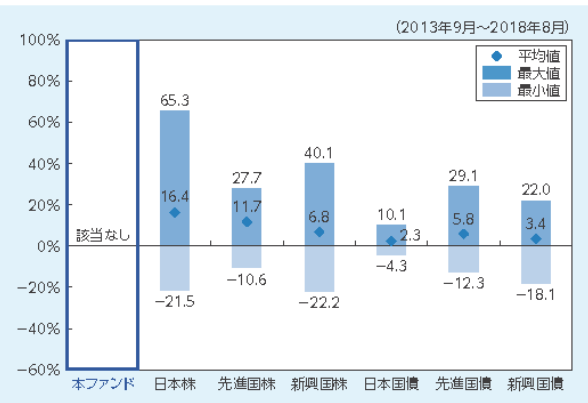
円クラスA受益証券

該当事項はありません。

- ・本ファンドは、2019年1月31日から運用を開始する予定ですので、本書日付現在運用実績はありません。したがって、上記グラフにおける本ファンドの年間騰落率及び分配金再投資1口当たり純資産価格の推移について該当事項はありません。

本ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

円クラスA受益証券



- ・全ての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。
- ・他の代表的な資産クラスについて、2013年9月から2018年8月までの5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。本ファンドは、2019年1月31日から運用を開始する予定ですので、同期間における直近1年間の騰落率はありません。

代表的な資産クラスの指数及びその著作権等について

日本株：S&P日本総合指数（円ベース、配当込み）

先進国株：S&P先進国総合指数（米ドルベース、配当込み、為替ヘッジなし）

新興国株：S&P新興国総合指数（米ドルベース、配当込み、為替ヘッジなし）

日本国債：FTSE日本国債インデックス（円ベース）

先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）

新興国債：FTSE新興国市場国債インデックス（ヘッジなし、円ベース）

S&P日本総合指数（円ベース、配当込み）、S&P先進国総合指数（米ドルベース、配当込み、為替ヘッジなし）及びS&P新興国総合指数（米ドルベース、配当込み、為替ヘッジなし）は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの商品であり、上記の騰落率の値は同社より提供された情報に基づきシティニューワ法律事務所が算出しています。

FTSE日本国債インデックス（円ベース）、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）及びFTSE新興国市場国債インデックス（ヘッジなし、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同社はファンドのスポンサーではなく、ファンドの推奨、販売又は販売促進も行っておりません。上記3つのインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、同社は、当該データの正確性及び完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏又は遅延につき何ら責任を負いません。同インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利は同社に帰属します。上記の騰落率の値は、同インデックス・データに基づきシティニューワ法律事務所が算出しています。

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

各販売会社は、各受益者（又は購入希望者）の申込金額の5.4%（税抜き5.0%）を上限として申込手数料を受領することができます。申込手数料の金額は、受益者（又は購入希望者）と該当する販売会社間の合意により決定されます。申込手数料は、受益者（又は購入希望者）の申込金額とは別に販売会社に支払われます。

（注）消費税率に応じて変更となることがあります。

申込手数料は、販売会社によって提供される日本における受益証券の販売に関連する業務の対価として支払われます。

(2) 買戻し手数料

受益者が本ファンドに対する受益者の最初の投資から12か月以内に償還又は買戻しを求める場合、当該償還又は買戻しは、償還又は買戻代金の3%の買戻し手数料が掛ります。買戻し手数料は、償還又は買戻代金から差引かれ、本ファンドに支払われます。買戻し手数料は、管理会社の完全な裁量で、特定の場合又は特定のクラスの場合に全額又は一部が放棄されることがあります。

買戻し手数料は、本ファンドによって提供される受益証券の買戻しに関連する業務の対価として支払われます。

(3) 管理報酬等

管理会社

管理会社は、本ファンドの資産から下記に定める報酬を受領します。

管理報酬

管理会社は、初回の純資産総額の計算以降、本ファンドの資産から支払われる管理報酬を受領する権利を有します。当該管理報酬は、毎月の取引日に後払いで支払われ、管理報酬又はインセンティブ報酬の発生若しくは支払又は当該日に効力を生じる償還に先立つ毎月の取引日時点で計算される本ファンドの純資産総額の0.1667%と等しい額です(以下「管理報酬」といいます。)。管理報酬は、本ファンドの純資産総額の年率約2%に相当します。

管理会社は、単独の裁量で、受益者に関する管理報酬を返還することができます。

管理報酬は、管理会社によって提供される本ファンドの資産の運用及び管理、受益証券の発行、買戻業務の対価として支払われます。

インセンティブ報酬

本書の本項において、以下の用語は以下の意味を有するものとします。

「パフォーマンス期間」とは、(i) (A) クラスのシリーズの初回の発行及び (B) 前回のパフォーマンス期間の末日直後の日のいずれか遅い方の日から開始し、(ii) (A) 暦四半期の最終日、(B) (償還、買戻し又は移転される受益証券に関する) 実質的所有権の償還、買戻し若しくは移転又は (C) 本ファンドの清算の開始をもって終了する期間をいいます。

特定の日におけるクラスのシリーズについての「新規純利益」（もしあれば）とは、当該日に決定されたクラスの当該シリーズに関する1口当たり累積純利益が当該パフォーマンス期間のクラスの当該シリーズに関してハイウォーターマークを超える金額です。

特定の日における受益証券のクラスのシリーズについての「累積純利益」とは、(1) 実現利益及び未実現利益の総額並びに当該日（当日を含みます。）にクラスの当該シリーズに貸記される、本ファンドに支払われた償還手数料を含む運用収益の合計額と (2) 当該日（クラスの当該シリーズによるインセンティブ報酬の支払の前）にクラスの当該シリーズに対して請求された、実現損失及び未実現損失並びに運用費用の総額を当該パフォーマンス期間の期初のクラスの当該シリーズの純資産総額に加算・減算した額と等しい額です。

特定の日における受益証券のクラスのシリーズについての「ハイウォーターマーク」とは、一般的に、(1) 前記の記載に基づく当該シリーズの1口当たり当初申込価格、その後は (2) シリーズの1口当たり

申込価格と、パフォーマンス期間の終了時におけるシリーズの1口当たり純資産価格のいずれか高い方、又は、もしパフォーマンス期間の終了時にパフォーマンスを上げているシリーズの内、最も古いシリーズに統合が行われた場合には、パフォーマンス期間の終了時におけるパフォーマンスを上げているシリーズの内、最も古いシリーズの1口当たり純資産価格をいいます。

以下に記載する繰越損金の制限を条件として、管理会社は本ファンドから、各パフォーマンス期間の末日時点のクラスの各シリーズに関して、新規純利益の20%に相当するインセンティブ報酬（以下「インセンティブ報酬」といいます。）を受領します。ただし、以下に規定される繰越損金の制限に従います。

インセンティブ報酬（もしあれば）は、暦四半期の最終取引日（又は償還若しくは買戻された受益証券の場合は、該当する買戻日）におけるクラスの該当するシリーズの1口当たり純資産価格の決定後に支払われます。

インセンティブ報酬が支払われた後は、インセンティブ報酬が計算された受益証券がその後の期間に価値が下落した場合であっても、払戻されることはありません。

あるパフォーマンス期間の初日に発行される受益証券は、当該クラスのシリーズ1の1口当たり純資産価格がハイウォーターマーク以上である場合には当該クラスのシリーズ1受益証券となります。異なる日に発行される受益証券（同一の申込者／受益者に発行される受益証券を含みますが、これらに限定されません。）は、別個のシリーズで発行されます。受益証券のシリーズの発行時に、当該シリーズに対するアカウントが創設され、申込金が貸記されます。その後、本ファンドの収益及び利益（実現及び未実現）は、比例配分され、当該勘定に貸記され、本ファンドの損失、費用及び債務は、管理会社に支払うべき未払報酬及び当該シリーズの受益証券に関する償還金又は買戻金を含め、比例配分され、当該勘定に借記されます。純利益及び純損失は、管理報酬控除後かつ月初の未払インセンティブ報酬控除前の各クラスの各シリーズの関連する純資産総額に基づき、月次ベースで各クラスの各シリーズに配分されます。インセンティブ報酬は、本ファンドの受益証券の各クラスの各シリーズに帰属する純資産の個別のパフォーマンスに基づいて配分されます。

あるシリーズに関する1口当たり累積純利益がそのハイウォーターマークを超える場合、クラスの当該シリーズに関してのみインセンティブ報酬が支払われるため、インセンティブ報酬の計算は以下に記載される「繰越損金」基準で有効に行われます。クラスのあるシリーズが特定のパフォーマンス期間において純損失を被った場合、当該純損失（繰越損金）が最初に埋め合わされるまでは（期中の償還、買戻し及び分配を考慮して）、当該パフォーマンス期間又はその後のパフォーマンス期間にクラスの当該シリーズに関して管理会社にインセンティブ報酬は支払われません。

各パフォーマンス期間の終了時に、繰越損金を有する受益証券のシリーズ（及びクラスの全ての受益証券に帰属する繰越損金がある場合）を除き、各シリーズは、当該転換日時点における運用成果が上がっている最も古いシリーズの1口当たり純資産価格で適切なクラスの運用成果が上がっている最も古いシリーズの受益証券に統合されます。受益証券のシリーズから運用成果が上がっている最も古いシリーズへの統合により、受益者の本ファンドへの投資の純資産総額の合計は変化しませんが、受益者は運用成果が上がっている最も古いシリーズの受益証券を異なる口数所有することになります。

インセンティブ報酬は、管理会社がインセンティブ報酬を他の方法で支払うことが事務処理上より便利であると判断しない限り、本ファンドによって支払われます。

本ファンドが日次ベースでの1口当たり純資産価格の計算に移行する場合、本ファンドはシリーズを発行せず、全ての受益証券は、1口当たり純資産価格を用いて関連するクラスにおいて発行されます。これにより、シリーズレベルではなくクラスレベルでインセンティブ報酬の計算が行われることとなります。本ファンドが日次ベースでの1口当たり純資産価格の計算に移行する場合、インセンティブ報酬計算方法の変更を伴う更新された英文オファリング・メモランダムが発行されます。

前記のとおり、管理会社は、クラスの各シリーズに関して、支払済みの全てのインセンティブ報酬を保持する権利を有します。クラスの特定のシリーズに繰越損金があるときに（すなわち、1口当たり累積純利益がハイウォーターマークを下回る場合）、クラスの当該シリーズが償還又は買戻された場合には、クラスの当該シリーズの1口当たり純資産価格の割合に比例して、当該繰越損金額は減額されます。

管理会社は、単独の裁量で、いかなる受益者に対してもインセンティブ報酬を減額又は返還することができます。

インセンティブ報酬は、管理会社によって提供される本ファンドの資産の運用業務の対価として支払われ

ます。

管理事務代行会社

管理事務代行会社は、本ファンドの資産から下記に定める報酬を受領します。

当初、管理事務代行会社は、1口当たり純資産価格を月次ベースで計算します。その後、管理事務代行会社は、1口当たり純資産価格を日次ベースで計算します。月次及び日次の1口当たり純資産価格の計算に対する管理事務代行会社の報酬は、以下のとおりです。

月次ベースでの1口当たり純資産価格の計算のための報酬

本ファンドの純資産総額	年間報酬
0 — 100百万ユーロ	0.07%
100百万ユーロ— 300百万ユーロ	0.06%
300百万ユーロ以上	0.05%

30,000ユーロを年間最低報酬とします。

日次ベースでの1口当たり純資産価格の計算のための報酬

本ファンドの純資産総額	年間報酬
0 — 100百万ユーロ	0.10%
100百万ユーロ— 300百万ユーロ	0.09%
300百万ユーロ以上	0.08%

40,000ユーロを年間最低報酬とします。

上記報酬は、本ファンドの平均純資産総額に基づき適用され、毎月後払いで支払われます。

インセンティブ報酬の計算のための報酬:

- ・クラスごとに300ユーロの報酬

その他:

- ・当初の通貨クラス以外の追加の各通貨クラスについては、毎月200ユーロの追加報酬が生じ、毎月後払いで支払われます。
- ・年次財務書類の作成は年間5,000ユーロです。
- ・受益者名簿の維持は年間3,000ユーロです。

上記の月次及び日次ベースの1口当たり純資産価格の計算ための報酬、インセンティブ報酬の計算のための報酬及びその他の報酬は、管理事務代行会社によって提供される本ファンドの管理事務代行業務並びに登録、名義書換事務代行及び会計業務の対価として支払われます。

受託会社

受託会社は、本トラスト及び本ファンドに対する受託業務に関して、本ファンドの資産から以下の報酬の支払を受けます。

- ・年間受託報酬：12,500.00米ドル（及び年間400.00米ドルの実費）

主たる事務所

- ・インタートラスト・コーポレート・サービスズ（ケイマン）リミテッドによる主たる事務所提供のための年間報酬：5,000.00米ドル

投資助言会社

管理会社が管理報酬及びインセンティブ報酬（該当する場合）の支払いを受け、管理会社が一定の役割及び義務を投資助言会社に委託する限り、投資助言会社に支払われるべき報酬は、管理会社と投資助言会社との間で決定され、管理会社によって支払われます。

投資助言会社の報酬は、投資助言会社によって提供される本ファンドに対する管理会社への投資助言業務の対価として支払われます。

保管会社

保管会社は、預託機関として、資産の管理、監視及び保管を含む預託機関の業務について、本ファンドの資産から下記に定める報酬を受領します。

- ・年間最低報酬を30,000ユーロとして、本ファンドの純資産総額に対して年率0.04%で計算される報酬が毎月後払いで支払われます。
- ・副保管会社の保管及び取引報酬（該当する場合）は、上記の報酬に含まれません。
- ・取引、売買、送金及び為替取引について追加報酬が生じます。

保管会社の報酬は、保管会社によって提供される本ファンドの資産の保管業務の対価として支払われます。

ヘッジ・アドバイザー

最初の純資産総額の計算以降、ヘッジ・アドバイザーは本ファンドの資産から支払われるヘッジ報酬を受領する権利が与えられます。当該ヘッジ報酬は、各月の取引日に月次で後払いで支払われ、各月の取引日において計算されるヘッジ対象クラスの純資産総額の0.01%の月次報酬となります。ヘッジ・アドバイザーは、本書に基づくヘッジ・アドバイザーの責任及び義務の履行から生じる全ての費用及び経費を負担しますが、本ファンドの費用については責任を負いません。

この報酬は、管理事務代行会社が毎月提供する平均純資産総額を用いて計算されます。計算された報酬が、月額最低250ポンド又は250ポンド相当額を下回る場合、ヘッジ・アドバイザーは、当該月に合計250ポンド又は250ポンド相当額を請求します。

ヘッジ報酬は、ヘッジ・アドバイザーによって提供される本ファンドの為替ヘッジ業務の対価として支払われます。

販売会社

販売会社は、本ファンドの資産から下記に定める純資産総額に対する比率で計算される報酬を受領し、これは他の販売取扱会社に支払われることもあります。

円クラスA受益証券： 年率1.2%（純資産総額の0.1%で毎月計算され、月次後払い）

販売会社の報酬は、販売会社によって提供される日本における受益証券の販売及び買戻しに関連する業務の対価として支払われます。

代行協会員

代行協会員は、本ファンドの資産から下記に定める純資産総額に対する比率で計算された報酬を受領します。

円クラスA受益証券： 年率0.20%（純資産総額の0.01667%で毎月計算され、月次後払い）

代行協会員の報酬は、代行協会員によって提供される、本ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の公表、目論見書、運用報告書その他の書類の他の販売会社及び販売取扱会社に対する提供等代行協会員業務の対価として支払われます。

デジタル資産セキュリティ・プラットフォームに伴う報酬

投資及びプラットフォーム管理報酬

管理会社は、DASPの純資産総額の年率0.50%の金額によるDASPに関する投資及びプラットフォーム管理報酬の支払を受けます。投資及びプラットフォーム管理報酬は毎日発生し、DASPの資産から毎月後払いで支払われます。

投資及びプラットフォーム管理報酬は、日次の純資産総額の承認を含む業務、サブアドバイザーのポジションの定期的なモニタリング及び関連する運用業務の対価として支払われます。また、管理会社はDASPの

財務書類の作成及び監査の監督に責任を負います。

サブアドバイザー報酬

各サブアドバイザーは、当該サブアドバイザーが任命された分離ポートフォリオの純資産総額の年率1%から3%の報酬の支払を受けます。サブアドバイザーの報酬は毎日発生し、関連する分離ポートフォリオの資産から毎月後払いで支払われます。

また、サブアドバイザーはハイウォーターマーク及び平準化会計の適用を受ける0%から40%の実績報酬を受領します。実績報酬は管理会社との合意に基づきサブアドバイザーの投資戦略に従い、3か月毎、半年毎又は年毎に計算され、関連する分離ポートフォリオの資産から支払われます。

その他の報酬

SPCは、独立取締役2名に取締役報酬を支払います。分離ポートフォリオにつき（比例配分により）年間5,000米ドルの取締役報酬が、全ての取締役の選任に伴う全ての費用とともに各独立取締役に支払われます。上記の独立取締役の報酬は、2018年及び2019年に適用され、それ以降の報酬は個別の分離ポートフォリオの運用資産額を考慮して毎年見直されます。

デジタル資産セキュリティ・プラットフォームSPC (DASP) のアドミニストレータ

DASPアドミニストレータであるメインストリーム・ファンド・サービスズ・ピーティイー・リミテッドは、DASPの分離ポートフォリオの資産から下記に定める報酬を受領します。

DASPアドミニストレータは、1株当たり純資産価格を日次ベースで計算します。日次の1株当たり純資産価格の計算に対するDASPアドミニストレータの報酬は、以下のとおりです。

日次ベースでの1株当たり純資産価格の計算のための報酬

全ての分離ポートフォリオの純資産総額	年間報酬
0 — 100百万ユーロ	0.12%
100百万ユーロ — 500百万ユーロ	0.10%
500百万ユーロ — 1,000百万ユーロ	0.08%
1,000百万ユーロ以上	0.05%

上記報酬は、全ての分離ポートフォリオの日々の純資産総額に基づき適用され、毎月後払いで支払われます。月額最低報酬は1分離ポートフォリオ当たり2,500米ドルです。

その他：

さらに、DASPアドミニストレータは、SPCの資産に対して下記に定める報酬をSPCに請求します。

- ・一時払初期設定報酬：3,000米ドル
- ・名義書換事務代行：投資家1名につき年間150米ドル。FATCA及びCRS報酬は免除されます。
- ・半期及び監査済み年次財務書類の作成に関して、1分離ポートフォリオにつき年間6,000米ドル。
- ・分離ポートフォリオ毎のリスク報告及びセキュリティ・レベル・パフォーマンス報告に関して、年間4,500米ドル。

各分離ポートフォリオについて、最初の12か月間は20%の割引がDASPアドミニストレータの報酬に適用されます。

DASPアドミニストレータの報酬は、管理事務、名義書換及びその他の関連する業務の対価として支払われます。

SPCは、監査人及び保管者に支払う報酬を負担します。

(4) その他の手数料等

設立費用

本トラスト及び本ファンドの設立に伴う法的費用、マーケティング及び宣伝費に関する組成費用は、公正

に配分され、本ファンドを含む関連シリーズ・トラストの資産から支払われます。設立及び発行費用は、本ファンドによって支払われますが、管理会社は、受託会社と協議の上、運用の初年度に全額を費用化するよりも、当該措置の方がより公平であると確信しているため、IFRSにより要求されるとおり、純資産総額算定上は、管理会社の単独の裁量により、本ファンドが運用を開始した日から最長3年間にわたって償却することができます。

その他の費用

本ファンドの資産から支払われる本ファンドの継続的な運営費用があり、これには登録及び法的サービスの費用が含まれます。

本ファンドはまた、本ファンドの資産から、管理会社がその事業を遂行し、その目的を実現するために必要又は適切であると合理的に判断する費用及び経費を支払います。費用及び経費には、以下が含まれますが、これらに限定されません。

(i) 管理報酬及びインセンティブ報酬

(ii) 全ての一般的な投資費用（すなわち、現在及び将来のポートフォリオの保有銘柄のための、仲介手数料、取引手数料、清算及び決済手数料、リサーチ、情報及びデューデリジェンス費用、ポートフォリオを維持することに関連する費用及び経費、データ処理経費、費用、市場データ及びニュースサービス、銀行サービス手数料、スプレッド、利子費用、保管費用及びその他の投資費用

(iii) 米国外国口座税務コンプライアンス法及び共通報告基準の報告義務に関連するものを含む全ての事務、法的、会計、監査、記録保管、税務申告、コンプライアンス並びにコンサルティング費用及び経費

(iv) 現金、費用、ポジション及び評価、未払い配当及び利息、取引停止の特定及び企業の決議並びにコーポレート・アクションの管理に係る日々の照会を含むミドルオフィス業務に関連する全ての手数料、費用及び経費

(v) 当該サービスを提供する外部のサービスプロバイダーの手数料、費用及び経費

(vi) 全てのマーケティング及び広告費用並びに投資家とのコミュニケーションの作成（翻訳を含みません）、印刷及び郵送に関連する費用

(vii) 保険費用及び経費

(viii) 本ファンドが支払うべき税金及びその他の公的費用（もしあれば）

(ix) 公的な免許、届出及び免除のための手数料

(x) 補償義務

(xi) 恐れのある、係争中の又は予想される訴訟、米国内国歳入庁（以下「IRS」といいます。）若しくは同種の税務当局による調査又は監査又は州若しくは地方政府の税務当局による同種の調査若しくは監査又はその他の法的手続きに関連して発生する全ての費用（合理的な弁護士費用を含みます。）

(xii) 特別な費用さらに、日本における募集に関連する費用及び経費は、受益証券に関連する確認書の作成及び印刷費用、日本の金融商品取引法に基づき日本国財務省関東財務局長宛てに提出される有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書及び臨時報告書、日本の投資信託及び投資法人に関する法律に基づき日本の金融庁長官宛てに提出される外国投資信託に関する届出書の日本語による作成及び／又は届出及び印刷費用、適用される日本の法律及び規則及び／又はJSDAの取決め及び規則に基づき作成を要する日本語の目論見書の作成及び印刷費用、有価証券届出書、目論見書及び販売会社が商業上使用する販売用資料の印刷及び日本の販売取扱会社への配布費用、本ファンドの運用報告書（経営陣の報告書を含みます。）、半期運用報告書、委任状、受益者集会の資料その他の文書の日本語での作成、印刷及び配布費用、本ファンドの日本又は他国の公認会計士費用などを含みますがこれらに限定されることなく、本ファンドが負担します。

(5) 課税上の取扱い

以下の記載は、本ファンドが日本及びケイマン諸島における現行法及び慣習に関して受領したアドバイスに基づいています。申込者は、受益者への課税が下記とは異なることがある旨認識しておくべきです。受益者は、各人の市民権、居住地、通常居住地又は住所地の国の法律に基づく受益証券の申込み、購入、保有、売却又は償還への課税の可能性について、注意が必要です。

(A) 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

I 本ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取扱う金融商品取引業者の特定口座において取扱うことができます。

(2) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなります。

(3) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税含む。）、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになりますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることができます。

この場合支払調書は提出されません。なお、配当控除の適用は認められません。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）に定める上場株式等をいいます。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能です。

(4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、所得税のみ15.315%（復興特別所得税含む。）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等又は金融機関等を除く）、一定の場合支払調書が税務署長に提出されます。なお、益金不算入の適用は認められません。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税含む。）、住民税5%）の税率による源泉徴収が行われます。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益（受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限りです。）及び上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合又は源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限りです。）との損益通算が可能です。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

日本の法人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合、その譲渡損益につき益金又は損金に算入されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所又は登記上の営業所若しくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

II 本ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取扱う金融商品取引業者の特定口座において取扱うことができます。

(2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

(3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等に係る配当課税の対象とされ、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税含む。）、住民税5%）の税率による源泉徴収が行われず。

日本の個人受益者は、総合課税又は申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができますが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一です。）、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

申告分離課税を選択した場合又は源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。なお、配当控除の適用は認められません。

(4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）に対して、所得税のみ15.315%（復興特別所得税含む。）の税率による源泉徴収が行われ（一定の公共法人等を除く。）ます。なお、益金不算入の適用は認められません。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税含む。）、住民税5%）の税率による源泉徴収が行われます。受益証券の譲

渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益（受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限り、）及び上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合又は源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限り、）との損益通算が可能です。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

日本の法人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合、その譲渡損益につき益金又は損金に算入されます。

（6）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（5）と同様の取扱いとなります。

（7）日本の個人受益者についての分配金並びに譲渡及び買戻しの対価については、一定の場合、支払調書や特定口座年間取引報告書（源泉徴収選択口座に係るもの）が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所又は登記上の営業所若しくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

Ⅲ 本ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取扱われます。

Ⅳ 税制等の変更により上記ⅠないしⅢに記載されている取扱いは変更されることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認することをお勧めします。

（B）ケイマン諸島

受託会社は、ケイマン諸島の総督から、信託法（2018年改正法）第81条に基づき、本トラストの設定日から50年間、所得、又は元本資産、収益若しくは価額上昇に対して課せられる税金若しくは賦課金、又は遺産税、相続税の性質を有する税金を課するために制定されるいかなるケイマン諸島の法律も、本トラストを構成する財産又は本トラストに生じる利益に適用されず、またその財産又は利益に関し受託会社又は受益者に対して適用されない旨の誓約を申請し、受領しています。

現行法上、ケイマン諸島において、本トラストの受益証券の譲渡又は買戻しに関して印紙税は課せられません。設定日現在、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

（C）米国税金

以下は、本ファンド及びその受益者に関連する米国連邦所得税の検討事項の一般的な概要です。本概要は、「米国人」ではない受益者のみを対象としています。米国人とは、1933年米国証券法（その後の改正を含みます。）に基づくレギュレーションSに定義されます。

本概要は、一般的に米国州税、地方税、遺産税、贈与税又は受益証券に対する投資のその他の遺産相続計画の側面については対象となりません。本概要は、1986年米国内国歳入法（改正済）（以下「コード」といいます。）に基づいており、コードに基づき公布又は提案された規則並びにその司法及び行政上の解釈は、全て本書の日付現在であり、いつでも変更される可能性があり、かつかかる変更は遡及的である場合があります。したがって、本ファンド又はその受益者に対する税効果が今後も本書に記載されるとおり継続する保証はありません。

受益者となろうとする方は、その特定の状況に基づいて、独立した税務アドバイザーにご相談下さい。

実質的所有権の報告及び一定の支払に対する源泉徴収

2010年に制定された法律、米国FATCA（以下に定義します。）に基づき、（a）2014年6月30日以降の米国を源泉とする一定の支払（利子及び配当を含みます。）、（b）2018年12月31日以降に実現された米国の株式又は債券投資の処分による総収益、（（a）及び（b）を個別に「源泉徴収可能な支払」といいます。）、並びに（c）2019年1月1日以降、本ファンドが適時にIRSと契約（以下「FFI契約」といいます。）を締結するか、又はケイマン諸島と米国間の米国FATCAに関する政府間協定（以下「IGA」といいます。）（又はその他の適用あるIGA）の対象となる場合を除き、一定の外国企業による一定の支払は、当該支払が源泉徴収可能な支払に帰属するものと取扱われる限りにおいて、30%の通常還付不可の源泉徴収税が課されます。（本条項は、本ファンドレベルよりもむしろ本トラストレベルに適用される可能性があります。） FFI契約

又はケイマン諸島IGAは、年度ごとにIRS又は関連するケイマン諸島(又は他の適用ある)当局に、本ファンドの直接及び間接的投資家の身元及びその他の一定の情報を報告することを要求します。本ファンドに必要な情報の提供を怠った投資家(又は、米国FATCAの目的上「外国金融機関」である投資家の場合は、IRSとFFI契約を締結していない、適用あるIGAを遵守していない、又は別途米国FATCAの適用除外に該当しない場合)は、本ファンドへの投資が終了させられ、本ファンドの米国投資に直接又は間接的に帰属する支払に係る持分に関し30%の源泉徴収税の対象となる可能性があり、かつその他の悪影響を被る可能性があります。

ケイマン諸島—金融口座情報の自動的交換(AEOI)

「AEOI」とは、文脈に応じ、以下の一又は複数を意味します。

- (1) 一般に米国外国口座税務コンプライアンス法(以下「米国FATCA」といいます。)と呼ばれる1986年の米国内国歳入法の第1471条から第1474条まで、及び関連法令又はガイダンス、経済協力開発機構(OECD)により発行された共通報告基準(以下「CRS」といいます。)、又は、同等の税務報告及び/又は源泉徴収制度の実施を求める他の法域で制定される同様の法律、規則又はガイダンス、
- (2) 第一項に定める法律、規則又はガイダンスを促進、実施、遵守又は補足するために締結された、ケイマン諸島と米国又は他の法域との間(該当する各法域の政府機関の間を含みます。)の政府間協定、条約その他の取決め、及び
- (3) 前各項に掲げる事項を実施するため、ケイマン諸島において実施される法律、規則又はガイダンス。

2013年11月29日、ケイマン諸島政府は、米国FATCAの実施に関連して米国と政府間協定を締結しました(以下「米国IGA」といいます。)。米国IGAは、米国FATCAの下での税務情報の自動的交換を企図しています。両国政府はまた、税務情報を自動的に交換する法的な仕組みの概要を定める税務情報交換協定も調印しました。

2014年7月4日、ケイマン諸島政府は、税務情報局法(修正済)(以下「税務情報局法」といいます。)に伴うものとして2014年税務情報局(国際税務コンプライアンス)(米国)規則(修正済)(以下「米国FATCA規則」といいます。)を公布しました。米国FATCA規則は、米国IGAの規定を実施するものです。米国FATCA規則は、米国市民である一定の直接又は間接的な米国投資家について、身元の特定及び報告を規定しており、本ファンド及びその投資家に影響を与えます。本ファンドの投資家は、米国FATCAの目的上、本ファンドが正確に投資家を区分するために本ファンドに身元を特定する情報を提供しなければなりません。投資家が要求に応じて当該情報を提供しない場合、当該投資家は「米国報告口座」として分類され、当該投資家に係る情報(及び本ファンドの保有)は、ケイマン諸島税務情報局又はその委託先(以下「税務情報局」といいます。)に提供され、税務情報局からさらにIRSに提供される場合があることに留意すべきです。各投資家はまた、本ファンドに提供された本ファンドの持分の直接又は間接的所有権を特定する情報は、税務情報局及び/又はIRSに報告される場合があることにも留意すべきです。

2014年10月29日に、ケイマン諸島は他の50の法域と共に、CRSの実施の取組みを明らかにするため、所轄官庁との多国間合意に調印しました。新設及び既存の口座について広範なデューディリジェンスを行うことを要求する現地の規則が2015年10月16日及び2016年12月14日に施行され、当該口座について報告が2017年中に開始されました。その後100カ国以上が、他の加盟国に居住する納税者である投資家について米国IGAと同様の報告その他の義務を課すCRSを実施することに合意しました。本ファンドは、毎年税務情報局に口座情報を報告することを求められ、これらの情報は税務情報局により世界中の税務当局に報告されます。また、ケイマン諸島政府は、将来他の国との追加協定を締結する場合があります。追加された国はCRSを採用することができ、これにより本ファンドの報告及び/又は源泉徴収の義務をさらに増大させる可能性があります。

各受益者は、本ファンドが、当該受益者が要求された情報をファンドに提供しないことから生じる、本ファンドが支払う源泉徴収税並びに本ファンド、管理事務代行会社、若しくは他の投資家又は前記の者の代理人、委託先、従業員、取締役、役員、管理人、社員若しくは関連会社がAEOIに基づき負担する関連費用、利子、罰金、及びその他の損失及び債務を、当該受益者が経済的に負担することを確保するため、当該受益者の保有又は買戻代金に関し適用ある法に従い必要と思量する措置をとることができることを承諾します。

投資をご検討中の方は、AEOI関連法規が本ファンドへの投資に及ぼす影響について、自らの税務アドバ

イザーにご相談下さい。

上記は、関連する全ての税務基準及び検討事項の完全な分析を意図するものではなく、また、本ファンドの受益証券の購入、保有又は処分に内在する潜在的な税務リスクの全てを列挙するものでもありません。各受益者は、対象となる法域の法律に基づく租税及びその他受益証券の購入、保有、売却、又は買戻しの結果について、専門家にご相談下さい。

5 運用状況

本ファンドは、2019年1月31日から運用を開始するため該当事項はありません。

(1) 投資状況

該当事項はありません。

(2) 投資資産

該当事項はありません。

(3) 運用実績

該当事項はありません。

(4) 販売及び買戻しの実績

該当事項はありません。

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

(1) 海外における販売

受益証券の当初申込

受益者は自己勘定で受益証券を購入することによって、本ファンドの資産の分割できない受益権を保有することになります。共同受益者は、対応する共同受益権を保有します。

発行される受益証券の当初申込日における申込価格は以下のとおりです。

円クラスA受益証券1口当たり100,000円

最低当初申込額は以下のとおりで、全ての受益者は購入申込書を記入する必要があります。

円クラスA受益証券-1,000,000円

当初申込日は、2019年2月1日又は受託会社が決定するその他の日です。円クラスA受益証券の全ての支払は日本円でなされるものとします。

受託会社は、理由を説明することなくいかなる理由でも全て又は一部の申込を拒否することができます。

受託会社又はその正式に指定された代理人は、記入済の購入申込書をファクシミリ、PDFファイルによる電子メール又は管理事務代行会社と事前に同意した方法によって、遅くとも当初申込日の5営業日前の正午（ダブリン時間）若しくは受託会社が決定するその他の期限に又はそれ以前に（遅くとも評価時点までに）受領しなくてはならず、追って原本が送付されなければなりません。

受益証券の申込代金は、受託会社は又はその正式に指定された代理人によって、当初申込日の5営業日前若しくは受託会社が決定するその他の期限に又はそれ以前に（遅くとも評価時点までに）受領されなくてはなりません。

管理会社が受託会社と協議の上別途決定する場合を除き、購入申込書は撤回できません。適用される期限後に受領された購入申込書は、翌申込日の受益証券の購入申込として扱われます。

受託会社は、当初申込日又は受託会社が決定するその他の期限後可及的速やかに受益者に発行される受益証券口数を知らせます。

全ての受益者は、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律（改正済）によって要求されるマネー・ロンダリ

ング防止手続を遵守する義務があります。

受益証券の継続申込

受益証券の当初発行後、適格投資家はその後の申込日に、関連する申込価格で受益証券を申込みことができますが、継続申込は受託会社の裁量により最低金額が撤回又は減額される場合を除き、最低当初申込額の半額（50%）を下回らないものとします。

受託会社又はその正式に指定された代理人は、記入済の購入申込書をファクシミリ、PDFファイルによる電子メール又は管理事務代行会社と事前に同意した方法によって、遅くとも関連する申込日の5営業日前の正午（ダブリン時間）若しくは受託会社が決定するその他の期限までに（遅くとも評価時点までに）下記の原本とともに受領しなくてはなりません。

受託会社は又はその正式に指定された代理人は、受益証券の申込額を、関連する申込日の5営業日前又は受託会社が決定するその他の期限までに受領しなくてはなりません。

受益証券の全ての支払は、申込された受益証券の関連するクラスの機能通貨でなされるものとします。

受託会社は、理由を説明することなくいかなる理由でも全て又は一部の申込を拒否することができます。

受託会社が別途決定する場合を除き、購入申込書は撤回できません。適用される期限後に受領された購入申込書は、翌申込日の受益証券の購入申込として扱われます。

受託会社は、各申込日後可及的速やかに受益者に発行される受益証券口数を知らせます。

全ての受益者は、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律（改正済）によって要求されるマネー・ロンダリング防止手続を遵守する義務があります。

申込みは一定の状況において停止される場合があります、停止期間中、管理会社は受益証券の発行を行いません（下記「3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、② 純資産価額の計算の停止」をご参照下さい。）。

受益証券の発行

下記の各クラスに関して、受益証券は、以下の当初申込価格で当初申込日に新しいシリーズにおいて発行され、その後、受益証券の新しいシリーズについて、1口当たり申込価格は、当該クラスにおける受益証券のシリーズ1の1口当たり純資産価格です。ただし、パフォーマンス期間の初日に発行される受益証券は、シリーズ1の1口当たり純資産価格がハイウォーターマーク以上である場合にはシリーズ1として発行されます。

円クラスA受益証券1口当たり100,000円

シリーズ（当該クラスの受益証券の募集に関連して発行される当初シリーズを除きます。）の発行済受益証券は、一般的に、上記「第1ファンドの状況、4手数料等及び税金、（3）管理報酬等」に記載される、受益証券に適用されるインセンティブ報酬の計算に関連して、統合されます。当該統合は、信託証書及び本書で規定されるとおり行われ、受益者の経済的権利に影響を与えるものではありません。

適格投資家

受益証券は、適格投資家の受益権に対して又はそのためのみに発行されるものとします。

「適格投資家」とは、（i）米国市民若しくは居住者、米国において組織され存続するパートナーシップ、又は米国の法に基づき組織されるか米国において存続する法人、信託若しくはその他の事業体、又は米国人（1933年米国証券法（その後の改正を含みます。）に基づくレギュレーションSに定義されます。）若しくは当該米国人のために受益証券を保有するか保有しようとする者、法人又は事業体、（ii）ケイマンに居住するか住所を有する者（ケイマン諸島法の適用を受ける慈善信託若しくは権限の対象、又はケイマンの免税会社若しくは非居住会社又は免税信託（又はそのシリーズ・トラスト）を除きます。）、（iii）適用法に違反することなく受益証券の申込又は保有ができない者、（iv）上記（i）乃至（iii）に定める者、法人又は事業体の管財人、名義人又は受託者、（v）ニュージーランドの居住者、のいずれにも該当しない者、法人若しくは事業体、又は（a）米国、その領土、連邦又は属領の市民及び居住者、（b）米国又は関連する州の証券法を遵守してその者のために受益証券が発行、譲渡、又は登録された投資家を除く米国又はその州において連邦法又は州法に基づき組織され若しくは存続する法人、パートナーシップ、信託又はその他の事業体、

(c) ケイマン諸島に居住するか住所を有する者（ケイマン諸島において設立された免税会社若しくは通常の非居住会社又はケイマン諸島の法律に準拠する免税信託（又はそのシリーズ・トラスト）を除きます。）、又は（d）ニュージーランドの居住者を除く受託会社及び管理会社によって随時承諾されるその他の機関投資家とします。

マネー・ロンダリング防止規則

ケイマン諸島

マネー・ロンダリング防止に関する本ファンドの責任の一端として、受託者及び管理事務代行会社（それらの関連会社、子会社、関係者を含みます。）は、申込者の身元及び支払の資金源の詳細な確認を必要とします。各申込の状況に応じて、以下のいずれかに該当する場合には、詳細な確認が必要でない場合があります。

- (a) 申込者が、マネー・ロンダリング防止規則（2018年改正法）を遵守することを要される金融業者、又は当該業者が過半数を所有する子会社である場合、
- (b) 申込者が、規制当局が規制権限を行使し、かつケイマン諸島マネー・ロンダリング防止運営委員会のリストに記載された国（以下「同等国」といいます。）において事業活動を行うか、又はかかる者が過半数を所有する子会社である場合、
- (c) 申込者が、ケイマン諸島若しくは同等国の中央政府又は地方公共団体、法定機関又は政府系機関である場合、
- (d) 申込者が、公認の証券取引所の上場企業であり、実質的所有者についての適正な透明性を確保するために要求される開示要件の対象となっているか、又は当該企業が過半数を所有する子会社である場合、
- (e) 申込者が、職能団体の年金基金、労働組合であるか、又は（a）から（d）に記載された事業体の従業員を代理して行為する場合、又は
- (f) 申込が、（a）から（e）までのいずれかに該当する仲介者を介して行われる場合。この場合、本ファンドは、（i）申込者の事業及びその実質的所有者について必要な身元確認及び確認手続が実施された旨、（ii）事業関係の性質と意図された目的、（iii）仲介者が申込者の事業の資金源を特定した旨、及び（iv）仲介者は、身分証明書及び確認資料又は情報及び関連書類の写しを利用させる旨を確認する仲介者からの確認書に依拠することができる。

また、ケイマン諸島又は同等国の規制を受ける銀行で、申込者の名義で開設された口座（又は共同口座）から申込金を送金した場合、申込時に詳細な確認が必要とされないことがあります。この場合、本ファンドは、申込金の送金元の銀行の支店又は営業所を特定する証拠を要求し、口座は申込者の名義であることを確認し、かかる詳細について書面による記録を保持することができます。ただし、買戻しの前には詳細な確認がなされる必要があります。

本ファンド及び管理事務代行会社は、申込者の身元を確認するために必要な情報を要求する権利を留保します。申込者が確認のために必要な情報を提出することを遅延し、又は提出しなかった場合には、管理事務代行会社は、当該申込及びこれに関する申込金の受領を拒否します。

ケイマン諸島に居住している者が、本ファンドに支払う金銭（申込その他による）には犯罪行為の収益が含まれていると疑いを持つ場合には、当該者は犯罪収益に関する法律（改正済）に従いかかる疑いについて報告する必要があります。

申込により、申込者は、本ファンド及び管理事務代行会社が、ケイマン諸島及びその他の法域のいずれにおいてもマネー・ロンダリング及び類似の事項に関連して申込者に関する情報を規制当局その他の者に対してその要求に応じて開示することに同意します。

また、受託会社、管理事務代行会社、保管会社、管理会社又はそれらの関連会社若しくは委託先は、（i）開示当事者について管轄権を有するか有すると主張し、又は本ファンドが直接若しくは間接的に投資を行う一定の法域の規制当局又は税務当局、又は（ii）受託者、管理事務代行会社、保管会社又は管理会社の取引相手方又は役務提供者に対し、本ファンドの保有する投資並びに受益者の実質的所有者の氏名・名称及びレベルを含むがこれに限られない本トラスト、本ファンド又は受益者についての一定の情報を開示することを随時要求される場合があり、又はその単独の裁量で、開示することが望ましいと判断する場合があります。

その他の法域

本ファンドは、適用ある米国のマネー・ロンダリング防止規則を遵守します。また、多くの法域が、マネー・ロンダリング防止、禁輸及び貿易制裁又は類似の法律、規則、要件（法的拘束力を伴うか否かを問いません）、又は規制方針を変更又は策定中であり、かつ多くの金融仲介業者は、対応する開示及びコンプライアンス・ポリシー（以下総称して「要件」といいます。）を変更又は作成中であり、本ファンドは将来、受益証券の申込者から一定の保証を得ること、申込者についての情報を政府当局、規制当局若しくはその他の機関又は金融仲介業者に開示すること、又は調査若しくはその他の関連する措置をとることを求められ、又は義務付けられる可能性があります。本ファンドが対象となるか対象となり得る要件を遵守し、開示のためにこれらを広範に解釈することが受託会社の方針です。各申込者は、追加情報を提供し、又は要件、関連する法的手続き、若しくは適切な要求（公式、非公式を問わない）その他を遵守するため本ファンドにとって必要又は（受託会社の単独の裁量で）望ましいその他の措置をとることを購入申込書により同意する必要があります。また受益証券を保有することを理由として同意したとみなされます。各申込者は、受託会社及びその代理人が、要件に関し、申込人に関する情報を関連する第三者に開示すること又はこれに関連する情報の要求を受けることを、購入申込書に署名することにより同意し、かつ受益証券の保有により同意したものとみなされます。当該要求を履行しない場合、当該申込者の受益証券は、本ファンドにより買戻されるか又は他の投資家へ強制的に売却される場合があります。

（２）日本における販売

日本において、販売は、本書の「第一部 証券情報」に記載される条件に従って、本書の「第一部 証券情報、（７）申込期間」に記載される募集期間中の各申込日に取扱われます。

日本における販売会社又は販売取扱会社は口座約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込み旨を記載した申込書を提出します。申込受付時間は、原則正午（日本時間）までとします。

受益証券のクラスの１口当たり購入（申込）価格は各申込日において、当該申込日の受益証券１口当たり純資産価格とします。

申込金額は、円で支払うものとします。

申込単位は、1,000,000円又は販売会社が1,000,000円以上で別途設定した金額となります。

原則として、申込みをする者は、購入申込書をファクシミリ、PDFファイルによる電子メール又は販売会社と事前に同意した方法によって、遅くとも関連する申込日の7国内営業日前の正午（東京時間）（該当日が金曜日又は当該週の最終国内営業日である場合はその前国内営業日）までに販売会社に届くように送付しなくてはならず、追って原本が送付されなければなりません。（ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合は除きます。）

受益証券の申込代金は、販売会社によって、関連する申込日の7国内営業日前（該当日が金曜日又は当該週の最終国内営業日である場合はその前国内営業日）若しくは販売会社が決定するその他の期限までに受領されなくてはなりません。

全ての受益者は、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律（改正済）によって要求されるマネー・ロンダリング防止手続を遵守する義務があります。

日本における販売手続にあたっては、申込みが一定の状況において停止される場合があります。停止期間中、管理会社は受益証券の発行を行いません。（下記「３ 資産管理等の概要、（１）資産の評価、② 純資産総額の計算の停止」をご参照下さい）。

なお、JSDAの協会員である日本における販売会社又は販売取扱会社は、本ファンドの純資産が1億円未満となる等協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができません。

2 買戻し手続等

（１）海外における買戻し

買戻し

各受益者は、関連する買戻日に買戻価格でその受益証券の全て又は一部を買戻すことを請求する買戻通知を受託会社又はその正式に指定された代理人に提出することができます。

受託会社は又はその正式に授権された代理人は、買戻通知をファクシミリ、PDFファイルによる電子メール又は管理事務代行会社と事前に同意する方法によって適用される買戻日の20暦日前に若しくはそれ以前に又は管理会社が受託会社と協議の上決定するその他の期限に（遅くとも評価時点までに）受領するものとし、ます。

当該通知が受益者名簿に記録される当該受益者の保有する全ての受益証券に関するものでない場合、管理会社は、受託会社と協議の上、その単独の裁量により円クラスA受益証券について1,000,000円を最低買戻金額として適用できます。

管理会社が受託会社と協議の上別途決定する場合を除き、買戻通知は撤回できません。管理会社が受託会社と協議の上別途決定する場合を除き、適用される期限後に受領された買戻通知は、翌買戻日の受益証券の買戻請求として扱われます。

買戻金（送金手数料及び適用される買戻し手数料の控除後）の送金は、適用される買戻日の純資産総額が計算された後通常5営業日以内に（利息無しで）該当する受益証券のクラスの適用される機能通貨で電信送金で行われます。

いずれのクラスの受益証券の買戻しに関する受益者への支払金は、受益者の銀行口座へ電信送金により現金で支払われます。

支払は、該当するクラスの通貨で受益者に対してなされます。当該買戻金には、実際の支払前に利息は発生しません。

本ファンドはいずれかの買戻日について買戻請求を受領し（以前に延期された買戻請求を含みます。）、総額が当該日現在の（買戻しの前の）本ファンドの純資産総額の10%を超える場合、管理会社は、受託会社と協議の上、当該金額を超過する買戻請求の全て又は一部を翌買戻日に延期することができ、当該買戻日に関して受領した全ての買戻請求は、延期された金額に応じて減額されます。延期された買戻請求は、さらに延期される場合があります。翌買戻日の買戻請求（以前に延期された買戻請求を含みます。）の総額が、当該日現在の（買戻しの前の）本ファンドの純資産総額の10%を再度超える場合、管理会社は、受託会社と協議の上、当該金額を超過する買戻請求の全て又は一部を翌買戻日に再度延期することができ、当該買戻日に関して受領した全ての買戻請求は、延期された金額に応じて減額されますが、延期された買戻請求には本ファンドが受領した順に優先順位が与えられます。

強制買戻し

受託会社又は管理会社が、受益証券が適格投資家でない者により又はかかる者のために所有されていると判断する場合、又は当該所有が原因で、本トラスト又は本ファンドを登録することを要求されることとなり、課税を生じることとなり、若しくはいずれかの地域の法律に違反することとなると判断する場合、又は、受託会社又は管理会社が、当該受益証券の引受又は購入に資金を提供するために使用される現金の資金源の適法性を疑う理由がある場合、又はその他の理由により若しくは理由なく受託会社又は管理会社が判断する場合、受託会社は、管理会社と協議の上、受託会社が管理会社と協議の上決定する該当する受益者への通知期間（もしあれば）に当該受益者に、受託会社又は管理会社が決定する期限内に、当該受益者の該当する受益証券を（信託証書の規定に従い）売却し、受託会社に当該販売の証拠を提供することを指示できます。これを怠った場合、当該受益証券は強制的に買戻されます。

強制的に買戻されるシリーズ・トラストの受益証券のクラスの各受益証券の買戻価格は、当該強制買戻日（又は当該日が評価日でない場合直前の評価日の評価時点）の評価時点で決定される受益証券の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格に、当該評価日の当該評価時点において買戻資金として換金される投資対象の公表された価値と実際に換金した額との差額を調整した額を加減し（管理会社の裁量による）、未控除の償却金額（受益証券の当該クラスの受益証券の買戻費用を控除後）を控除した額に相当する額とします。

受益証券の強制買戻しの支払は、受益証券にその氏名が登録されている者（又は、共同所有の受益証券の場合は、その受益者名簿に最初に氏名が記載されている者）に対し買戻された受益証券のクラスの通貨建てで（管理会社が別途判断する場合を除きます。）、電信為替又は電信送金若しくは関連する者に提示又は支払われる小切手により、支払資金が準備でき次第速やかに、その他、受託会社が、管理会社と協議の上、随時定める条件の充足を条件としてその定める方法により（関係者の責任で）なされます。

受益証券の任意買戻しは停止される場合があります。下記「3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、②

純資産総額の計算の停止」をご参照下さい。

(2) 日本における買戻し

日本における受益者は、以下に従い、本ファンドの受益証券の買戻しを請求することができます。買戻し請求は、日本における販売会社又は販売取扱会社に対して行うものとします。

日本における受益者は、買戻し通知を適用される買戻日の30暦日前に若しくはそれ以前に販売会社が管理会社及び受託会社と協議の上決定するその他の期限に日本における販売会社に対して提出するものとします。買戻し通知が上記の期限を過ぎて受領された場合、翌買戻日の受益証券の買戻し請求として扱われます。

受益証券の買戻しは、1,000,000円相当額以上の口数とします（ただし、日本における販売会社は上記と異なる買戻し単位を定めることができます。）。

買戻し代金は、買戻された受益証券1口当たり純資産価格に買戻された受益証券の口数倍した金額から送金手数料等及び適用される買戻し手数料を控除した金額になります。

日本における販売会社は、原則として買戻し代金を当該買戻日の純資産総額が計算された後、5営業日目以降に支払います。

日本における買戻し手続にあっても、買戻しが一定の状況において停止される場合があります。停止期間中、管理会社は買戻しを行いません。（下記「3 資産管理等の概要、(1) 資産の評価、(2) 純資産価額の計算の停止」をご参照下さい）。

3 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

① 純資産総額の計算

純資産総額は、管理事務代行会社によって計算されます。当初、純資産総額は月次ベースで計算され、取引日及び買戻日は、各月の最終営業日とし、申込日は、それに応じて各月の最初の営業日とします。その後、純資産総額は、日次ベースで計算することができ、その場合、取引日、買戻日及び申込日は、各営業日となります。月次から日次ベースの計算に変更される場合、受益者に通知なく行うことができ、その結果、管理事務代行報酬は上記「第1ファンドの状況、4 手数料等及び税金、(3) 管理報酬等」に記載されており増額されます。

本ファンドの1口当たり純資産価格は、本ファンドの純資産総額（その総資産の額から未払費用及び経費を含むその債務を差引いた額で、以下「純資産総額」といいます。）をその時点で発行済の本ファンドの受益証券の総口数で除して計算されます。純資産総額は、特定のクラス及び／又はシリーズに帰属する資産及び負債が当該クラス及び／又はシリーズの受益証券の所有者によってのみ負担され、他のクラス及び／又はシリーズの受益証券の所有者が負担しないことを確保するように、管理会社と協議の上、受託会社が決定する合理的な配分方法に基づき、異なるクラス及び／又はシリーズに配分されます。米ドルクラスでない各クラスに帰属する純資産総額は、各取引日に管理会社と協議の上、受託会社が決定する為替レートにより当該クラスの機能通貨に換算されます。管理事務代行会社は、各取引日の営業終了時に、本ファンドの純資産総額を計算します。

純資産総額は、ファンドへの投資に関連して、本ファンドが投資するファンドに対する本ファンドの比例持分にに基づき計算されます。管理事務代行会社は、各保有ファンドの1口当たり純資産価格を取得する責任を負います。

直接投資に関しては、各投資の市場価格は、当該投資の最も広範かつ代表的な市場に関する管理事務代行会社の決定に基づきます。主要マーケットが証券取引所又は組織化された店頭市場における投資は、管理事務代行会社の裁量により、最終売値又は1以上の値付け業者による買呼値のいずれかで評価されます。かかる価格を確定するために、管理事務代行会社は、S&P、Bloomberg等の合理的な商業的情報源に依拠する自動プロセスを採用することができます。市場価格が容易に入手できない投資又はその他の資産は、受託会社と協議の上管理会社により誠実に決定された公正価値で評価され、かかる評価額は全ての受益者について最終的かつ確定的なものとなります。管理事務代行会社は、市場価格が継続的に容易に入手できる直接投資について、ダブリン時間で午後5時時点の価格を使用します。

1口当たり純資産価格の公表開始期間は、管理会社の裁量で決められますが、管理事務代行会社が対象資産の最終価格を受領してから48時間とします。

本ファンドの1口当たり純資産価格は、管理事務代行会社の事務所において入手できます。

本ファンドの資産は、以下を含むものとみなされます。

- 1) 所有するか取得の契約済みの全ての投資対象、及び当該投資対象に関する全ての未実現利益（又は損失）
- 2) 全ての現金、貸付金又は預金（これらの未収利息を含みます。）
- 3) 全ての手形、要求払い約束手形及び未収金（売却済だが引渡されていない投資対象の売却代金を含みます。）
- 4) その他全てのあらゆる種類及び性質の資産（前払費用を含みますがこれに限定しません。）

本ファンドの負債は、以下を含むものとみなされます。

- 1) 全ての借入れ、手形及び未払金
- 2) 未払管理会社報酬及びインセンティブ報酬
- 3) 全ての未払管理事務代行費用（サービスプロバイダー及び代理人に対する全ての未払報酬を含みます。）及びに年次監査報酬、受託会社報酬、弁護士報酬その他報酬の見積額の引当金及び管理会社への未払追加報酬、
- 4) 現在及び将来の全ての既知の負債（期限の到来した契約上の金銭又は財産の支払義務を含みますが、これに限定されません。）
- 5) 現在及び将来課せられる租税公課に対する適切な引当金
- 6) 受託会社はその引当金を必要と判断する本ファンドのその他全てのあらゆる種類及び性質の債務

② 純資産総額の計算の停止

管理会社は、受託会社と協議の上、本ファンドの純資産総額の計算並びに／又は本ファンドの受益証券の一若しくは複数のクラスの受益証券の発行及び／又は買戻しを停止し、並びに／又は買戻しのために本ファンドのあるクラスの受益証券を提出した者への買戻金の支払期間を以下の期間全体に亘り又はその一部期間につき延長することができます。

- 1) 本ファンドの投資対象の大部分又は受益証券のあるクラスに帰属する大部分が上場され、値付けされているか又は取引されている証券取引所、商品取引所、先物取引所、仮想通貨その他のデジタル資産の取引所、又は店頭取引市場が閉鎖（通常の週末及び休日の閉鎖を除きます。）されているか、又は当該取引所若しくは市場での取引が制限又は停止されている期間
- 2) 管理会社の意見において、本ファンドによる投資対象の処分が合理的に実行可能でない又は当該処分により本ファンドの受益者に重大な不利益を与える状況が存在するとき
- 3) 本ファンドの投資対象の価格若しくは純資産総額の確定に通常採用されるいずれの方法も使用できないとき、又はその他の理由により本ファンドのいずれかの投資対象の価格若しくは純資産総額を、管理会社の意見において合理的又は公正に確定できないとき
- 4) 本ファンドの投資対象の償還若しくは現金化、又は当該償還若しくは現金化に関連する資金の移転を、管理会社の意見において通常の価格又は通常の為替レートで実行することができない期間
- 5) 本ファンドの運営に関連して受託会社又は管理会社の業務が、疫病、戦争、テロ、反乱、革命、秩序不安、暴動、ストライキ若しくは天災の結果又はこれに起因して大幅に中断又は閉鎖される期間
- 6) 法律又は適用ある法的手続により当該停止が義務付けられるとき
- 7) 理由を問わず、当該停止が本ファンドの受益者にとって最善の利益であると管理会社が判断するとき

本ファンドの全ての受益者には、合理的に実行可能な限り速やかに当該停止を書面で通知され、当該停止が解除され次第速やかに通知されます。

取引の停止

受益証券の発行及び買戻し並びに当該取引についての支払は、1口当たり純資産価格の計算が中止される状況においては中止されます。

受託会社は、当該中止がなされたか又は解除された場合、可及的速やかに受益者に知らせます。購入申込又は買戻通知は当該中止の期間撤回できず、場合によっては翌申込日又は買戻日についてのものとして処理されます。

(2) 保管

受益証券証書は発行されません。したがって、受益証券について保管の取決めは必要とされません。

(3) 信託期間

下記「(5) その他、①本ファンドの解散」に記載する事由にしたがって事前に終了しない限り、本ファンドは信託証書の作成日から始まり、当該作成日から150年の期間の満了時に終了します。

(4) 計算期間

本ファンドの決算日は毎年5月末日です。(初回決算日は2019年5月31日です。)

(5) その他

① 本ファンドの解散

本ファンドのシリーズは以下に定めるいずれかの事由が最初に発生した時点で終了します。

- (a) 当該シリーズ・トラストが違法となるか、又は受託会社の判断において、当該シリーズ・トラストの継続又は当該シリーズ・トラストを他の法域に移転することが実務上実行不能、不可能若しくは望ましくないか当該シリーズ・トラストの受益者の利益に反することになる場合。
- (b) シリーズ・トラスト決議により当該シリーズ・トラストの受益者が決定した場合。
- (c) 信託証書の日付に開始し、当該日付から150年後に終了する期間の終了時。
- (d) 受託会社が辞任する意図を書面にて通知した場合、又は受託会社が強制清算若しくは任意清算となる場合で、受託会社及び管理会社が当該通知又は清算手続の開始から120日以内に受託会社の後任として受託会社の地位を承継する他の法人を任命できない場合。
- (e) 管理会社が辞任する意図を書面にて通知した場合、又は管理会社が強制清算若しくは任意清算となる場合で、受託会社及び管理会社が当該通知又は清算手続の開始から120日以内に管理会社の後任として管理会社の地位を承継する他の法人を任命できない場合。
- (f) 受託会社と管理会社が当該シリーズ・トラストが終了すべきであると合意した場合。
- (g) 本書において開示されるその他の状況の場合。

上記の条件に基づきシリーズ・トラストが終了する場合、受託会社は直ちに当該シリーズ・トラストの受益者に当該終了の旨を通知します。

本ファンドの終了時に、管理会社は、本ファンドに関して管理会社により行われた全ての借入れ(及びその利息)の返済、及び(管理会社又はその他の関連する第三者によって本ファンドの資産から別途支払われない限りにおいて)信託証書に詳述される全ての経費、手数料、費用及び請求に応じるために(現金又は当座預金若しくは普通預金とともに)十分な本ファンドの一部を構成する全ての投資対象を換金します。かかる換金及び借入れの返済は、管理会社が決定する方法及び本ファンドの終了後の期間内に実行及び完了します。

かかる換金の後、受託会社は、随時及び受託会社が好ましいと考える時点で、上記及び信託証書に規定される事項に従うことを条件として、受益者に対し、それぞれが保有するか保有しているとみなされる受益証券の数に按分して、本ファンドの投資対象の換金により得た全ての純現金及び本ファンドの一部を構成し、かかる分配のために利用できるその他の現金のうち受託会社が決定する額を分配します。

受託会社は、本ファンドの分配金支払勘定に貸記されているがそれまでに分配されていない全ての金銭を分配します。受託会社は、本ファンドの信託財産の換金が完了した日から6年間受益者から請求がない場合、換金額についていかなる債務も負いません。

管理会社又はその他の関連する第三者が本ファンドの資産から別途支払う場合を除き、受託会社は、本ファンドの終了に関連して、又はそれに起因して受託会社が負担し、行われ、若しくは拘束される全ての公租公課、諸費用並びにその他の経費、手数料、報酬、費用、要求、請求のための引当金を信託財産から留保する権利を有します。

② 信託証書の変更

信託証書は、全ての受益者又は場合により影響を受けるシリーズ・トラストの受益者への10日前の書面に

よる通知をもって（通知は、場合により受益者決議又はシリーズ・トラスト決議により放棄することができません。））、受託会社及び管理会社が補遺信託証書により、受益者又は影響を受けるシリーズ・トラストの受益者の最良の利益になると思料する方法及び範囲を限度として、信託証書又は補遺信託証書の条項を変更、修正、一部変更又は追加することができる」と規定しています。ただし、（a）受託会社は書面にて、その意見において、かかる変更、修正、一部変更又は追加が、

- 1) 既存の受益者又は場合により影響を受けるシリーズ・トラストの受益者の利益を重大に侵害せず、また受益者又は場合により影響を受けるシリーズ・トラストの受益者に対する責任から受託会社及び管理会社を免責することがないこと、
- 2) 会計、法令又は公式の要件（法律の効力を有するか否かにかかわらず）を可能な限り遵守するために必要であること、又は
- 3) 明白な誤りを訂正するために必要であること

を証明した場合を除き、当該変更、修正、一部変更又は追加は、受託会社が当該変更、修正、一部変更又は追加を承認する受益者決議若しくは場合によりシリーズ・トラスト決議をあらかじめ取得することなく行われてはならず、又（b）受益者にその受益証券について追加支払義務を課すること又は受益証券に関する債務を負担する義務を課することとなる当該変更、修正、一部変更又は追加を行うことはできません。

信託証書の規定に関わらず、シリーズ・トラストに関して外国投資信託に関する届出が日本の金融庁になされる場合、変更、修正、一部変更又は追加に係る届出が適用ある日本の法令に基づき金融庁に提出されるまで、信託証書の条項に変更、修正、一部変更又は追加をすることはできません。また、提案された信託証書の条項への変更、修正、一部変更又は追加が重大と考えられる場合、適用ある日本の法令に基づき事前の通知が日本に居住する全ての受益者になされるまで、当該変更、修正、一部変更又は追加をすることはできません。

③ 関係法人との契約の更改等に関する手続

投資助言契約

投資助言契約は、書面の合意により、いずれかの当事者が他方当事者に3か月前に書面で通知することにより、又は投資助言契約に詳細が記載された特別な状況においては直ちに解除することができます。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、いずれかの当事者が他方当事者に3か月前に書面で通知することにより、又は管理事務代行契約に詳細が記載された特別な状況においては直ちに解除することができます。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約の契約期間は無期限ですが、管理会社又は販売会社のいずれか一方から、書面による3か月前の通知（又は他方当事者が同意するそれより短い期間の通知）をなすことにより解約することができます。さらに、受益証券販売・買戻契約は、（i）一方の当事者に本契約上の義務の重大な不履行があり、他方の当事者からその是正を要求した通知の受領後30日以内にかかる不履行が是正されない場合、又は、（ii）一方の当事者が解散した場合（他方当事者が書面で事前に承認した条件での会社更生又は合併を目的とする任意清算の場合を除きます。）、その債務が支払不能となった場合、その資産につき管財人が任命され若しくは破産手続きが開始された場合、又はこれと同様の効果を有する事由が発生した場合、一方の当事者から他方の当事者への書面による通知をもって直ちに解除することができます。

代行協会員契約

代行協会員契約の契約期間は無期限ですが、日本において代行協会員の指定が要求されている限り、管理会社のための日本における後任の代行協会員が指定されることを条件として、管理会社又は代行協会員のいずれか一方から、書面による3か月前の通知（又は他方当事者が同意するそれより短い期間の通知）をなすことにより解約することができます。さらに、代行協会員契約は、（i）一方の当事者に本契約上の義務の重大な不履行があり、他方の当事者からその是正を要求する通知の受領後30日以内にかかる不履行が是正され

ない場合、又は(ii) 一方の当事者が解散した場合（他方当事者が書面で事前に承認した条件での会社更生又は合併を目的とする任意清算の場合を除きます。）、その債務が支払不能となった場合、その資産につき管財人が任命され若しくは破産手続きが開始された場合、又はこれと同様の効果を有する事由が発生した場合、一方の当事者から他方の当事者への書面による通知をもって直ちに解除することができます。

保管契約

いずれの当事者も、少なくとも3か月前の書面による通知により、又は重大な違反があった場合、書面による30日前の通知により、保管契約を解除することができます。ただし、当該重大な違反が8営業日以内に是正される場合は、この限りではありません。

通貨ヘッジ契約

通貨ヘッジ契約は、90日前に他方当事者に書面で通知することにより、又は通貨ヘッジ契約に詳細が記載されている特別な状況においては直ちに、いずれかの当事者により解除することができます。

4 受益者の権利等

(1) 受益者の権利等

受益者が管理会社及び受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社及び受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、販売会社との間の口座約款に基づき、販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

受益証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

① 分配金請求権

円クラスA受益証券の各受益者は、分配金を請求する権利を有しません。

② 買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを管理会社に請求する権利を有します。ただし、信託証書及び本書に規定された制限及び規制に服します。

③ 残余財産分配請求権

本ファンドが解散された場合、受益者は管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

④ 損害賠償請求権

一般に、管理会社及び受託会社に対し、信託証書に定められた故意の不履行、詐欺、不正行為又は重大な過失から生じた場合を除き、損害賠償請求権は認められません。

⑤ 議決権

各受益者は信託証書の条項に従い議決権を有しています。

(2) 為替管理上の取扱い

日本の受益者に対する本ファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3) 本邦における代理人

シティニューワ法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号 丸の内三井ビル

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

① 管理会社又は本ファンドに対する、法律上の問題及びJSDAの規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

② 日本における受益証券の募集販売及び買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人及び金

融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 平田 晴幸

東京都千代田区丸の内二丁目2番2号 丸の内三井ビル

シティニューワ法律事務所

です。

(4) 裁判管轄等

前記(3)②の取引に関連して日本の投資者が提起する訴訟に限って、その裁判管轄権は下記の裁判所が有し、適用法は日本法であることを管理会社は承認しています。判決の執行手続は、日本法に従って行われます。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

第3 ファンドの経理状況

1 財務諸表

本ファンドは、受益証券の当初申込期間の終了後、2019年1月31日から業務を開始するため、現在、本ファンドは資産を有しません。最初の年次報告書は、2019年5月31日に終了する期間に関して作成されます。本ファンドの報告書の監査は、ケーピーエムジー ケイマン諸島に委託されています。

① 貸借対照表

該当事項はありません。

② 損益計算書

該当事項はありません。

③ 投資有価証券明細表等

該当事項はありません。

2 ファンドの現況

該当事項はありません。

第4 外国投資信託受益証券事務の概要

(1) 受益証券の名義書換

取扱機関 カセイス・アイルランド・リミテッド

(CACEIS Ireland Limited)

取扱場所 アイルランド共和国、D01 C2C5、ダブリン1、IFSC、カスタム・ハウス・プラザ1

(1 Custom House Plaza, IFSC, Dublin 1, D01 C2C5, Ireland)

日本の受益者については、受益証券の保管を販売会社に委託している場合、その販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のもの（ただし、下記「(3) 受益者に対する特典、譲渡制限」をご参照下さい。）については本人の責任で行われます。

名義書換の費用は徴収されません。

(2) 受益者集会

受託会社は、信託証書の条項により集会の開催を要求される場合、又は受益者決議が発議されている場合には、1口当たり純資産価格の総額が全てのシリーズ・トラストの純資産価額の3分の1以上となる受益証券を所有すると登録された受益者の書面による請求により、若しくはシリーズ・トラスト決議が発議されている場合には、関連するシリーズ・トラストの受益証券の口数の3分の1以上を所有すると登録された受益者の書面による請求により、全ての受益者又はシリーズ・トラストの受益者のいずれかの集会を場合により、集会の開催通知に記載される日時及び場所で招集するものとし、その集会には本別紙の以下の規定が適用されます。

受益者が管理会社及び受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社及び受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、日本における販売会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

受益者は、受託会社及び管理会社による事前の書面による同意を得た場合のみその保有する受益証券を譲渡することができます。管理会社は、いかなる者（米国人（米国人とは、1933年米国証券法（その後の改正を含みます。）に基づくレギュレーションSに定義されます。）及び、制限付例外がありますがケイマン諸島の居住者又は所在地事務代行会社を含みます。）による受益証券の取得も制限することができます。

全ての譲受者は、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律（改正済）の規定に遵守する目的で、受託会社によって要求されるマネー・ロンダリング防止手続を遵守する義務があります。

第三部 特別情報

管理会社の概況

1 管理会社の概況

(1) 資本金の額

2018年7月末日現在の発行済資本金の額は、50,000米ドル（約555万円）で、全額払込済です。管理会社の授権株式総数は、額面1米ドルの株式5万株で、発行済株式数は、普通株式50,000株です。なお、管理会社の純資産の額は、2018年7月9日現在、621,705米ドル（約6,905万円）です。

管理会社の設立後の資本金に変更はありません。

(2) 会社の機構

定款によれば、管理会社の事業は複数の取締役において管理されます。ケイマン諸島の会社法（改正済）又は定款により、管理会社が株主総会により行使すべきとされるものを除き、複数の取締役は、管理会社の全ての権限を行使することができます。ただし、定款による規則、ケイマン諸島の会社法（改正済）及び管理会社が株主総会で定める規則（定款の規則と矛盾しないもの）又は規定に従うことを要します。なお、管理会社が株主総会で制定したいずれの規則によっても、当該規則が制定されなければ有効であった複数の取締役の以前の行為は、無効とならないものとします。

管理会社は、信託証書に基づき管理会社に付与された権利、特権、権限、義務、信認及び裁量の全部又は一部をいかなる個人、機関、企業又は法人にも委託する権限を有します。かかる委託は、管理会社が決定する条件に基づき、管理会社が決定する期間及び報酬に基づいて行うことができ、再委託する権限及び本ファンドの資産から補償を受ける権利を含む管理会社が決定する規則に従うことができます。管理会社は、適用法により認められる範囲において、(i) 当該損失が管理会社の詐欺、悪意、重大な過失、故意による不履行又は無謀な行為の結果として生じる場合、又は、(ii) 当該委託先又は再委託先が管理会社の関連会社である場合を除き、委託先又は再委託先の作為又は不作為を理由として本ファンドに生じるいかなる損失に対しても責任を負いません。適用法令に従うことを条件として、管理会社は、いずれかの委託先を任命するにあたり、合理的な注意を払っていることを条件として、当該委託先を監督する責任を負いません。

投資助言契約により、管理会社は、一定の管理事務を本ファンドに提供する責任を投資助言会社に委託しました。

信託証書に従って、管理会社は、（信託証書に基づくその権限及び義務の適切な履行において）本ファンドに関して管理会社として受ける訴訟、費用、請求、損害、費用又は要求に対する補償を目的として、本ファンドの資産へ求償する権利を有します。ただし、管理会社の不正行為、重大な過失又は故意による不履行により生じた作為又は不作為に起因する訴訟、費用、請求、損害、費用又は要求については、この限りではありません。さらに、適用法令に従うことを条件として、受益者又は本ファンドに対する損失に対する管理会社及びその取締役、役員、従業員、代理人及び委託先（各々「関連当事者」といいます。）の責任は、損失が管理会社又は場合により管理会社の関連当事者の不正行為、悪意、重大な過失、故意による不履行又は無謀な行為のみの直接的な結果である場合に限定されるものとします。

管理会社は、210日前（又は受託会社と管理会社との間で書面で合意したより短い通知期間）までに書面で受託会社に通知することにより、辞任し、地位を退くことができます。管理会社が辞任の意思を書面で通知した場合、又は管理会社が清算手続（強制的か任意的かを問わない）が開始された場合で、管理会社の地位を受諾することができ、受託会社が他の全ての点で代替りの管理会社として適していると判断する別の法人を見つけることができる場合、受託会社及び代行管理会社は、当該後任管理者を当事者とする補遺信託証書により、当該後任管理者を本トラストの管理会社と任命します。

2 事業の内容及び営業の概況

管理会社は、ケイマン諸島の会社法（改正済）により禁止されている事項の他は、制限されておりません。

本トラスト及び本ファンドの管理会社は、ケイマン諸島金融庁に登録されたケイマン諸島の免税会社であるエポック・パートナーズ・リミテッドです。管理会社は、投資運用サービスを本ファンドに提供するため

に証券投資業法（その後の改正を含みます。）に基づく適用除外を認められており、信託証書に従い本ファンドの資産の投資全般に責任を有します。管理会社は、JSDAが日本における公募ファンドを管理する資産運用会社に対して要求する資本要件に適合します。

管理会社は、2017年11月8日から業務を開始しているため、管理会社は、2018年6月末日現在、投資信託の管理・運用は行っていません。

3 管理会社の経理状況

管理会社は、2017年11月8日から業務を開始し、最初の年次報告書は、2019年5月31日に終了する期間に関して作成されます。管理会社の報告書の監査は、IFRSに従い、ケーピーエムジー ケイマン諸島に委託されています。

(1) 貸借対照表

該当事項はありません。

(2) 損益計算書

該当事項はありません。

4 利害関係人との取引制限

管理会社及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限については、特に記載すべき事項はありません。なお、上記「第二部ファンド情報、第1ファンドの状況、3投資リスク、(1)リスク要因、②利益相反」をご参照下さい。

5 その他

(1) 定款の変更

管理会社の定款の変更又は解散に関しては、株主総会の決議が行われなくてはなりません。

(2) 事業譲渡又は事業譲受

管理会社の事業譲渡又は事業譲受は、予定されていません。

(3) 出資の状況

該当事項はありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本書の日付現在、管理会社及び本トラストに重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は、毎年6月1日に開始し、翌年の5月31日に終了します。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

別紙A

定義

「決算日」とは、各暦年の5月の最終営業日（初年度決算日は2019年5月31日）又は管理会社が受託会社と協議の上決定するその他の日をいいます。

「管理事務代行会社」とは、本ファンドに関して管理事務代行会社として行為する、アイルランド共和国、D01 C2C5、ダブリン、ダブリン1、IFSC、カスタム・ハウス・プラザ1に所在するカセイス・アイルランド・リミテッドをいいます。

「管理事務代行契約」とは、本ファンドに関して受託会社、管理会社及び管理事務代行会社の間で締結される契約をいいます。

「代行協会員」とは、本ファンドの日本の代理人として行為する106-0041日本国東京都中央区銀座二丁目2番4号ヒューリック西銀座第2ビル6階に所在するTeneo Partners株式会社又は本ファンドの代行協会員（日本）として管理会社によって任命されるその他の者をいいます。Teneo Partners株式会社は、金融庁に登録されており、ライセンス番号は2315です。

「AIFMD」とは、オルタナティブ・インベストメント・ファンドマネージャーに関する欧州連合指令（2011/61/EU）をいいます。

「監査人」とは、本ファンドに関して監査人として行為する、ケイマン諸島、グランド・ケイマン、私書箱493、ジョージ・タウン、クリケット・スクエア、センチュリー・ヤードに所在するケービーエムジー ケイマン諸島をいいます。

「基本通貨」とは、米ドル及び本ファンドが投資を予定する主要な通貨並びに／又は本ファンドの対象資産及び投資対象の主要な通貨であると予定される主要な通貨をいいます。

「営業日」とは、日本、アイルランド共和国及び英国の銀行が営業している日及び管理会社が受託会社と協議の上決定するその他の日をいいます。

「ケイマン」とは、英国海外領ケイマン諸島をいいます。

「クラス」とは、本ファンドの受益証券の米ドルクラス、円クラスA、円クラスC、英ポンドクラス及びユーロクラス並びにその他のクラスをいいます。信託証券の条項は、受託会社が既存の受益者の同意なしに本ファンドの受益証券の追加のクラスを設定することを認めています。

「仮想通貨」及び「仮想資産」とは、取引手段となることを意図されたデジタル若しくは仮想の通貨又は資産をいい、これによって取引を保証し、及び／又はかかる通貨若しくは資産の単位の設定を管理し、及びこれらの移転を検証するために暗号化技術及び暗号手法が使用されます。

「仮想通貨取引所」、「仮想通貨取引市場」及び「仮想通貨市場」とは、他の仮想通貨、デジタル資産又は法定通貨と引換えに仮想通貨を購入及び売却できる市場をいいます。

「仮想通貨ウォレット・プロバイダー」とは、仮想通貨を保存、受領及び移転するために使用されるデジタル・ウォレットのプロバイダーをいいます。

「通貨ヘッジ契約」とは、本ファンドに関して管理会社及びヘッジ・アドバイザーの間で締結される契約をいいます。

「保管会社」とは、本ファンドに関して保管会社として行為する、アイルランド共和国、D01 C2C5、ダブリン、ダブリン1、IFSC、カスタム・ハウス・プラザ1に所在するカセイス・バンク、アイルランド支店又は投資ガイドラインに従って受託会社によって任命されるその他の保管会社をいいます。

「保管契約」とは、本ファンドに関して受託会社及び保管会社の間で締結される契約をいいます。

「取引日」とは、各暦月の最終営業日又は管理会社が受託会社と協議の上決定するその他の日をいいます。

「デジタル資産」には、仮想通貨、トークン、イニシャル・コイン・オファリング（ICO）、仮想通貨マイニング、仮想通貨レンディング、デジタル・インフラ会社、ブロックチェーンその他の分散型台帳技術（DLT）関連投資、デジタル資産インフラ会社（ワイヤレス・タワー、キャリアー、データ・センター、ファイバー、スモール・セル、スマート・テクノロジー（IoT））及び関連インフラ会社並びにフィンテック及びAI（人工知能）等の関連分野が含まれますが、これらに限りません。

「販売会社」とは、本ファンドの販売会社（日本）として行為する106-0041日本国東京都中央区銀座二丁目2番4号ヒューリック西銀座第2ビル6階に所在するTeneo Partners株式会社又は本ファンドの販売会社（日本）として管理会社によって任命されるその他の者をいいます。Teneo Partners株式会社は、金融庁に登録されており、ライセンス番号は2315です。

「適格投資家」とは、信託証書に明記され、本書の「第二部ファンド情報、第2管理及び運営、1申込（販売）手続等、（1）海外における販売」で詳述される適格基準を満たす者をいいます。

「ユーロクラス」とは、本書に表示されるユーロクラスという名称の受益証券のクラスをいいます。

「法定通貨」とは、政府が法定通貨と宣言した通貨をいいますが、物理的な商品によって裏づけされているものではありません。

「金融商品取引法」とは、日本の金融商品取引法をいいます。

「FMA」とは、ニュージーランド金融市場庁をいいます。

「機能通貨」とは、各クラスに関して以下をいいます。

クラス	機能通貨
米ドルクラス	米ドル
円クラスA	円
円クラスC	円
英ポンドクラス	英ポンド
ユーロクラス	ユーロ

「本ファンド」とは、エポック・デジタル・アセットをいい、2018年6月28日付補遺信託宣言（随時変更、修正及び／又は補足される）（以下「補遺信託証書」といいます。）によって設定される本トラストの個別のシリーズ・トラストです。本ファンドへの言及は、文脈上許される場合には、その受託者として行為する受託会社を含むものとします。

「英ポンドクラス」とは、本書に表示される英ポンドクラスという名称の受益証券のクラスをいいます。

「ヘッジ・アドバイザー」とは、2005年から金融行為監督機構（及びその前身）によって認可を受け監督される、ロンドンを拠点とするグローバル・マクロの投資運用会社で、英国、ロンドンN1 7GU、ウェンロック・ロード20-22

に所在するペンリッチ・キャピタル・ユークー・リミテッドをいいます。

「IFRS」とは、国際財務報告基準をいいます。

「インセンティブ報酬」とは、信託証書及び本書の条項に従って、本ファンドによって管理会社に支払われるインセンティブ報酬をいいます。

「イニシャル・コイン・オファリング」とは、デジタル通貨と引換えに「コイン」又は「トークン」を発行することによって、事業体／個人が特定の事業の資金調達を行う手段をいいます（その全てがブロックチェーン技術を使用して記録されます。）。

「投資対象」とは、いかなる者、組織（法人格の有無を問わない。）、ファンド、信託、世界各国、州若しくは地域の政府又は機関により発行される持分、ファンド若しくは運用勘定、取引所取扱い商品、株式、債券、社債、優先株、ワラント債、転換社債、ローンストック、ユニット型投資信託のユニット又はサブユニット、パートナーシップの持分、ストック・オプション若しくは先物契約、通貨スワップ若しくは金利スワップ、先物為替予約、レポ取引及びリバースレポ取引、譲渡性預金、手形、コマーシャル・ペーパー又はその他あらゆる種類の証券（金融派生商品を含みます。）又はこれらのものに対し行う貸付（又は貸付への参加）、又はミューチュアル・ファンド若しくは同種スキームへの参加、及び短期金融市場における利益を獲得する短期投資又は短期預金（定期預金、銀行引受手形、その他の銀行債券）、及び本書の「第二部ファンド情報、第1ファンドの状況、2投資方針」で詳述され、また信託証書で別途定義されるその他の投資対象をいいます。

「投資助言会社」とは、2013年金融市場行為法に基づき認可を受け、FMAにより監督されるニュージーランドの投資一任スキームの運用者である、ニュージーランド、クリストチャーチ8014、メリベール、チャールトン・ミル・ロード26、レベル1に所在するランファーリー・ストラテジック・リミテッド、又は本ファンドの投資助言会社として管理会社によって任命されるその他の者をいいます。本ファンドは、FMAによって規制されていません。

「投資助言契約」とは、本ファンドに関して管理会社及び投資助言会社の間で締結される投資助言契約をいいます。

「投資委員会」とは、本書の「第二部ファンド情報、第1ファンドの状況、2投資方針、（3）運用体制」に記載されるその意味を有するものとします。

「投資ガイドライン」とは、本書の「第二部ファンド情報、第1ファンドの状況、2投資方針、（5）投資制限」に記載される本ファンドに適用されるガイドラインをいいます。

「投資制限」とは、本書の「第二部ファンド情報、第1ファンドの状況、2投資方針、（5）投資制限」に記載される投資ガイドラインに含まれる本ファンドに適用される投資制限をいいます。

「日本円」又は「円」とは、日本の法定通貨をいいます。

「円クラスA」とは、本書に表示される円クラスAという名称の受益証券のクラスをいいます。

「円クラスC」とは、本書に表示される円クラスCという名称の受益証券のクラスをいいます。

「キーパーソン」とは、取締役、役員又は契約に基づくコンサルタントをいいます。

「管理報酬」とは、信託証書及び本書の条項に従って、本ファンドによって管理会社に支払われる管理報酬をいいます。

「管理会社」とは、ケイマン諸島の免税会社である、ケイマン諸島、グランド・ケイマンKY1-9005、ジョージ・タウ

ン、エルジン・アベニュー190に所在するエポック・パートナーズ・リミテッド又は信託証書の規定に従い本ファンドの管理会社として任命されるその他の者をいいます。エポック・パートナーズ・リミテッドは、ケイマン諸島で設立され、ケイマン諸島の証券投資事業法（改正済）に基づきケイマン諸島金融庁に登録された有限責任会社です。管理会社は、投資委員会に直接に委託し、また、追加のサービスを提供するために投資助言会社を任命しました。

「英文オファリング・メモランダム」とは、英文の目論見書をいい、随時変更、全面改定又は補足されます。

「純資産総額」又は「本ファンドの純資産総額」とは、本ファンド、又は場合により既定のクラス若しくはシリーズの純資産総額をいい、本書の「第二部ファンド情報、第2管理及び運営、3資産管理等の概要、（1）資産の評価」に記載され、また信託証書に別途明記される方法で計算されます。

「1口当たり純資産価格」とは、各受益証券の純資産価格をいい、本書の「第二部ファンド情報、第2管理及び運営、3資産管理等の概要、（1）資産の評価」に記載され、また信託証書に別途明記される方法で計算されます。受益証券の複数のクラス又はシリーズの受益証券が発行される場合、「1口当たり純資産価格」とは、受益証券の特定のクラス又はシリーズの受益証券について使用される場合、関連する純資産総額を評価日における発行済受益証券の当該クラス又はシリーズの受益証券の口数で除した額をいいます。純資産総額は小数点第5位まで計算されます。

「プライバシー・コイン」とは、匿名性を促進するように設計された仮想通貨又は日本の金融庁により禁止されているその他の暗号資産をいいます。2018年6月現在で、モネロ（XMR）、ダッシュ（DASH）、オーガーのレピュテーション（REP）及びジーキャッシュ（ZEC）が含まれますが、時間とともに変更されることがあります。

「買戻日」とは、各取引日又は管理会社が受託会社と協議の上決定するその他の日をいいます。

「買戻し手数料」とは、「第1ファンドの状況、4手数料等及び税金、（2）買戻し手数料」に参照される手数料をいいます。

「買戻通知」とは、所定の様式又は管理会社が別途承認する様式による受益証券の買戻しの通知をいいます。

「買戻価格」とは、買戻日の1口当たり純資産価格から受益者が受託会社に支払うべき経費を差引いた額をいいます。

「申込手数料」とは、「第1ファンドの状況、4手数料等及び税金、（1）申込手数料」に参照される申込手数料をいいます。

「有価証券」とは、金融商品取引法において有価証券と定義される資産をいいます。現時点では、有価証券に仮想通貨又はICOは含まれません。法律は随時変更されますが、最新情報は、金融庁のウェブサイトwww.fsa.go.jpにて見ることができます。

「シリーズ」とは、信託証書の適用条項に従って設定されるクラスの受益証券のシリーズをいいます。

「シリーズ・トラスト」とは、個別の異なるトラストとして信託証書に従って設定される個別のサブ・トラスト又は本トラストのサブ・トラストである「シリーズ・トラスト」をいいます。信託証書の条項によって、受託会社は既存の受益者の同意なしに個別のシリーズ・トラストを設定することを認められています。

「購入申込書」とは、所定の様式又は管理会社が別途承認する様式による受益証券の購入申込書をいいます。

「申込日」とは、各暦月の最初の営業日又は管理会社が受託会社と協議の上決定するその他の日をいいます。

「申込価格」とは、本書に定める関連する申込日の1口当たり発行価格に受益者が受託会社に支払うべき経費又は金銭を加算した額をいいます。

「本トラスト」とは、信託証書によって設定されたケイマン諸島のアンブレラ型ユニット・トラストである、キャピタル・ストラテジーズ・トラストをいいます。

「信託証書」とは、受託会社及び管理会社間の2018年6月27日付信託証書をいい、随時変更、修正及び／又は補足され、ケイマン諸島法に準拠します。

「受託会社」とは、インタートラスト・エス・ピー・ヴィー（ケイマン）リミテッド又は随時信託証書の条項に従い受託者として任命されるその他の団体をいいます。

「受益証券」とは、あるシリーズ・トラストの受益権が随時分割された当該シリーズ・トラストの資産の分割できない均等な1口持分をいい、小数点第5位まで計算される1個の受益証券の端数を含みます。文脈上別途解釈される場合を除き、「受益証券」という語は発行済受益証券の全てのクラスを含みます。

「受益者」とは、ある時点で登録されている本ファンドの受益証券の所有者をいい、共同所有者として登録されている者も含みます。

「受益者決議」とは、ある行為を承認又は確認する信託証書に記載される方法による受益者の決議をいいます。

「米国」とは、アメリカ合衆国をいいます。

「米ドル」、「\$」又は「アメリカドル」とは、アメリカ合衆国の法定通貨をいいます。

「米ドルクラス」とは、本書に表示される米ドルクラスという名称の受益証券のクラスをいいます。

「評価日」とは、各取引日（当該日が営業日でない場合は前営業日）及び一般的に又は特別な場合として管理会社が受託会社と協議の上随時決定するその他の日をいいます。

「評価時点」とは、関連する市場における終値を使用する各評価日の23時59分（アイルランド時間）又は受託会社が随時決定し、受益者に事前に通知する時間をいいます。

本書で使用される用語は、別途定義される場合を除き、信託証書で定義される意味を有するものとします。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

受益証券1口当たり純資産価格は、本ファンドに組入れられている有価証券等の値動き等により上下します。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面、手数料に関する記載及び目論見書の内容をよくお読みください。

本ファンドの受益証券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクローリング・オフ)の適用はありません。

本ファンドに係る金融商品取引の概要

当社は、本ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

当社が投資信託の取扱いについて行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において本ファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、次の方法によります。

- 外国投資信託のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該注文に係る代金の全部又は一部を(前受金等)お預かりした上で、お受けいたします。
- 前受金等を全額お預かりしていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預かりいたします。
- ご注文されたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます)。

本ファンドの販売会社の概要

商号等	Teneo Partners株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2315号
本店所在地	〒106-0041 東京都中央区銀座二丁目2番4号 ヒューリック西銀座第2ビル6階
加入協会	日本証券業協会、日本投資者保護基金
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	84.5百万円
主な事業	金融商品取引業
設立年月日	平成21年8月
連絡先	03-4550-2518(代表)

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等について

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。

なお、お取引|についてのトラブル等は、以下のADR(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120-64-5005(フリーダイヤル)

注)ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。